

会議名 財務常任委員会

日 時 令和4年9月14日(火) 午前10時～午後3時36分
令和4年9月15日(水) 午前10時～午後3時02分
令和4年9月16日(木) 午前10時～午後3時05分

場 所 第2・第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 水野忠三 副委員長 鬼頭博和 委 員 梅村 均
委 員 片岡健一郎 委 員 谷平敬子 委 員 大野慎治
委 員 黒川 武 委 員 宮川 隆 委 員 須藤智子
委 員 井上真砂美 委 員 関戸郁文 委 員 堀 巖
委 員 木村冬樹 委 員 榊谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
秘書企画課長 秋田伸裕、同主幹 小出健二、同統括主査 小野誠、同統括主査 宇佐見信仁、協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 須藤隆、同統括主査 夫馬拓也、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、同主幹 井手上豊彦、同統括主査 森吉正、税務課長 古田佳代子、同主幹 佐野亜矢、同統括主査 水野珠美、同統括主査 須田かおる、市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸、福祉課長 石川文子、同主幹 小南友彦、同統括主査 片桐慎治、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 中野高歳、同主幹 高橋善美、同統括主査 浅野弘靖、健康課専門員 城谷睦、同統括主査 小川薫、環境保全課長 隅田昌輝、同主幹兼清掃事務所長 竹安誠、同統括主査 黒田かおり、商工農政課長 竹井鉄次、同統括主査 今枝正継、同統括主査 水谷正樹、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同主幹 岡茂雄、同主幹 加藤淳、企業立地推進室主幹 浅田正弘、維持管理課長 田中伸行、同主幹 吉田ゆたか、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 神山秀行、同主幹 大橋透、同主幹 大徳康司、会計管理者兼会計課長 岡崎祐介、消防本部 総務課長兼防災コミュニティーセンター長 加藤正人、同統括主査 木村裕樹、同主幹 伊藤孝夫、消防本部消防署長 伊藤徹、同主幹 伊藤直樹、学校教育課長 近藤玲子、同主幹 酒井寿、同学校給食センター長 田島勝己、生涯学習課統括主査 井上佳奈、同主幹兼図書館長 若森豊子、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 野田克枝、同主幹 佐久間喜代彦、同統括主査 林高行、監査委員事務局長 佐藤信次

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 56 号	令和4年度岩倉市一般会計補正予算(第7号)	全員賛成 原案可決
議案第 57 号	令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決
議案第 58 号	令和4年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決
議案第 59 号	令和4年度岩倉市上下水道事業会計補正予算(第2号)	全員賛成 原案可決
議案第 60 号	令和3年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 61 号	令和3年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 62 号	令和3年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 63 号	令和3年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 64 号	令和3年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 65 号	令和3年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について	全員賛成 原案可決及び 認定
議案第 66 号	令和3年度岩倉市公共下水道事業会計決算認定について	全員賛成 原案認定

財務常任委員会（令和4年9月14日）

◎委員長（水野忠三君） それでは、皆様、おはようございます。ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案11件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆様、改めましておはようございます。

財務常任委員会につきましては、先ほど委員長から御発言ありましたように、4つの会計の補正予算と7つの会計の決算の認定に係る議案ということで、大変議案が多くなっております。私どももグループ長以上参加させていただいておりますので、丁寧かつ簡潔な答弁に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第56号「令和4年度岩倉市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 防災対策費のところなんですけれども、食料品や衛生用品等の物資、5,000円掛け1,000人分とあるんですけれども、市民のコロナになられた方は、すごく本当にこの食料品は運んでいただいてうれしいということを書いていましたけれども、中身がカップラーメンとかいろいろあるんですけれども、おかゆさんとかが少ないなあというようなことを聞いているんですけれども、この中身はセットになって5,000円分なんですか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

この支援物資の中身につきましては、5,000円を上限といたしまして、お一人3日分、9食分ということになりますけれども、お食事等用意させていただいている状況でございます。

支援させていただく内容につきましては、その時々でなかなか納品していただける事業者との調整等もありまして、なかなか手に入る物資も限りがご

ございますので、その時々には納品していただけるもの、栄養価の高いもの等、できるだけ選定してお届けするように努めている状況でございますので、よろしく願いいたします。ですので、固定した決まったものという形では、全てが同じものという形ではございません。その時々には納品していただいたもので支援に努めているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（谷平敬子君） あと、一番多かった週にどれぐらいの数が出ているか教えていただけますでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

ちょっと今手持ちの詳細な資料がなくて正確なお答えはできないんですけれども、私の記憶でいくと、今年度4月の1か月で50人程度、5月で70人程度、6月で150人程度という状況でございましたが、7月に入ってからこれが500といったような、急遽7月、8月で増えまして、7月、8月で大体1,500人程度の支援というような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（谷平敬子君） この新型コロナウイルスの陽性となった場合の療養期間中の外出自粛について見直しが行われて、無症状の場合は自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど、必要最小限の外出を行うことが可能に今なっていますが、生活支援事業の今後の見直しの考えはあるのか、ちょっとお聞かせください。

◎総務部長（中村定秋君） ただいま御質問いただきましたように、この事業を始めたときと現在では状況は大分変わっているということです。始めた当時は陽性となった方、症状あるなしに関わらず、外出自粛というか外出できない。濃厚接触者の方も外出がなかなかできないという状況の中で始めた事業です。今、御質問いただきましたように、無症状であれば食料品等の買い出し等はできるという状況になっておりますので、やっぱり対象者を少し見直すとか、何かしらこの事業の見直しについては必要かなと思っています。やはり最少の経費で最大の効果を上げることが必要になりますので、本当にお困りの方のところに届くような、そういう事業に見直す必要があるのかなということで、今検討はしているところでございます。

◎委員（大野慎治君） すみません、総論でお聞かせください。

光熱水費で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当されているものと充当されていないものがありますが、新たにまたコロナ対応の臨時交付金が交付されますが、されていないものについても再充当する考えはあるのかお聞かせください。

されているものとされていないものがあるんですけど、今、新たに増額される交付金があると思うんですけど、それを光熱水費に該当するものに、今単費で充てられているものに対して充当するのかもしれないのかの考えをお聞かせください。

◎総務部長（中村定秋君） 現在、指定管理者に対する光熱水費の支援につきましては、交付金の対象になっているんですけども、我々、役所の光熱水費については、基本的にはコロナの交付金の対象になっていないということで、最終的には今後また追加で臨時交付金が交付される予定となっておりますので、コロナ対策で交付金が充てられるところには順次充てていこうと考えておりますし、また新たな事業についても検討が必要かなと考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかにありませんか。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの谷平委員の質問に関連する部分なんですけれども、無症状の方の外出の規制緩和がされるという状況ですので、刻一刻と状況は変わっているということだというふうに理解しております。その中で、他市においてこういう食糧支援等が申請してから5日もしくは7日ぐらいかからないと支援できないという事例も出てきていたように聞いておりますけれども、岩倉市の実態というのはどのような状態なんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） 岩倉市におきましては、まず受付におきましては、健康課のほうで受付をしていただいております。その受付が当日の15時までにされた場合につきましては、その日中というか5時半ぐらいまでにはお届けするように努めさせていただいております。

一部、ほぼその日にお届けしているんですけども、できない状況については、先ほど少し物品の納品の関係で、どうしても納品が間に合わないといったような状況については翌日に何とか御対応させていただくような形でさせていただいております。また、15時以降の受付については、翌日のお昼までにお届けするように対応させていただいている状況でございます。

◎委員（堀 巖君） 私も今の物品の関係でお尋ねします。

さっき、谷平委員からもおかゆという話が出ましたけど、市民の方からもそういう声が届いていると思うんです。揚げ物が続いたり、やっぱり発熱しているときに食べにくいものが届くということで、そこら辺の見直し、さっき総務部長、今後見直していくということもありましたけれども、例えば栄養士の監視下の下に献立とかちゃんと考えているのかどうなのかだとか、そういったことも含めて、今後どのような見直しがされるんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、岩倉市で支援させていただいている物品については、揚げ物等一切ございませんので、多分それは愛知県の食料支援、お弁当とかそういったものが揚げ物が多いというようなお話は聞いていますけど、岩倉市としては、すみません、そういったお弁当のようなものではなくて、簡易に調理していただける、お湯を使って調理していただくというような、そういったものを支援させていただいている状況でございます。

また、内容についても個々の状況もいろいろあるかと思いますが、個人個人の御要望にお応えをやはりすることが大変難しい状況でございますので、支援していただく物品については、これまでどおり納品の状況も見つつ、栄養価の高いもので対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎総務部長（中村定秋君） あとは補足ですけれども、この事業を始める際に、物品、食料品をそろえるのに保健センターの栄養士さんの意見も伺っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費についての質疑を終結します。

続いて、款3民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 民生費の心身障害者福祉費のほうで、障害福祉システムの改修業務の委託料が計上されています。それで、説明の中では国の障害福祉サービスのデータベースの構築ということで、システム改修が必要だということなんですけど、ちょっと具体的にどういう内容なのか教えていただきたいというふうに思います。

◎福祉課長（石川文子君） 改修の内容ですけれども、匿名化させた障害福祉サービス受給者の障害の状況とサービス等の利用状況をひもづけることにより、様々な分析を可能とし、障害福祉計画の作成等に活用できるようにするための改修となります。

現在、障害福祉サービスの給付費の支払いにつきましては、愛知県国保連合会に委託をしており、障害福祉サービスの支給状況や支給量などを市の障害福祉システムで作成したデータを国保連合会に送信をして給付費の支払いを行っております。

今回のシステム改修は、市が国保連合会へ送信しているデータを国のデータベースへ取り込み可能とするため必要な機能を付加するといったものでござ

ざいます。

◎委員（木村冬樹君） いわゆる市だとか自治体レベルでやっていることを国も情報がつかめるような形になっていくということでもよろしいでしょうか。ちょっと確認です。すみません。

◎福祉課長（石川文子君） 市町村のそのサービスの状況等を国のほうも把握できるといったシステムの構築になります。

◎委員（梶谷規子君） 五条川小学校区統合保育園整備事業についてお聞かせください。

今回の補正予算では、用地取得に当たって、取得予定地の購入金額を算定するための委託料が計上されているんですが、今の段階では、その土地の全体の広さ、面積や土地の範囲などの公表はどうでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 場所につきましては、面積等は具体的に決定しているわけではございませんので、詳細な数字は控えさせていただきますが、場所につきましては、地権者の皆様に一定意思表示をさせていただいた場所が今ございます。そこは今、パブリックコメントで井上町地内というところで写真をお見せしているところが、いわゆる名神高速道路の側道から北で、井上会館の南側の江南市に抜ける橋からの道沿い、その中で道路で区切るとおおむね9ブロックに分かれてくるとは思われます。その中で一番北の真ん中、少し具体的に言うと、橋から来る道路沿いで児童遊園のある隣のブロックになります。その一区画のところまで進めていきたいという意思表示をさせていただいたという段階までです。

この後、まだまだ地主様、地権者等に意向を確認していくという状況で、まず意思表示をしたというところまででございます。よろしく願いをいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 児童遊園費もちょっと教えてください。

五条児童遊園の水飲み場等撤去工事ということで、ちょっと経過を教えてくださいんですけど、公会堂の撤去というところがあって、その辺の地元区との対応がどうだったのかということだとか、これに代わるような施設がきちんと確保できているのかどうかということだとか、また全体的に水飲み場も撤去しなきゃいけないということについての地元区への了解はどうか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） まず、今回の五条区の公会堂撤去につきましては、区長様との話をさせていただいている中で、公会堂自体が非常に老朽化をされていて地震等の災害時に対応できなくな

っていると。また、現在、区で会合を持たれるような場合はビレッジハウス内の別の建物で今会合は実施しているというところで、この公会堂は危険な建物で実際使っていないという判断の中で公会堂の撤去は決定したということで話を受けてしております。

この撤去を受けてから児童遊園への給水の取扱いにつきましても区長様、ビレッジハウス担当者様と話し合いを行った上での決定ということでございますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） 関連で、児童遊園で実際水飲み場が水環境がない児童遊園というのは、市内に何か所中何か所あるんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、トイレ等、水飲み場等がない児童遊園というところはございません。

◎委員（堀 巖君） ない中で、今回、五条児童遊園がなくなるということについて、今後設置するという計画はあるんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回、この児童遊園の撤去で、公会堂撤去に伴い給水が届かなくなるということに関しまして、では改めて道路側から一定の距離を配水工事を敷設して設置していくということとの費用面と、現在の児童遊園とのトイレの利用状況、ビレッジハウスのお子様たちの現在の人口等、あといろいろと総合的に判断をさせていただきまして、区長様とも話をさせていただいた上で、今回決定をしているところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3 民生費についての質疑を終結します。暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款4 衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 休日急病診療所の運営費についてお聞かせください。今回、医療廃棄物の処理委託料が増額になっています。

それで、休日急病診療所の発熱外来等の状況がどうなっているのかというところを少し教えていただきたいんですが、やっぱりこういう発熱外来で抗原検査が必要になってくる患者さんが多くなってきているのは分かるんですけど、どんな状況なのかということを少し分かりやすく説明していただければと思いますが、いかがですか。

◎健康課統括主査（小川 薫君） 休日急病診療所の発熱外来につきましては、令和3年4月29日から発熱患者の受入れとして開始をしております。

それで、PCR検査につきましては、令和3年4月から始めて、抗原検査は6月からということです。

それで、令和3年度の検査数につきましては、抗原検査については122件、PCR検査については30件でございます。今現在、令和4年度も行っておりました、8月末でいきますと抗原検査が313件、PCR検査が5件で、合わせて318件となっております。3年度と比べて4年度の発熱の関係で来られる患者さんが増えておる状況となっております。

PCR検査につきましては、江南保健所の関係になるので、件数としてはここにちょっと把握していますが、検査自体は江南保健所というふうになります。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4衛生費についての質疑を終結します。

続いて、款5農林水産業費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款5農林水産業費についての質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開します。

続いて、款7土木費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 駅前広場・地下連絡道等管理費についてお聞かせください。

この漏水ですが、繰り返されているということで、繰り返し議会でも議論してきたところだと思います。それで、なかなか根本的な対応ができなくて、対処療法で対応していくしかないというのが現状だというふうに聞いておりますが、何かその後、研究とか新たな対応だとか考えていることがありましたら教えていただきたいと思います。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） ちょっと新しい工法がないか研究をしましたところ、事例といたしましては、名古屋駅の地下でジョイント部分で

止水するための新しい工法のほうをちょっと発見いたしまして、内容といたしましては、ジョイント部分から地下水が漏水する部分にエポキシ樹脂を注入して、それで止めるという方法で今回は修繕を考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

名古屋の地下でもそういうことが起こっていて、ジョイント部分に樹脂を入れてという対応が今回されるということだと思いたいますが、もちろんこれでオーケーだったらいいんですが、これいつ頃やられて結果が出てくるのがどうなのかというのが、ちょっと分かりましたら教えていただきたいんですけど。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） 取りあえず、予算がつかましたら速やかに施工のほうをしてまいりたいと思っております。

実績を見ますと、漏水が確認される主な時期としては、やっぱり冬から春にかけてが一番多いかなと思いたしますので、そのときに注視しまして、もしそれで止まらないようであれば、また新しい工法を探していかなきゃいけないですし、またその辺りちょっと順次対応していきたいと思っております。

◎委員（宮川 隆君） 関連でお伺いします。

漏水の箇所という、落ちてくる場所というのは大体一緒なんですけれども、大元の水が出てくる場所というのがなかなか検知しにくいというのが実情だというふうに思いたます。

本当に問題のあるのは、水の漏水で、上から落ちてくることによって通行人の服に水がかかったり、汚水とまでいいませんが、水がかかることと、あとは足元に水がたまることによってびしゃっと飛んでしまうということが実害の主な部分だというふうに思いたます。

結構これは全国的にも地下道では起きている現状で、ホームページで特集されているいろんな駅員であったり、地下道を管理しているところなんかで、こういうことをやっていますよみたいなのがユーチューブ上でいろんな事例が工夫されて出てきています。ですので、本来であれば完全に止めてしまうというのがいいことなんだとは思いたすけれども、発想の転換をして、実害を受けないような工夫の仕方というのも今後研究していただけるとありがたいというふうに思いたますが、いかがでしょうか。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） いろんな好事例というのが、事例を紹介していただきましてありがとうございます。我々も委員おっしゃるとおり、完璧に止めてしまうのがいいとは思いたすけれども、現実ちょっとそれは難しいのかなと思いたすので、実害が起こらないところで随時対応していきたいと思いたすので、また何か情報があればぜひ教えていただけ

ると我々も助かりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 公園費のところの関連でお聞かせください。

公園費の中に、道路に越境している樹木のこと書いてあります。民法が改正されて、民地への越境については、ある一定の条件を満たす場合には、これまでは手を出せなかったんですけども、伐採することが、枝を切ることができるという法改正がなされているのか、予定されているのか、そこら辺の関係で、こういった委託料もそういった民法の改正が影響しているのかどうなのかというのを、司法も含めて教えてください。

◎維持管理課長（田中伸行君） こちらに関しては民法というところではなくて、ただ単に公園管理者として敷地内から外に出ているものが危ない状態でありますので、それで切るということで予算のほうは上げさせていただいております。

◎委員（堀 巖君） 関連ですけど、今後は公園から例えば民地のほうに出ている樹木については、全て公園の管理の下で切るということが基本だとは思いますが、こういった民法の改正で市民に周知をして、できるだけ早く木を切ることを市がやらなくてもできるというような、そういった市民に対する周知というのは考えていないですか。

◎維持管理課長（田中伸行君） 基本的には、やはり我々が切るべきものだと思いますので、それをわざわざ市民さんに切っていただくような周知というのは考えておりません。

◎委員（大野慎治君） 今回、公園の植木剪定等委託料を計上することは僕はとてもいいことだと思うんですが、岩倉市内はほかの公共施設、特に学校等、場合によっては特に今、曾野小学校かな、草木が歩道面に出ていたり、そういったところもあるんですが、そういったところの総点検というのは行政として行っているんでしょうか。今、公園はやられているのは分かるんですけど、行政として公共施設として管理をされているのでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 予算査定等の際にも、今おっしゃられた公共施設において、木が越境して道路に出ているようなことはお聞きすることはあります。その中で、優先順位もつけながら、必要に応じて緊急度に合わせて配当をしてきているのが現状でございます。

また、公共施設全体での点検というところでは、特に総点検というところでは行っておらず、今は各課の情報、申請に基づいてやっているというところでございます。

◎委員（大野慎治君） 委員長、すみません。ちょっと意見だけ言わせてください。

やっぱり公園、今回僕いいことだと思うんですけども、ほかの公共施設も一回、越境していないかどうかというのは各課で確認していただいたほうがよろしいかと思うので、よろしくお願いします。すみません、意見です。すみません、失礼します。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款7土木費についての質疑を終結します。暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款8消防費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款8消防費についての質疑を終結いたします。

続いて、款9教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 文化財保護費の関係で、1点だけお聞かせください。

今回、石仏公園の整備に伴ってというところで委託料が含まれますが、この辺の結果によって公園の整備についてスケジュール的に影響があるのかなのか、こういった点について少し説明をお願いしたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 石仏公園整備事業に伴う埋蔵文化財範囲確認調査に関しましては、トイレ、更衣室の入る施設の予定地について遺物がないかどうかを確認し、遺物が出土した場合は発掘調査を実施することになります。

範囲確認調査自体は数日で完了しますので、グラウンド利用に影響がないように調査を実施できるようにいたします。

範囲確認調査で遺物が出土した場合は、発掘調査を令和6年度に実施することとしているため、令和5年度までは今までどおりグラウンドを御利用いただくことができます。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 教育費の学校管理費で五条川小学校がまた来年度3クラスになるということで、3階の教材室、更衣室を普通教室として修繕されるということですが、これまでの教材室はいろんなものをどこに置くのか、

いろいろまた工夫されると思うんですが、更衣室はなくなるということになるんでしょうか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 教室改修に伴って、更衣室はなくなることとなりますので、教室を工夫して使用していただくこととなります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款9教育費についての質疑を終わり、歳出についての質疑を終結します。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

歳入全般について質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 歳入の国庫支出金のところでお伺いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というところがありまして、その中に原油価格等高騰対策指定管理者支援金というのが入っていると思うんですけど、この支援金もこの支援先をどのように決められたのかというところをちょっと教えてもらいたくて、見た限り、総合体育文化センターとか生涯学習センター、ふれあいセンターなんかのところへ支援をされているんですけど、ちょっと気になったのは、例えば希望の家とか、行政区の会館なんかもあったと思うんですけど、何かそういうところがちょっと入っていないんですけど、今回このような支援先に決めたというのは、どんな経過があるのか教えていただければと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回の補正におきましては、各施設の指定管理者から担当課にまず相談があり、その後協議をし、支援が必要とした施設について補正をしております。

また、今後につきましては、指定管理者から相談があればその協議に応じて、必要に応じて今後の補正ということも検討していきたいというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、歳入についての質疑を終結します。

続いて、第2表 債務負担行為補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、第2表 債務負担行為補正についての質

疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第56号「令和4年度岩倉市一般会計補正予算（第7号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号「令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出全体で行います。

質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

続いて、歳入の質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳入の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第57号「令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、議案第58号「令和4年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 事務管理費の中で、介護保険指定機関等管理システム改修委託料についてお聞かせください。

説明では、10月からの介護報酬の改定に伴ってシステム改修をするということですが、10月からの介護報酬の改定の主な内容というのが分かれば教えていただきたいんですが。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

令和3年11月19日に閣議決定がされましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を踏まえまして、令和4年10月以降について介護報酬の改定を行い、介護職員の収入を3%程度、月額にして9,000円相当を引き上げるための措置を講じるために、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたということで、それに伴い必要な改修となっております。

◎委員（木村冬樹君） こういった時期に介護報酬の改定がされることは、ごくまれだというふうに思いますが、説明では3%程度の報酬のアップということで、従事者の処遇改善ということは大変重要なことだとは思いますが、一方でこの介護報酬を上げるということだと思いますと、直接的な補助ではないものですから、利用者の負担も増えるという形になってこようかと思いますが、そういう内容で確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）
介護報酬の改定ということですので、一定利用者の方にも御負担をいただき、
そういった内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳出の質疑を終結いたします。
続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳入の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第58号「令和4年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」に
ついて、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第58号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、議案第59号「令和4年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第2
号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第59号「令和4年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第59号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号「令和3年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより、一般会計歳入歳出決算書及び附属資料並びに主要施策の成果報告書についての審査に入ります。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開します。

質疑は歳出から入ります。

質疑の範囲は、原則として款ごととし、質疑区分表により項、目で進めさせていただきます。

次に、款、何々費について質疑を許しますという形で進めていきたいと思えます。

それでは初めに、款1 議会費について質疑を許します。

決算書は88ページから92ページ、成果報告書は12ページから14ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） それでは、質疑をさせていただきますが、あらかじめ申し上げておきたいと思いますが、ちょっと細かく質疑をさせていただきます

たいと思いますので、8つほど集中して行わせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、主要施策の成果報告書15ページに行政改革関係、このところで質疑を……。

議会費だったですか。

〔「議会費」と呼ぶ者あり〕

◎委員（黒川 武君） 失礼しました。今のは取消しさせていただきます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款1 議会費の質疑を終結いたします。

次に、款2 総務費について質疑を許します。

決算書は92ページから98ページまで、成果報告書は15ページから22ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） ちょっとこのところで集中して細かく質疑をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

まず、15ページの2の行政改革関係のところでございます。

岩倉市行政改革行動計画が令和3年10月に策定され、19項目について取り組むこととしてあります。

16ページの成果報告書を見ていただくと、成果のところでは、行政改革により計画的、効率的な行政の運営に資すると記述をしてありますが、表記の仕方が抽象的でよく分かりません。

一方、市のホームページによりますと、岩倉市行政改革行動計画実績評価シート一覧というものが公表されております。19項目についての3年度の実績に対し、評価と課題及び改善策、4年度の実績等が詳細に記述されております。

ここで聞きすることは、なぜ成果報告書では具体的な記述をされていないのかということと、今申し上げました行動計画実績評価シート一覧について、議会への報告がなされていないのではないかと思います。この点についてもどのようなお考えでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 現在、行政改革行動計画のホームページに掲載している評価シートにつきましては、令和3年度の実績の市の自己評価と4年度の実績などについて掲載をしておりますけれども、市民参加の手続の一つとしてパブリックコメントを行いましたので、自己評価の段階の評価シ-

トを掲載しているというところでございます。

また、同時に外部評価を行う行政評価委員会も同じ資料により評価をいただいている状況でございます。現在、委員会において総括として取りまとめをいただいている段階でございます。議会への報告につきましては、これまでの外部評価をいただいて、委員会から市長へのその結果の報告をされた後に議会への報告をさせていただいております。3年度の実績の評価につきましても、10月の全員協議会におきまして報告をさせていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

報告書への記載の仕方につきましては、少し分かりにくいという御指摘もいただいたところであります。

3年度の取組に対する外部評価は、これまでも4年度に行っているという考え方に沿って、このような記載をしておりましたけれども、自己評価の段階でどのような記載ができるのかというのは次年度に向けて検討はさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） では次に、同じ16ページの3の訴訟関係のところでございますが、ここでは決算書の93ページを御覧になっていただいたほうがよろしいかと思えます。

決算書の93ページの中ほどのところに、訴訟等委託料がございます。

委託料総額は78万1,818円で、その内訳は支出帳票によりますと、損害賠償請求事件に係る訴訟委任契約に基づく弁護士への着手金が22万円。それから、もう一つの事件であります損害賠償請求住民訴訟事件、これの弁護士への着手金が44万円でございます。この2つの事件につきましては、議会に全協の折に報告がされているので承知はしているところではありますが、他にもう一件弁護士へのお支払いが生じております。それは、石仏駅東第一自転車駐車場内放置自動二輪車撤去問題として12万1,818円が弁護士への手数料として支払われているわけでございます。

弁護士に放置自動二輪車の撤去問題の処理を委任するので、ここで支払うのは分かりますが、本来は放置自転車対策事業の一つとして、自転車駐車場内の自転車整理に準じて扱うべきではないかと思えますが、なぜ訴訟等委託料のところであつたのかを最初にお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

こちらの案件につきましては、まず放置自動二輪車につきましては、取扱いについて自転車とは異なりまして、放置車両、車と同じ取扱いをする必要がございましたので、弁護士等に相談をさせていただいて対応をさせていただいたことによるものでございますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） それでは、関連でお聞きいたしますが、この放置自動二輪車撤去問題の処理の経過はどのようなものであったのかを御説明いただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

こちらの処理経過につきましては、今年度4月当初に弁護士に相談をさせていただきまして、弁護士を通じて所有者等についての情報を取得させていただき、弁護士から所有者に対して通知を出していただき、おおむね1か月程度で車両が移動されたという状況でございました。以上です。

◎委員（黒川 武君） それでは、関連でございますが、放置されていた自動二輪車の所有者である相手方は特定できているので、弁護士がこの相手方とお話をし、1か月程度で処理をしていただいたということなのですが、これらに係る費用について、相手方に請求はしているのかどうなのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

この案件につきましては、車両の撤去については、本人もしくは関係者が行っておりまして、本市でその撤去に要する費用は支出しておりませんので、撤去費用等は請求しておりません。以上です。

◎委員（黒川 武君） その点はよく分かりました。

次に、同じく主要施策の成果報告書16ページの4. 文書管理関係でございますが、特定の事務において紙決裁の比率が増加したとの記述があります。電子決裁ができない特定の事務とはどのような事務なのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 紙決裁を可能としている決裁というのは、図面が含まれているもの、冊子が含まれているもの、そして紙の枚数がおおむね20枚以上の書類は紙決裁を可能としております。

今回、増えた特定の事務というのは、新型コロナウイルス感染症に関連する事務の急増によって、担当課において紙決裁が多く行われたというふうに確認をしております。

◎委員（黒川 武君） 次に、17ページのところの下段のほうですね、2の組織・機構関係についてお聞かせいただきたいと思います。

組織機構に関する職員向けアンケートを実施し、現況を把握することに努めたとの記述でございますが、先ほど申し上げている行政改革行動計画実績評価シート一覧によると、職員約380人に意見聴取を行い、自己申告書では約50人、人材育成組織等に関するアンケートでは約220人の意見があったとのことでございます。令和3年度は状況調査はおおむねできているとのこと

で、評価はCとなっております。課題及び改善策については、アンケート結果を分析し、行政課題等に対応する組織づくりの検討について4年度の取組となっております。

そこでお聞きすることは、職員の意見からどのような課題があるのか、今後どのようなスケジュールで進めていくのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） アンケートのほうでは、まず現在の組織機構についてなんですが、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応できるものだと思いますかという質問をさせていただいておりますが、そこでは15%がそう思う、43%がどちらでもない、41%がそうは思わないというような回答が出ております。

また、特に評価すべき行政課題は何ですかということで質問しておりますが、そちらでは第1位としてデジタル化の推進、それから2番目として少子化対策、3番目として地域活動の支援、こういった回答が出てきております。

これを基に、現在、組織機構検討委員会、こちらを組織させていただいております。そちらで今後の組織について検討をさせていただいております。こちらは来年の5月頃をめどに結果を出して行って、必要であればその後、令和6年4月に向けて組織の再編をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） 職員研修事業のところでございますが、職員提案について26件の創意工夫のある提案があったということでございますが、令和2年度の95件に比べ減少はしておりますが、これは何か要因でもあるのでしょうか。また、2点の優秀提案がされているとのことですが、その内容はどのようなものであったのでしょうか、お聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 令和2年度については、ちょっと件数が特殊でありまして、ちょうど新型コロナウイルス感染症が始まった頃で、この年は新型コロナウイルス感染症対策、こちらを緊急で募集をしております。それで、95件と件数が多かったんですけど、通常の場合については22件ですので、令和3年度の26件と比べてもそんなに差はないという状況でございます。

それから、令和3年度の優秀提案の内容についてですが、まず1点目については、AI総合案内サービス、この案内を封筒に記載をするというものです。封筒にAI総合案内サービスのURLをQRコード化したものを封筒に記載をして、簡単な問合せについてはそちらで相談してもらおうようにするというものです。

それから、2点目の提案については、会議は原則30分以内ということで、コロナ禍で長い会議をするのではなく、例えば資料を事前に送っておいて目を通していただいて、会議の時間を短くするような提案で、こちらは秘書企画課からそういった取組をしましょうということで通知を出させていただいております。

◎委員（黒川 武君） このところでは最後の質疑とさせていただきます。

20ページの研修の状況の中に、新たに実施しているものとして、ナッジ理論で資料作成研修という、ちょっとあまり耳慣れない研修が行われて、これも実績評価シートによると、参加した職員の間では好評であったといったふうに記述がしてあります。この研修を受けて、行動変容につながったような例はあるのでしょうか。

また、関連として、実績評価シートによると、4年度に向けた研修メニューでは、職員のキャリアアップにつながる研修を指名制とし、知識や技術の取得できる研修を手挙げ制とする研修計画を策定したという記述がございますが、この半年間の成果としてはどのようなものがあるのでしょうか、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） まず、令和3年度に新たに実施したナッジ理論の研修になります。こちらナッジ理論の研修とは、相手に選択の余地を残しながら、相手の方が自発的によりよい選択をしていくようなアプローチの仕方ということを学ぶ研修となっています。

これを受けて、研修を受講された方が職場で実践をしたということは聞いておりません。ただ、他市で、横浜市になります。固定資産税の納付方法のチラシをナッジ理論で作成したところ、口座振替の登録率が上がったというようなお話も聞いておまして、それを受けて研修をさせていただいたということになっております。

あと、令和4年度に研修計画で上げさせていただいた指名制の研修につきましては、今年度、女性の職員のキャリアアップ研修には13名の方を指名させていただいて実施しております。

あと、手挙げ制の研修につきましては、社会人としてのビジネスマナー研修というものを企画して12名の方が受講されています。

あと、行政DX人材育成研修が9名。

あと、アンガーマネジメント研修といって、自分の心の怒りをコントロールするという研修も新たに手挙げ制で実施しておまして、こちらのほうは今のところ16名の参加をいただいております。

説明は以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 私からは4点ばかりなるとは思いますけど、最初に今つながりで、成果報告書20ページにあります部門別研修の状況という表の中で、ナッジ理論についてちょっと質疑したいと思います。

ナッジ理論というのは、要するに今説明があったように、選択肢を与えながらよりよい選択になるような方向で理論的に持っていくということなものですから、一方ではいわゆる心理的に人を操るというナッジ理論については問題点も指摘されていることだというふうに思っています。ですから、全く全てにこれを当てはめてしまうということになると、いろんな問題が出てくるのかなというふうに思っていますけど、その辺の押さえ方というのはどんなふうなんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 確かに民間の商品の陳列だとか、そういうところでもナッジ理論というのは取り入れられているというふうに聞いております。

実際、私たちが研修でやった内容というのは、理論を学びながら簡潔な文章とかデザインを作成して読み手の行動に促すというような形の研修をさせていただいているので、チラシの作成の仕方であったり、そういうところの技法を学ぶというような形でやらせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ナッジ理論の課題というところもやっぱりあるものですから、その辺もちょっと押さえながら職員の中でよりよい方法を探していただきたいなというふうに思います。

ちょっと戻ります。

15ページの情報公開及び個人情報保護制度の関係でお聞かせいただきたいと思います。

一般質問がちょっとやれませんでしたので、その辺も含めてちょっと質疑に入ってしまうわけで申し訳ありませんけど、よろしくお願ひします。

情報公開個人情報保護審査会が4回開催されて、8件の個人情報の依頼、目的外使用だとか提供について諮問が行われたということでもあります。

これまでも、その目的外のものについては、こういう形で審査会に諮問されて答申が返ってきて対応しているというふうに思うんですけど、自治体DXの中で、個人情報保護の問題も国の基準に統一化されていくという流れがある中で、12月議会にはそういう議案も出てこようというふうなことになると思いますけど、情報公開個人情報保護審査会についてどのような形になっていくのか。例えば改廃をしてしまったり、この審査会を廃止してしまっ

たとすれば、目的外の場合はどういう形で対応されていくのか。国の個人情報保護委員会に問合せしていく形になるのか、どうやって市民の個人情報を守っていくのかというところはやっぱり大きな問題だというふうに思っています、その辺の現時点での市の考えはどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

◎行政課主幹（兼松英知君） 令和5年4月以降も個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には条例で定めるところにより、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるため、この規定を施行条例で定めることについて現在検討しておるところです。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ということは、市の審査会も残されて、施行条例という形にしてそこに諮問していくという形になるということで、あまり形は変わらなくなっていくのかなというふうに思って、少し安心しました。

次ですが、17ページ、18ページの人事管理費に関わるところで2つお聞きします。

1つは、最後のほうのところに、時差勤務のことと在宅かテレワークのことが書いてあります。

令和2年度から進められてきているというふうに思っていますが、令和3年度についてはどういう形になってきたのか、この時差勤務やテレワークが、少し状況を教えていただきたいというふうに思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） まず、テレワークのほうですけど、令和3年度の実績としましては、延べになりますけど266人が取得をしております。ちょっと令和2年度は短い期間でしたので、単純には少し比較できないかなというところはありますが、まだコロナの状況も続いておりますので、引き続きテレワークについては活用していただくように周知をしているところがあります。

それから、時差勤務は1年間統計を取らせていただいて、ほぼ毎月、人数的には固定がしてきたものですから、令和3年度については統計、実はもうやめました。令和2年度は大体月に30人から40人ぐらいが行っていたというようなデータがあります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

これもまた今年度どうなっていくのかということもあるというふうに思いますので、少し状況は情報共有していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

私からこの区分の中で最後ですけれども、障害者の任用についてもお聞かせいただきたいと思います。

この間、障害者の任用が割合に満たなかったりだとか、人数的には満たしているがというようなことがあったと思いますけど、令和3年度の障害者の任用についての状況を教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 現在の法定雇用率、こちらは2.6%となっております。岩倉市役所の状況となりますが、令和3年度につきましては2.82%ということで、法定雇用率は上回っておるという状況でございます。

◎委員（堀 巖君） 私からも数点お願いします。

関連ということで、じゃあ今のところの在宅テレワークの延べの人数なんですけれども、延べというのはどういうカウントなのか、実人数はどのくらいなのか、ちょっと教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 延べということですので、同じ人が何回やってもそれは人数としてカウントしているということです。

実際に取得した人数につきましては、令和3年度については89名となります。

◎委員（堀 巖君） 分かりました。

戻りまして、主要施策の17ページの労働安全衛生関係で、本会議での中でストレスチェックのことを質問しましたが、それと下に書いてありますストレスによるメンタルヘルス研修であるとか、そこの休職、病休の数であるとかという数字が上げられていますが、これらを総合的に市当局が、ストレスで、例えば退職された方が何人であるとか、ここで書いてある令和2年度から令和3年度にそういった精神的疾患による休職病休者が引き続き退職者になってしまったような状況があるのかないのか、そういったことがちょっとこの記述の中にないので、そこら辺が分かればちょっと教えていただきたいと思いますけれども。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 病気休職者が退職につながったかどうかということで、細かい数字自体はすみません、今持っていないので分かりませんが、そういったケースがあることは確かにあります。

休職だとか休暇の人数なんですけど、令和元年度が6人で令和2年度が12人、令和3年度も12人ということで、少し確かにおっしゃるとおり増えている状況はこちらも把握をしております。対策としましては、令和4年度にメンタルヘルス研修のほう、毎年これはやっている研修なんですけど、やはり集合研修では受ける人数というのは限られてくるということがありますので、今年度に関しましては動画を見るという研修に切り替えまして、全職員が受

講してもらって、それによっては少しでもそういったメンタルでの疾患というのを減らしたいなと思って努力をしているところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 2点お願いします。

17ページの(2)の安全衛生委員会による施設巡視で、結果4件の指摘事項があって、各職場へ改善に向けて指導しましたとありますが、4件の指摘事項がどういったものだったのかお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 安全衛生による巡視なんですけれども、通常ですと安全衛生委員会の委員さん皆さんと一緒に行くところ、コロナの関係で秘書企画課の担当で回らせていただきました。

4件の指摘なんですけど、棚の上に荷物が置いてあったりだとか、倉庫の整理がきちんとされていなかったとかいう軽微なものの御指摘をさせていただいております。

◎委員（梶谷規子君） 分かりました。

もう一点、22ページの平和祈念事業に関連してお聞かせください。

本会議でも岩倉が平和祈念事業に多く取り組んでいることなども言わせていただいたんですが、前、一般質問でやったときに福祉課の担当だったんですけど、8月6日、9日、15日のサイレンがなくなったということで、福祉課の平和の事業の中での担当が違うのかもしれないんだけど、総務のほうで総合的に平和祈念事業の取組全体として関わると思うので、ここで質問させていただきたいんですが、やはり広島、長崎で最後の終戦記念日のサイレンが鳴らなくなったのが残念だと言われる市民が相変わらずいらっしやいます。ある市民の方が、8月9日にちょうど静岡県三島市のほうに旅行がてらなのか親戚なのかお出かけしたところ、8月9日の9時にちょうど、まずは防災無線でその三島市の市長の挨拶があって、今日は長崎に原爆が投下された日ですという市長の挨拶があって、今日はそのために市民の皆さん黙祷しましょうという呼びかけがあって、静かなサイレンのようなものを鳴らされたということがあったそうです。6日、9日、いきなりサイレンが鳴って、朝の時間、夜勤の方たちがうるさいと感じられたり、そういった苦情もあって、今取りやめていらっしやるということですが、やはり岩倉市は平和市長会議にも加入された市長であるし、そういった挨拶があっての市民に呼びかけてのサイレンというか、そういうのも必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） サイレンにつきましては、これもたしか質疑があって、生活様式の多様化によるサイレンの吹鳴についてはやめさせていた

だいたということ、平和事業に関してどういったものをやるか、あるいはサイレンはどうするのかといったところについては、それは各自治体様々な考えがあると思いますので、今いただいた御意見については参考にさせていただきたいと思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目3秘書費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ここで数分間休憩を取りたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を取りたいと思います。11時30分まで休憩にしたいと思います。

それでは、休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

引き続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴費までの質疑を許します。

決算書は98ページから104ページ、成果報告書は23ページから33ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書の27ページ、ふるさとといわくら応援寄附金事業のことでお聞かせください。

いろいろ新たな品を増やしていただいたり、プロのカメラマンによる撮影を行って、努力されていることは僕は十分承知なんです、結果的に令和元年度をピークに、ちょっと令和3年度、寄附金額、寄附件数も徐々に減少しているんですが、どのように分析されてこのように減っているのかお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 現在コロナ禍ということ、やはり本業がコロナの影響を受けて、なかなか売上げが落ちているような、そういう事業者もふるさと納税のほうに進出をしてくているのがあるんじゃないかなというふうに思っています。そこでやっぱり物だとか金額的なものとか、競合相手が増えていることもあって、件数としては下がっているのかなというふうに分析をしております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 何点になるかちょっと分かりませんが、3点ぐらいかな。成果報告書23ページの行政評価の関係でお聞かせください。

新たに設置した行政評価委員会が開かれて、行政評価制度が決定されたということでもあります。行政評価という点では、議会としても非常に関心の高いことで、議会改革の中で行政評価に力を入れている議会も全国的にはありますし、そういった点で執行機関側と情報共有しながら議会としても進めていきたい課題であるなどというふうに思っています。そういった中で、新たな行政評価制度ということでの、なかなか外部評価なんかをやって受けた後に議会に報告されるという形になってきますので、なかなか政策提言みたいなのところにつなげるのがなかなか難しくなってくるのかなというふうな感じを受けるわけですが、新たな行政評価の制度についてどのような状況になっているのか、議会への報告時期というのはどのように考えているのか、こういった点についてお聞かせください。

◎秘書企画課主幹（小出健二君） 新たな行政評価制度ということでございます。

こちらにつきましては、既に行政評価委員会が設置をされ、今年度から外部評価を実施していくということで、10月にこの施策評価総合計画の進行管理を主とした施策評価については、10月、11月の2か月で外部評価を行っていく計画となっております。

全体のスケジュールにつきましては、導入に向けて、行政評価の有識者会議というものも設置をしながら、庁内でもいろいろと関係課、関係グループ長とも協議しながらスケジュール調整をして、最終的には三役さんにも御報告いただきながら制度として決定してきております。

今お話ししたように、決算が締まってから評価シートの作成をし、内容を確認し、評価をつけて公表していくというタイムスケジュールについては、いろいろと経過の中で協議をしまいましたが、やはり9月末、10月というところが整理するのに必要な期間ということで位置づけておりますので、10月の会議をする際には、会議資料としてホームページでの公開はしていこうというふうに考えておりますが、最終の評価結果の取りまとめにつきましては、年内に庁内で評価結果の共有をした後、来年1月に全員協議会のほうで御報告させていただき、ホームページ等で公表するということを予定しております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

前年度の分がその翌年度の1月ぐらいということですので、なかなかすぐに政策提言という形に持っていくのは難しいのかなと思っています。ちょっ

と長いスパンで見て、二、三年のサイクルで考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いますので、またいろいろ情報交換させていただきたいと思います。

次に、その下の5番目にありますSDGsの普及促進事業についてもお聞かせください。

SDGsの17のゴールについては、誰もが達成を望むものだというふうには思っています。しかし、なかなかそれを達成するためにはいろいろ行政主導ではなしに、民間の活力も活用しながらというところで、やっぱり資金が17のゴールのうちの幾つかのところに集中しがちというのが問題点としてあるのではないかなというふうに思っています。ですから、平和の問題だとか貧困対策なんかが、なかなか難しさを抱えながら進んでいるのかなというふうに思っているところです。

それで、今回この事業の中で大学と連携をしてやってきたということと併せて、LINEアンケートに取り組んだということですが、どのぐらいの回答があったのかということと、認知度がどうだったのかということなんか、少し情報を共有させていただきたいと思います。

◎秘書企画課主幹（小出健二君） SDGsにつきましては、昨年度、普及促進事業として委託を大学のほうとして、大学生の方たちと一緒にどんな形で周知を進めていくのがいいのかというようなことを検討しながら進めてきた経過があります。

また、その取組に当たっては、昨年6月の広報で特集を組みまして、キックオフというか、そんな位置づけで特集を組ませていただきました。LINEアンケートにつきましては、やはり学生さんと話合いをする中で、やはり現状値のような認知度をつかんでおいたほうがいいんじゃないかというような御提案もありまして、その中で、すぐに取り組める内容としてLINEを活用したアンケートを実施しようということになりました。

LINEアンケートにつきましては、7月21日から7月27日までの期間で実施をしました。配信時点の登録者数は5,891人になります。有効回答者数は518人ということで、回答率にしますと8.8%、決して高くはないんですけども、即時性といいますか、そういった部分に優れていますので、そうした部分の取組に至ったということです。

回答者の属性、もともとLINEの登録者については、男性・女性であるとか年齢というのは分かりませんので、あくまで回答した方の属性ということで設問に入れさせていただいた内容でいきますと、40代から50代の方が回答者としては多くなっているような状況でございます。

それと、認知度でございますが、内容を大体知っている、言葉は聞くが内容までは知らない、初めて聞いた、マークは見るがよく知らないといった4つの選択肢で聞かせていただきまして、内容を大体知っているという回答いただいた方が約54%、これは非常に高い数値となっております。アンケートの手法であるとか回答の数というところで、多少の誤差というのはあるのかなというふうには思っていますけれども、一般的に全国的な認知度調査というのを、よく見るのが電通さんと朝日新聞さんが定点でやられているんですけども、認知度は昨年4月の時点では50%程度、今年8割ぐらいに上がったということを出てはいますけれども、内容まで把握しているというところになると30%強というような数字になっていますので、今回のLINEのアンケートの結果では、岩倉市で回答していただいた方は認知度は高いというふうに整理をしております。

ただ、今年度もこの普及促進事業は続きますので、今年度も年度末あたりで同じような質問でLINEアンケートを実施して、経過といいますか動きというのを見ていきたいなと考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

今年度の結果もまた教えていただきますようお願いいたします。

あと、ちょっとお願いも含めてなんですけど、31ページに50周年の関係のギネス世界記録に挑戦ということで写真が載っています。この成果報告書全体のことでちょっと申し訳ないですけど、この写真で見ても左側の写真は何となく分からないということだとか、あとずうっと見てきますと、写真がいっぱいあって、消防なんか写真がいっぱいあって非常にいいなと思うんですけど、一方で影の部分が真っ黒になってしまっていて見えなかったりというところがあります。建設部なんかでもせっかく直した公園のところなんか真っ黒で何も分からないというようなことがあったりして、ちょっと残念だなというふうに思っていますので、これはお願いの範囲ですけど、写真をもう少し分かりやすく。一方では、学校給食の最後のほうにありますシェフのスペシャルメニューの表示なんか、写真で見ても非常にいい表示がされているなというふうに思っていますので、せっかく写真をつけるんだったらそういう工夫もしていただきながら、分かりやすい写真をお願いしたいということもまずお願いしておきます。

あと、何か意見がありましたら教えてください。

もう一つ聞きたいのは、32ページの広報広聴費の中で、タウンミーティングなんですか、広聴のほうで。広聴の事業というのは様々な形でやられてきている中で、タウンミーティングの意義といいますか、この辺がどうなって

いくのかなというところを少し考えるところであります。

それで、令和3年度2件あって、37人の参加者と意見交換したということですが、例えば行政区の申込みがあるのかどうか、あるいは市民活動団体なのか、そういったところも少し令和3年度の実態を教えてくださいたいのと、タウンミーティングについて、今後どういう考えで進めていくのか、こういった点について教えてくださいたいというふうに思います。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 令和3年度については2つの団体から申込みがありまして、2つとも市民活動団体さんでありました。行政区からの申込みはなかったんですけれども、当然お申し込みがあればどこにも出向いてお話し合いをさせていただくものです。

コロナのこともあって対面のこともあって、お控えされているような部分もあるかもしれませんが、引き続き積極的な直接の話し合いが市長とできるというところが一番のメリットかと捉えていますので、そういった機会はこれからもどんどん確保していきたいと思っております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 私も広報広聴費のところでお聞かせください。

まず、市民の声・私の提案の565件なんですけれども、まずこれ実人数、やっぱりいろんな件数だけでなく実人数も必要だと思うんです。あと、データベース化していて、例えばこういったテーマでそういう市民の声が多いのかだとか、そういうこともちゃんと分析できるようになっているかどうか、2点お願いします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今、実人数とおっしゃられましたけど、やっぱり実人数を出すのは非常に難しいです。無記名で出されておりますので、それが同一の人物かどうかというのを特定するのは少し難しいかなと思っています。

565件の内訳のほうなんですけど、一番多いのはやはり苦情や要望、これが501件、2番目に多いのが感謝やお礼の市民の声もございます。こちらは17件ございました。その次に先ほどの提案ということで、16件提案のほうがされている。多いところではそんなような状況です。

◎委員（堀 巖君） インデックス化して検索できるようになっているかどうかという点についてどうですか。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 内部ではデータベース化していて、それぞれ来るごとに、提案なのかとか苦情なのかというような情報として入れていますので、それは検索でまとめて出せるようにしております。

◎委員（堀 巖君） 33ページのほうのほっと情報メールに加えて、フェイスブックであるとかLINEであるとかのことがあります。

数値について、他市との比較で岩倉市の現状がどうなのか、登録数は多ければ多いにこしたことはないというふうに思いますけれども、現状の到達地点と、他市との比較とで今どういう状況なのかということと、例えばフェイスブックなんかは40代、50代の男性が多いであるとか、登録者の傾向にもSNSの種類によって特徴があるというふうに思います。そういうところもどういうふうに分析をして、どういった増やし方をしているのかということについて、もしあればお願いします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） ちょっと最新の他市との比較の数字というのは持っていませんけど、以前、委員会かもしれないですけど、そちらで質問があったときに確認した状況では、やはり利用者が多いところは非常に多い状況で、うちより下というのももちろん自治体としてはありました。ですので、全部と比較したわけではないものですから、どれがいいというのは把握はしていませんけど、他市の状況についてもやっぱり参考になるものから、把握していく必要はあるかなというふうに思っています。

あと、それぞれのどういった方が利用しているかといった情報自体は入ってこないといいますか分からないので、そこは把握はしていないんですけど、やはりメールとLINEだとか、そういうのでまだ流せる情報の特性というのは違うと思うので、LINEだとやっぱり写真やそういった画像、そういったものは使える情報については出していくべきだというふうに思っていますし、メールだとやっぱりほっと情報メールなんかは文字での配信という形になるものから、それぞれの特性に合った情報を出していきたいというのは心がけているところです。

◎委員（堀 巖君） いろんなT i k T o kだとかいろんなものもあって、若者はそちらのほうが好むとかそういった傾向というのはあるので、これからもちょっといろいろ研究しながら、いろんな市民の声を拾う広聴という形では、広報も含めてですけれども、研究をしていっているというふうに思うんですけれども、そこら辺でさっき情報を、登録者の属性が分からないということなんですけど、それは業者と折衝したりということもなく手をこまねいているというのが状況なんですか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 特にそういった属性を出してくださいというお話はしておりません。それが可能かどうかというのはちょっと分かりませんので、その辺は一度確認させていただきたいと思っております。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、成果報告書32と33、今のほっと情報メールとLINEのところで、1点だけお聞きしたいと思います。

ほっと情報メールが今、この成果報告書で6,000人弱、LINEは8,000人

弱ということで、LINEに関しては最新だと1万人、9,900人ぐらい今登録があって、非常に多く登録者数があります。LINEのほうが今多い状況なんですけれども、お聞きしたいのは、このLINEとほっと情報メールの使い分け、今、課長が答弁言われたとおり、LINEはそういう特性がある、画像を送りやすい、ほっと情報メールは文字だという答弁をされたんですけれども、私両方登録をしているから分かるんですけど、要は文字の情報でも、ほっと情報メールだけで来るやつ、逆もあってLINEだけ来るやつってあるんです。これ何でこんなことをしているのかなというのがちょっと自分は分からなくて、両方登録しているから知れるんですけども、市民の方、片方しか登録していない方はひょっとしたらその情報が漏れているというか知り得ないことが起きているんじゃないかな。僕は両方流せばいいと思っていますんですけども、この使い分けはどのようにされているか、今言われた以外に、文字なのに分けているという、何か理由があるんですかね。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 現状、送る仕組みとして、ほっと情報メールはそれぞれの担当課でIDを発行して自分たちの判断で送れるんですけども、LINEについては市で全体でアカウントを1個しか持っていないので、その送る作業を広報の担当のほうへ文面も集約して送るという形を取っている関係で、それぞれの判断で分かれているところなんですけれども、基本的にはワクチン等含めて重要な情報は両方で流すのをまず基本としつつ、例えばLINEなんかだと比較的年齢層が若めのほうに寄っているということもあって、若い方向けの情報はLINEで流すけれども、ほっと情報メールではこれはいいんじゃないか、ほっと情報メールのほうがカテゴリー別とかイベントの情報、災害の情報、犯罪の情報みたいな感じで選択制になっている関係もあって、全員に全部が全部届くということを想定していないので、その辺のカテゴリーと情報の属性も含めて判定をしているところなんですけれども、明確にこれは送るよ、これは送らないよという基準までは設けていない状況で運用しています。

◎委員（片岡健一郎君） 分かりました。

とはいえ、やっぱり基本的に流したほうがいいとは僕は思うんです。多少タイムラグがあるのはしょうがないと思いますので、その辺一度御検討いただければなと思います。これは意見です。

◎委員（大野慎治君） 僕も関連で、僕も同じところです。

僕、公式LINEも非常にコロナの患者数多くて、非常にだんだん見るのがLINEも嫌になってくるんですね。多分そうですよ。ほっと情報メー

ルも同じような形ですけど、もうちょっとほかの市町だと、今日岩倉がテレビに放映されます、そういったハッピーな情報が流れるんですね。北名古屋市さんがそうですよ。テレビで本日北名古屋市が流れますというような情報が流れる。そういった形の方面のちょっと力を入れていただくと、ワクチン接種は重要ですけども、コロナの患者数も毎日送られてきますけれども、ちょっとやっぱり皆さんが幸せになるようなLINEの活用を検討していただけないでしょうか。見解をお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今後もLINEの有効的な活用というのは研究していきたいと思っておりますので、引き続き研究させていただきます。

◎委員長（水野忠三君） 質疑の途中ですが、お諮りいたします。

ここで休憩したいと思いますですが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩のほうを取りたいと思えます。再開のほうは午後1時10分、13時10分から再開をいたします。

それでは、休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、質疑を再開いたします。

午前に引き続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴費について質疑を許します。

決算書は98ページから104ページ、成果報告書は23ページから33ページまでです。

なお、質疑の際には、最初に決算書、成果報告書のページ数などをできるだけ明示していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴費までの質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までについて質疑を許します。

決算書は104ページから114ページ、成果報告書は34ページから42ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書の35ページで、下段、コロナ対策で1階窓口に飛沫防止用パーティションを設置すると、本当に会話が聞きにくくなるということで、パーティション取付型の会話補助システムを導入してもら

っているんですが、その効果はどのようでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 効果につきまして、まず職員のほうにも聞き取りを行いましたところ、パーティションをしていたときには、聞き取りにくいことがあったんですけれども、このような会話補助システムをつけたことによって、窓口での会話が聞き取りやすくなったという意見をいただいております。

◎委員（堀 巖君） 関連でというか、そのパーティションなんですけれども、これは本庁だけではなくていろんな公共施設に言えることなんですけど、厚労省の感染対策として、このパーティションというのは上がっているんでしょうか。上がっていないというふうに思うんですけど、感染症対策というのは、やっぱり換気、まず第一に換気、それから手指の消毒、それからマスクというこの3つが主にとということで、このパーティションについては、海外でいくとジョンズ・ホプキンス大学の研究だとかいろんなところで、空気の流れや換気が逆に妨げられて、留まってしまうというような研究が結構出されているわけなんですけれども、これはどういうところで導入をしようというふうに決まったんでしょうか。厚労省でしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） どこで決まったかというところは、庁内の合意を経て設置をしているところから始まっております。感染症が流行、拡大し始めたとき、すぐに窓口に設置しようというところで取り組んできたところなんです。効果がどうだということにつきましては、そこまでの把握をしておりませんが、窓口でのお客様との会話の中で、やはりそこは対策の一つということで、これまでも導入をしているというところでございます。

◎委員（堀 巖君） コロナがもう3年になるわけで、状況とか研究もいろいろ進んでいます。つけるに当たっては、例えば空調の状況で、空気の流れや換気がどうなっているのかということも含めて、工学専門家の意見を聞きながらどういうところにつけたら適切なのかということもあると思うんですね。一層研究をお願いしたいというふうに思います。これは意見です。

◎委員（木村冬樹君） この区分では5点ぐらいあります。

1つは、成果報告書の37ページで、本庁公用車管理事業の中で公用自転車運転時ヘルメット着用についてということで、補正予算でヘルメットを職員用に購入したというふうに思います。そのときにも議論があったと思いますが、運用をどうしていくのかということなんですけど、このヘルメットの管理や運用について具体的にどのように進めているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 公用ヘルメットにつきましては、地下の運転手

控え室に配置をしております。公用自転車に乗る職員がヘルメットと使い捨てのインナーを着用して公用自転車に乗るといような対応をしております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。使い捨てのインナーを使ってということで、それは捨ててという形でやっていくということですね。分かりました。一々消毒とかするという事ではなしということですね。

じゃあ、次にその下にあります公用車の購入事業についてもお聞かせください。クラウンですかね、いわゆる市長車と言われていた車を更新ということで、ハイブリッド型の7人乗りか8人乗りかぐらいかと思えますけど、購入したということです。それで、黒塗りの公用車の活用については、もうちょっといろいろ使えるものがないんじゃないかということで、議会でも議論があったところだと思いますが、この人数が一定乗れるこの車について、運用はどのようにしていくのか。何か検討している状況がありましたら、教えていただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） アルファードを購入した際にも申し上げさせていただいたかなあというふうに思っておりますけれども、例えば大人数で利用する一部事務組合での議会の際の利用は想定して購入をしているところでもございますので、調整がつけばぜひ活用をしていただければというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。またそういう活用の方向もいろいろ進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、成果報告書39ページの、これも本当にすごく利用があったヘルメット購入費の補助です。証書類も物すごい量があって、大変見応えがあったわけですけど、351件の活用があったということで、市民の中では、これも少し議論をしたところですけど、お店のところに在庫が不足したりしてという状況が少し生まれたというふうにお聞きしていますけど、何かそういうところで支障があったのか、あってもどのぐらいの期間で購入できたかとか、そういうことってちょっと状況を教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

この事業を使ってヘルメットを購入される方で、今御質問の中にもありましたように、販売店で少しヘルメットの納入が遅れているといったようなお話があるということはちょっと耳にしたこともあるんですけども、今年度に入ってからはいったいお話はまだ伺っていませんので、昨年度やはりこの新型コロナウイルスの影響で、製造等の影響によって納入が遅れたというようなことがあるのかなあというふうには考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。それほど支障があったということではないという認識でおきます。

もう一個、補助の関係で、次の40ページに防犯推進費の中で、特殊詐欺対策電話機等の購入の補助金ですけど、これも一定活用があったということで、非常にいい取組だったというふうに私は思うわけですけど、設置した人たちの声だとかが拾えているのかどうか、把握できているのかどうか。その後、防犯上どういう効果があったのかという、そういった点について教えていただきたいと思えますし、今後のこの予算についてはどのようにしていくお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、こちらの補助金を使って御購入された方で、その後の効果の状況等、把握については行っておりませんが、昨年のちょうどこの委員会でも私ちょっとお話ししたんですが、昨年度もちょうどこの補助金を使って購入された知り合いの方がお見えになったものですから、その後お会いしたときに、電話の効果はどうですかということをお聞きしたら、やはりほとんどかかってこなくなったと、かなり効果があったというふうにお聞きはしておりますので、一定の効果があるのかなあと思っております。

また、令和3年度の知能犯の認知件数でいいますと、これは警察が公表している情報でございますが、令和2年度と比較して、前年度比で4件減の8件ということで、件数も減っているということ。ただ、こういった取組が影響したかというのは分かりませんが、一定の効果があったというふうにお聞きしております。

それから、今後についても、こういった効果があるというお声もありますので、こういった必要な事業であれば継続して行っていくことも検討してまいりたいというふうには考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。コロナ禍で自宅におることが多いということで、大変効果があった事業ではないかなあというふうに私も感じておりますので、引き続き必要な方に設置できるような形で補助をお願いしたいというふうに思います。

私からは最後ですけど、決算書の114ページ、115ページのところの、最後のところですけど、安全安心カメラ設置管理事業のところ、この保守点検委託料についてなんですけど、令和3年度では、新たに9台設置をしてということで、台数が増えていく形になってくると思えますけど、今後も。これはやっぱりこの保守点検委託料というのは、そういう関係で上がっていくという見方をしているのかどうか、少し教えていただきたいというふうに思い

ます。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） カメラの設置台数が増えていけば、やはりそれに伴って保守のお金は増えていくことは考えられるのですが、入札によるので一応上がっていくかなという予想はしております。

◎委員（黒川 武君） 私もこの区分のところで、控えめに3点お聞きいたしたいと思います。

まず、主要施策35ページの庁舎施設管理費でございますが、庁舎1階の市民フリースペースのところに丸いテーブルがありますよね。その内側に樹木があったんですが、これが今はなくなってしまっているということで、なぜなくなったのかよく分かりませんが、室内であっても緑は比較的心地よい気分させるものであり、CO₂の削減にもつながるものであると思いますので、新たに植栽されるお考えはあるのかどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 市民スペースの樹木につきましては、平成13年の庁舎の竣工時からベンジャミンという木が4本植わっておりました。近年、樹木に元気がなくなってきたなあというところもございまして、造園会社等にも相談をしておりましたけれども、庁舎の竣工時に比べまして、室温、またその温度の差が激しいということで、樹木にとって非常に環境がよくないということも聞いたところでございます。令和元年と令和2年に、まず1本ずつ、実は枯れております。その後、昨年度に残りの2本が枯れて、職員のほうで伐根をしたというような状況でございます。その後の対応ということなんですけれども、例えば樹木を大きいプランターに入れて設置をしようということも考えてまいりましたけれども、やっぱり造園会社さんのアドバイスの中では、室内にそういうプランターでも植樹するということが設置しても長くもたない。非常に環境としてはよくないというアドバイスもいただいております。現段階では新たな植樹というのは考えていないという状況でございます。

◎委員（黒川 武君） それでは次、36ページの本庁公用車管理事業の中の1点目、公用車の管理についてというところで、老朽化した車両を官公庁インターネットオークションに出品し、売却しましたというふうにあります。決算書のほうは109ページの上段のほうに記載はしてございますが、節13使用料及び賃借料が1万1,000円の流用で科目が設けられて、インターネット市有財産売払入札システム使用料として1万891円が東京都の戦略研究所という名の会社に支払われています。そこでお聞きすることは、令和3年度当初予算に節13がなかったことは、インターネットでの入札を当初は想定して

いなかったからでしょうか。また、支払い先の戦略研究所とインターネット市有財産売払入札システムとはどのような関係があるものなのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） こちらのインターネットオークションの関係につきましては、3年度の当初予算を作成、あと要求する段階では研究をしているという段階でございました。ということで、当初予算では計上はしておりませんでした。ただ、その後、市内業者への売払いの価格だとか流通価格等を調査したところ、やはり流通価格で売却したほうが高額になるというふうに見込まれましたので、このように流用をして対応したということでございます。

あと、入札システムの関係でございますが、戦略研究所というのは紀尾井町戦略研究所株式会社というところで、旧ヤフーさんが行っておりました官公庁オークションから業務を引き継いだ会社になります。こちらのヤフーオークションにつきましては、岩倉市であったり全国の自治体も実績があるというオークションでございますので、そこの運営するシステムを活用したというところでございます。

◎委員（黒川 武君） この区分最後です。41ページの防犯灯管理事業についてです。

LED防犯灯の借り上げ及び保守に伴う契約、いわゆるリース契約というものは、令和6年度までの契約となっておりますが、その後の対応策について、今どのような検討をされてみえるのかお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）
今御質問にありましたように、LEDのリース契約につきましては、令和6年度までということでございますが、令和7年度以降につきましては、このリース契約を再度新たに更新する、もしくはリース契約満了で無償譲渡された防犯灯を管理しつつ、2年、3年後にまたリース契約を新たに結んでいくかといったような、いろいろと選択肢がございますので、機器の耐用年数等もしっかりと踏まえながら、あと費用についてもしっかりと精査しながら今後検討していきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） まず、先ほどの成果報告書37ページの公用自転車のヘルメットのところの答弁の中で、使い捨てインナーというのがありました。一番最初の提案があったときに、まさかコロナ対策ではないですよという話で、汗とかやっぱり衛生的な面でということでの確認でよろしいでしょうか。あくまでもそういう側面での対策ということでのよろしいでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 衛生面での導入でございます。

◎委員（堀 巖君） 続いて、成果報告書39ページの、踏み間違い防止の安全装置の補助金の件です。これももう数年やっていて、かなり出ている話だと思います。その下の物損事故が2年から3年にちょっと増えている関係、この安全装置の後追い調査、その車が事故とか物損を含めて起こしていないかどうかという確認はしているのかしていないのか。それと、この物損の増えた要因というのをどういうふうに見ているのかという2点をお伺いします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、この後づけ安全運転装置を設置した車のその後ということは、その事故等について、そういったことは把握はしておりません。

また、事故が増えているという要因についても、明確な要因というのはこちらでは把握しておりませんが、警察といろいろ意見交換をしている中で、警察のほうでは、このコロナ禍の影響で外に出る機会が少なくなったことで道がすいている、人が歩いていないというような状況で、やはり安全運転に対する意識が少し下がっていることもあるのではないかなというようにしてお聞きをしております。

◎委員（堀 巖君） 最後ですけれども、40ページの防犯関係、防犯推進事業についてお伺いします。

大分前に大野議員が一般質問だと思いますけど、岩倉市の犯罪率の高さを取り上げられたことがあったというふうにちょっと記憶しています。年々件数的には減ってきていますが、依然として、例えば愛知県内でランキングを見ると、犯罪発生率は上位のほうに位置づけられているというふうに思うわけなんですけれども、市はそこら辺を踏まえて防犯に対するいろいろ啓発事業とかやられてはいますけど、減ってこない、上位にランキングしているという事由をどのように分析しているんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

愛知県全体の犯罪率がまだまだ高いというようなことで、その理由というのは、市としてその要因はちょっと分析はしておりませんが、市としては、市内の犯罪を少なくするために防犯ネットワーク会議等で情報を各団体と交換しながら、その場でまた江南警察のほうから最新の犯罪状況、その犯罪を防ぐためにはどういった対策が必要かなというようなことの意見交換をしながら、努めている状況でございます。以上です。

◎委員（堀 巖君） いやいや、例えば愛知県が高いというのはそうなんですけど、飛島村だと例えば自販機荒らしが多いとか、やっぱりそれは工場が多くて人口が少ないという要因があって、たしか大野議員の一般質問のときにも、岩倉市がどうして多いかというところについては、交通の便がいい

からだとか、そういった必ずその要因というのはあって、それをやっぱり市としてちゃんと分析をして、対応策を考えないといけないというふうに思うんです。今の答弁だと、昔の一般質問から全く進歩もないし、そこら辺のこの間の独自の研究調査、対応策、全くちょっと見えてこないんですけど、もう一度お願いします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

過去の一般質問で、そういった交通の便がよくて犯罪を犯しやすいといいますが、そういったことにつながることも考えられるというところですけども、全くそれを無視しているわけでもなくて、岩倉はそういった交通の便がいいということで特殊詐欺もやっぱり増えているというような状況もいろいろ分かってきたところでありましたので、そういった特殊詐欺対策として電話機の購入と、こういった新しい事業も進めているというところがございますので、よろしくお願いたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までの質疑を終結します。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目10公平委員会費から目18諸費までについて質疑を許します。決算書は114ページから124ページ、成果報告書は43ページから57ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の45ページの多文化共生・国際交流費の中で、本会議でもお聞きして、外国人サポート窓口の相談等についてはお聞きしたところであります。それで、最近の傾向として、日本語学習の相談が増えているということが答弁がありまして、その下の、4の多文化共生の取組の中にそういう日本語学習、日本語教室ということで取組がされているところであります。

それで、具体的にこの今年度行おうとしている日本語教室ですね。共同事業ということで、日本語教室を受講した方が指導者となってという形になるのかと思いますし、そういった点での主体となるこの市民団体だとか、令和4年度のこの取組というのはどのような形になっているのか、少し説明していただきたいというふうに思います。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 市内の外国人に対する日本語教育につきましては、主要成果報告書にも書いてあるとおり、日本語教育法の施行に基づいて、地方自治体のほうで実施していかなければならないというよう

なところで、昨年度、愛知県の多文化共生推進室のほうと共同で、日本語教育向けの指導者養成講座と外国人向けの初めての日本語教室というものを実施いたしました。

そこで、令和4年度からの市内での実施に向けて、日本語教育の指導者養成講座の受講者を中心に市民活動団体を作成し、その市民活動団体が岩倉市の市民活動助成金を活用する形で活動を開始しております。

本年度は2期にわたって日本語教室を実施するというにしております、第1期は6月、7月にかけて実施をいたしました。第2期は12月、1月を予定しております。土曜日の午前中を利用して市民プラザのほうで行っております。参加者は、市内の在住外国人に対しまして、市の広報ですとかSNS等を通じて周知をさせていただいております。

また、日本語のサポーターといたしましては、昨年県の指導者養成講座の受講者、そして横のつながりからサポーターも集まっております、第1期の実績でいいますと、外国人の学習者の申込みが37名程度、日本語のサポーターも30名から40名というようなことで集まっていたいただきましたので、指導者のほうもローテーションを組みながら、計画的に日本語の指導を行っております。

市としましては、共同事業ということで実施をしておりますので、市民活動団体が不慣れな点、会場の確保ですとか、広報活動ですとか、印刷物の支援等行わせていただきまして、共同で運用をしているということになります。以上です。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

岩倉団地なんか外国籍の方が多いいという状況の中で、私どものところにも相談が来ていましてね、例えば定年を迎えたんだけど、再就職しようと思ったら日本語がしゃべれないということで非常に苦勞なさっているというケースなんかがあって、やっぱりこの取組は非常に大事な取組だというふうに思っていますので、またちょっといろいろ第2期がどうなるかというところとか教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、47ページの電子自治体推進事業のところ、行政のデジタル化だとか、いわゆる自治体DXというものの推進については、今後このところで記述されていくのかなあというふうに思うところではありますが、特にこの部門のところ、情報システム標準化が2025年までにということが進められようとしているというところで、この間、議会でも意見書を上げたりしているんですけど、個別施策だとかの独自事業がなかなかやれなくなってくる可能性があるんじゃないかという懸念があるところなんですけど、

この問題について、2025年度末までにベンダーという開発する事業者と契約を結ぶ形になってくるというふうに思うんですけど、そういう懸念は心配ないと言えるのかどうか、きちんと個別のカスタマイズがやれて、事業の継続や新規にやりたいことがやれるというふうになってくるということによろしいでしょうか。確認させていただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、今後の自治体DX等への取組に関しましては、やはりここの電子自治体推進事業、こちらのほうでいろいろと対応、取り組んでいく形になるかと考えております。

また、今国を中心に進めております情報システムの標準化、共通化に関しましても、このシステムを利用することによって、今本市で行っている独自の、例えば総合窓口といったようなああいったシステムの対応については、その標準システムとしっかりと連携を図りながら対応できるよう、仕様が示されておりますので、個別の、独自の業務システムについてもしっかりと連携が図れるように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

2025年度までということなものですから、またちょっといろいろな情報を教えていただいて、独自にやっている事業はもちろん、新しく今度独自に必要性があってやる部分も出てこようかと思っておりますので、そういった点でも対応できるような形で、そういうベンダーと契約していただくということをお願いしておきます。

次に、49ページ、これもちょっと防災訓練の関係の外国人の参加のことをお聞きしたいわけなんですけど、今コロナ禍で、なかなか小学校区での防災訓練等ができなかったりという状況があります。総合防災訓練も縮小した形で、各行政区が20人ぐらい参加してという形なんですかね、そういう形でやられてきたというふうに思っています。

そういった中で、特に東小学校区などのところでの外国籍の方の参加をどうしていくのかということについて、一定参加されていく状況ができたというふうに思ったんですけど、コロナ禍でそれができなくなってしまって、ちょっと心配しているところなんですけど、その辺についての検討状況なんかがありましたら教えていただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 今年度の東小学校の訓練に関しましても、2部制という形で導入させていただきながら、人数制限をして訓練を実施させていただいております。外国人の方は、今年度についてはちょっとそういったこともあって、参加はできなかったという部分がございますが、

今後、その外国籍の方の訓練への参加については、コロナ禍における中でどういった訓練ができるかというのは、試行錯誤しながら検討をしていきたいとは考えています。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。またちょっと新たな年度に向けて検討していただきたいと思います。

51ページ、市民プラザの関係でもお聞かせください。

市民プラザでネット環境があるもんですから、ユーチューブの視聴をするような企画でお借りしたところ、なかなか視聴ができないような状況になって、結局使えなかったというような状況が昨年度生まれたんですけど、市民プラザのネット環境とかは、その後ちゃんと機能しているのかどうか、そういうトラブルはもう起こっていないのかどうか、こういった点についてお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず市民プラザにおいて、インターネット環境、W i - F i 環境でお使いになっていただいて、いろいろと事業をしていただいておりますけれども、このインターネット環境がつながらないといったようなことで御迷惑をおかけしているというようなことも少しお聞きをしております。つながりにくい、つながらないといったような状況で、私どもも今年度においてはインターネット回線の対応容量を増やしたりとか、またインターネットに接続するためのW i - F i の無線用のルーター、こういったものを容量を大きくしたりといったようなことで、現在対応をさせていただいております。

ただ、こういったネット環境という性質上、どうしてもつながらない、ちょっと原因不明な部分もあるかもしれませんが、そういったような御不便をかけるような状況があった場合には、しっかりと応急の措置ができるように少し市民プラザのスタッフにも指導等をして、できるだけ快適な環境でお使いいただけるようにできるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） たくさんあって申し訳ありません。

また、トラブルのないようにぜひ指導していただきますようお願いいたします。

53ページの男女共同参画推進事業についてもお聞かせください。

いろいろ岩倉市では性の多様性を尊重するということで、あるいはジェンダー平等を推進するというので、計画にも入れていただいたり、5次総計にもそういう文言が入ってということで、非常にありがたいと思っています。そういった中で、行政書式に不必要な性別欄は削除しようということで、そ

ういうこともやっていただいて、結構県内でも取組早いほうじゃないかなあというふうに思っているところです。

それで、昨今近隣市の中でも同性パートナーシップ制度について動きが出てきているところだというふうに思っていますが、現時点でのこの同性パートナーシップ制度についてどのように考えているのか。一宮市が9月から実施されて、江南市も請願が採択されてというようなことが起こっていますし、犬山市なんかでもフリースピーチという制度の中でそういう当事者からの訴えがあって、動きがあるというところだと思いますが。岩倉市ではどのような位置づけで進められているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

そういうマイノリティーの方々につきましては、現状も多くの社会生活上、様々な問題を抱えておみえになるというふうに思います。啓発、研修による理解促進を深めながら、それらの問題に関する様々な支援が必要な方が見えるということは認識をさせていただいております。

本市としましては、引き続き、先ほど少し御質問の中でも教えていただきましたけれども、近隣市の取組を参考に、幅広い市民の理解が得られるよう制度の趣旨、課題について研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。引き続き議論していきたいと思ます。

ちょっとこの範囲が長くて、もう少しあるんですけど、申し訳ありません。ふれ愛タクシー事業、55ページについてもお聞かせください。

ふれ愛タクシー事業についても、いわゆる不成立件数というのが減っているということは大変いいことだなあと思う一方、なかなか新たな声が起こってきているところがあります。例えば、雨の降っているときにふれ愛タクシーを使われる方が多くて、一般の人たちがタクシーを使おうと思ってもなかなか予約できないというような状況が生まれているということを少しお聞きするわけですけど、そういったような問題点というのは市では把握されているんでしょうか。声が上がってれば教えていただきたいと思ます。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、雨の日等で一般の方が利用しづらいという、そういったような情報はこちらではちょっと把握をしておりません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。少しそういう声が起こっているというふうに私も耳に入ってきていますので、情報収集していただいて、何か対策をまた考えていかなきゃいけないのかなあというところです。

最後にもう一点だけ、56ページから57ページにかけての行政区運営費の中でもお聞かせください。

行政区の運営が非常に大変になってきているというところで、担い手がないだとか、なかなか難しくなっているというところをお聞きするわけです。一方では、行政区をもう少し大きくして、人材をきちんと確保できるようにという意見もある一方で、やっぱり広くするとそれぞれの細かい住民の苦勞だとかそういうのが把握できなくなってしまうというそういう問題も発生してくるという中で、やはり行政区をどうやって育成していくのか、育成というのは非常におこがましい言い方ですけど、協働をしていくという相手として、しっかり支えていかなきゃいけないんじゃないかなあというふうに思っています。

それで、いろいろ対応はされているというふうには思うわけですし、また今年度の事業で新しくそういう場を設けているというところはあるわけなんですけど、例えばそういう悩みを交流する場だとか、あるいは区長会でどういうふうになっているのかな、ちょっと分かりませんが、情報交換をしたり、あるいはデジタル技術の活用なんかをどのようにしていくのかという、そういうような支援がこれから必要になってくると思いますし、一方では仕事でそういうのに携わってきた人が、今度は退職して行政区を担っていく人たちになっていくところで見れば、将来的にはそういうこともいろいろ展望もあるのかなあと思ったりもするんですけど、行政区の一緒に支えていくという点で言えば、どのような取組がされてきているのか、またどのような課題があると捉えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず行政区における課題という、まず先にお答えさせていただきますけれども、やはり今御質問の中にもありましたが、担い手がないとか、いろいろなイベント等の参加が少なくなっているといったような課題があるというふうに考えております。

また、そういった課題を共有するために、実は区長会というものを、既に皆さん御存じのところですが、年3回実施をしております、この区長会が終わった後に、区長会協議会というもの、これは区長会が任意で行う会議でございますが、協議会を開催しております、実はこの協議会の中で、今お話があったようないろいろな課題、あとその課題を解決するための対応策、どういった取組をしているかといったようなことを区長さん、皆さんでいろいろと意見を出し合いながら情報共有を進めております。

また、これも皆さん御承知のところでございますが、今年度から来年度、

2年間かけて地域力活性化支援事業ということで、未来寄合と呼んでおりますけれども、こちらのほうを学校区単位で開催をしまして、さらに区の役員さんのみならず、地域の区民の方も踏まえて、参加していただきながらいろいろな課題、その解決策等、意見、取組状況をしっかりと情報共有して、その中であった地域の在り方などをいろいろ検討させていただいて、今後こういった行政区運営に対してもしっかりとサポートできるよう取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） じゃあまず成果報告書の52ページ、市民活動の助成金のところの表があります。昨年度から見ると、額も件数もかなり新しい団体も増えてきていますけれども、コロナ禍の中でこういった状況は非常に好ましい状況だと思いますけど、コロナ禍なりのそういう団体の苦労であるとか、最近の傾向をどう見ているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

こちらの市民助成金を御利用される市民活動団体等も含めてですけれども、やはりこのコロナの影響によって活動がかなり縮小、またはイベント等は中止といったようなことで、活動自体を行うのが難しい状況があるということがございました。ただ、このコロナ禍であっても、こういった市民活動を支援して活発に活動をしていただく必要がやはりまちづくりにおいて必要というところで、市民活動支援センターではZ o o mを使ったり、そういったICTをいろいろ使って支援できるように取り組んでいる状況でございますので、いろいろと研究しながら支援に努めてまいっているという状況でございます。

◎委員（堀 巖君） あわせて、関連というか市民プラザ、市民活動支援センターについてお尋ねします。

さきの補正予算の関係の債務負担行為のところでもありましたように、数年指定管理者ではなくて委託という形で進めていくということの意思表示だということで確認しております。ここが片岡市長時代の肝煎りの施設で始めてもう大分たっているわけですがけれども、指定管理者じゃなくてやっぱり委託でいくんだという、そこら辺の意義について再確認したいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、御質問でもありましたとおり、今後も業務委託という形で進めていきたいというふうに考えております。

他の施設のような指定管理にした場合、市民プラザにおいてはかなり施設も50年以上たっておりまして、なかなか指定管理では採算といいますか、そ

ういった費用的な面で厳しいというようなお話も伺っている状況もございますので、ただ、委託が悪いわけではなくて、この委託においてもしっかりと市民の声を拾いながら、市民に寄り添った支援がしっかりできる、あと市民プラザにおいても、施設の受付等もしっかりと市民の意向を把握しながら改善に努めているという状況もございますので、今後も業務委託において進めていきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 施設の老朽化ではなくて、この施設や市民活動市民センターの意義のコアな部分は、やはり市がきちっと握っている、運営していくという意味表示だというふうに受け止めました。

それから、最後の行政区の補助のところ、56ページ、総務管理費のところ、1の行政区の補助の最後のところに手洗い場の自動水栓化のところの評価がしてあります。これちょっとやっぱり引っかけるところで、地域における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減することができましたというふうに書いちゃっていますけど、当然予算をつけるときには感染対策としてそのお金を使ってやったわけですが、果たして感染リスクを低減することができましたというふうに大っぴろげに言っちゃっていいのかというところが、やはりこれまでの研究で、接触感染について1万回に4回程度しかないということであるとか、アメリカの疾病対策予防センター、CDCのほうでも1万分の1以下だという評価をしているわけで、ここの表記はちょっと気になる、これはどういった思いで書かれたんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

このトイレの手洗い場の自動水栓化については、ここにも書かせていただいておりますとおり、そういった感染症の触れることがない形で手が洗えるということで、少なからず感染症のリスクを軽減できるものということで行った事業でありますので、こういった記述で報告をさせていただいております。

◎委員（黒川 武君） 私のほうから1点だけお聞かせください。

主要成果の54ページの市民活動支援センター運営費の中で、令和2年度まで掲載されておりましたまちづくりネットワークの実績の表が、今回掲載をされていないのはなぜでしょうか。お願い・お手伝いのマッチングはこれからはしないと、そういったことなのでしょうか、お聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

実は、今回主要成果報告書のほうからまちづくりネットワークの表は削除させていただいております。その理由といたしましては、実はこのまちづくりネットワークにおいては、市民活動支援センターの一つの機能として実施しているものでございました。これまでもずうっと残った形でなっておりますし

たけれども、これまで新しい事業があった場合は外出しした形で、2年以降は文章の中でいろいろ御報告をさせていただくといったような形で対応をしていきたいというふうに考えておりますので、今回表のほうは削除をさせていただきましたが、ただ、文面のほうに、今御質問あったように、まちづくりネットワークは終了したのかという御質問もありまして、ちょっと私どもの表記が、まちづくりネットワークについて全く記載がないということでございましたので、ちょっと表記については、今後しっかりとその辺りも御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、令和3年度におきましては、団体が59件、個人が50件と、マッチングにつきましては3件のマッチングができたという状況でございましたので、御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書46ページの総務管理費の契約管理費のうち、入札件数の状況で、工事の一般競争のうち総合落札方式が徐々に減少していると、令和3年度は6件しかなかったということになっておるんですが、基本的に総合評価というのはある程度の金額以上は総合評価にする方向性だったはずなんですけど、ちょっとこの件数が減っている理由は何なんでしょうか、教えてください。

◎行政課長（佐野 剛君） 総合評価方式につきましては、予定価格が5,000万円以上を超える工事ということで、行っております。

件数が減った理由につきましては、それに付する件数が少なくなったことによるものでございます。

◎委員（大野慎治君） もう一件お願いします。

成果報告書55ページ、ふれ愛タクシー事業についてお聞かせください。

御存じのように、タクシーの運賃料金は迎車料金を含んで1,500円未満のときは400円、1,500円以上3,000円未満のときは800円、3,000円以上の場合には1,600円となっておりますけど、僕最初導入したときに、3,000円以上なんか岩倉から小牧のタクシー間だから、そんなものは存在しないはずだということは最初に述べさせていただきましたけれども、利用されている方で、ちょうど1,500円を境に利用されている方、場所によって、地域によって、市内中央部に来るときに、交通事情によって1,500円を超えるか超えないかという方がいらっちゃって、これがいきなり400円から800円になるのはちょっとおかしくないかという素朴な疑問を言われて、中間的な料金体系はつくれないのかという御指摘を受けたんですが、その辺のところの1,500円、2,000円以上使われる方ほとんどあんまりいないと思うんですけど、この辺の方に対し

ての救済策というか、そういったことは検討されていないのでしょうか。分析はされていないのかお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

ふれ愛タクシーのタクシー運賃ですね、1,500円を境に400円と800円の違いというところで、まずそこでの救済措置の検討については、今のところ考えておりません。

ただ、これもデマンドタクシーから切り替えてふれ愛タクシー事業を始めて、いろいろと利用状況も変わってきております。また、1,500円以上の利用についても、多くはないですけれども、数件の利用があるというふうには把握しておりますが、この事業を進めていく中で、何かしらこの利用料金について見直す機会があれば、そういった今いただいた意見を踏まえて、あと利用の状況を分析して、検討、研究はしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 私も、ふれ愛タクシーについては、大野委員が今言われた同じような声をいっぱい聞いております。北の地域から岩倉病院まではとても1,500円以内では行けなくて、やっぱりいきなり800円というところ。改めて800円、1,500円以上の人がどれぐらいなのか、ちょうど書類審査までできなかったのも、やはり分析もして、今後救済策も考えてもらえたらと思います。これは意見でいいです。

質問では、50ページの土のう設置等業務委託についてお伺いします。

7月の梅雨の時期から設置していただいて、まだ台風が終わる状況じゃないので、まだ土のうがそのまま設置されているところが多いんですが、いつも撤去までの間に草がすごく生えて、土のう袋が破れ、そこに草が生えという、非常に景観が悪い今の9月の時期です。撤去もこの委託業者に頼まれているのかと思うんですが、そういう今の時期の景観が悪い状況をどう見て、撤去などをどうされるのか、積替えみたいなこともこの業者に委託できるのか、お伺いしたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、土のうの景観がというお話でございますけれども、現在設置しております土のうにつきましては、やはりこの風水害、特に梅雨時期の前にできるだけということで、6月上旬に設置をさせていただいて、撤去については11月上旬をめどに、今設置をさせていただいているところでございます。

また、この設置については委託をさせていただいておりますが、今御質問にあったような草が生えて土のうの撤去、設置、再度というようなお話もございましたが、そういった予定は今のところございません。現状、見た状況、

私どもも確認をさせていただいております、しっかりと現状を確認して、どういった対応ができるか分かりませんが、草を抜くなり刈るなりというようなことで、少し対応はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） もう一点お願いします。

その下の、同じ50ページのコロナ対応の自宅療養者等生活支援事業ですが、先ほど補正予算の中でも議論があったところですが、健康課で受付をして、協働安全課で物資を調達して、総務部で配達ということで、職員が連携して非常に他市と違って迅速な配達体制をしていただいているということで、市民の方から非常に感謝の声がいっぱい届いています。本当に助かって、中身も消毒液や、買いに行きたかったのがいっぱい入っているとか、ゼリーを喜んだとかいう声もいっぱい聞いているのでありがたいと思っておりますが、反対に、あまりにも数が増えて、職員体制、時間外が多くなったんじゃないかという心配もするんですが、その辺の状況はどうでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

この自宅療養者等の生活支援事業の中で、配達等させて、総務部で対応させていただいておりますけれども、これによって時間外が増えたということは、今のところなくて、できる限り時間中に早くお届けできるように連携して対応している状況でございますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） じゃあ、安心しました。このことで負担が増えたんじゃないかなあということを心配していましたので、職員自身の健康状態を心配したところでは。

もう一点、そこで非常に若い人たちはネットを見て自らが申請をするというのが非常にたけているので、すごい助かったという声があるんですが、やはり年配の方ではそういうのが知らなかったというお声も聞くので、今後はまた、先ほどの補正の議論であったように、無症状の人たちについての変更を検討していくということですが、今後については申請の仕方とか、高齢の方たちへの配慮というのは何かお考えがあればお聞かせください。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） この事業の周知につきましては、健康課から江南保健所に事前にこういった事業を岩倉市で始めますということをお知らせし、必要な方は江南保健所で把握しておりましたので、江南保健所から直接事業の紹介をしていただいて、健康課に電話をして申し込んでいただくというようなことで進めておりました。

ただ、ちょっと最近では保健所の対応もいろいろ感染者数が増えて変更してきている点もございますので、その辺も改めて周知が行き届くように、また

検討をしたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 関連してお願いします。

補正予算のときに、揚げ物のお弁当の話をして、それは県の事業だからというお話が教えていただいたんですけれども、それにしても何か縦割り感が拭えないというか、こと食料品に関して、そういうことであれば、市と県と調整を取りながら食べやすい食品をどのように届けるかというところに着目すると、すみ分けがきちっとできているならいいんですけれども、やはり栄養士さんと相談しながら決めたカロリーが高いのを届けているという、それは市のほうで、片や県のほうはちょっとどんなものが届くか、揚げ物が続くかどうかは市は関与しないという、そういうことでいいのかなあというふうにならんと疑問に思ったものですから、今後どんどん状況が変化していくことはあるんですけれども、県と市とのそういった連携の仕方というのは何とかならないんでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 確かにおっしゃるような連携ができればいいかと思いますが、なかなかこの状況の中で、それぞれ連絡を取って何かというのは、非常に事務負担も増えますし、難しいのかなあということがまず1点と、もともと県は陽性になった方に弁当を配食をするという、そこが事業なんです。岩倉市の事業は、そうはいっても県の配送がなかなか始まらないと。その初期のところでは外出できないのでお困りなので、非常食みたいなもの、それから衛生製品なんかを中心にお届けするという、ちょっと目的も違うものですから、この事業はこの事業として継続しつつも、ただ先ほどの無症状であれば外出差し支えないというような話であるとか、あとは今後全数把握の見直しなんかも行われてきますので、そうした状況に応じた、真に必要なところにしっかりと行き渡るような、そういう事業に見直しをしていきたいなあと考えています。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） それともう一点ですけれども、なかなか全市民の個々に応じたものを調達するというのはやはり件数が多くなると大変かと思います。ただ、個々にどうしてもおかゆが必要だとか、そういったことがございましたら、これとは別に薬の受け取り代行支援だとか、買物支援ということは保健センターのほうで個別に聞き取りをして支援をさせていただくことになっておりますので、そういった個別相談の中でやっていきたいというふうに思っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（鬼頭博和君） 成果報告書の49ページなんですけれども、防災対策費の防災情報発信の一番下のところの同報系防災行政無線の情報発信に

ついてということですが記述があるんですけども、高齢者の方とか、最近認知症で行方不明になる方が結構出ているんですけども、そういった方の情報を発信している自治体もあるというふうに聞いているんですね。市民の方からもそういった情報発信をしてはどうかという御意見も聞いています。当局としてどのように考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） そういった案件につきまして、警察に届出がしてあったりとか、御家族の方からの申出があった場合に、昨年度たしか1件流した記憶がございます。そういった場合でも対応は一応できる形にはなっています。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目10公平委員会費から目18諸費までの質疑を終結します。

次に、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費までについて質疑を許します。決算書は124ページから138ページまで、成果報告書は58ページから62ページまでです。

質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書59ページ、徴収費に関しましてお尋ねをいたします。

税金の納め方、様々な手法を対応していただいています、コンビニエンスストアやスマホ決済アプリ等、そういったものをどんどん導入していただきまして、収納率も上がっているところです。

スマホ決済アプリに関しましては、この説明文の中ほどにアプリの追加に向け、委託先と調整したということが明記されておりまして、本年度の4月から、今まで3種類だったんですけども2種類増えまして、今計5種類のスマホ決済アプリが対応されているといったところで、主な決済アプリはこれで大体網羅されているのかなあと考えています。

お聞きしたいのは、これ以外の手法というのはまだ存在しています、他市町でも、例えばクレジットカード決済とか、交通系のICカードや流通系のICカードなどでも税金を納めることができるという自治体は存在しております。岩倉市において、今後さらにこういった選択肢を増やしていくお考

えがあるか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎**税務課統括主査（須田かおる君）** モバイル収納につきましては、コンビニ収納と併せて委託しており、委託先の取り扱う決済アプリが増えるときは検討してまいります。

クレジットカード収納につきましては、市単独の導入は構想にありませんが、令和5年度から全国の自治体を対象に固定資産税、都市計画税及び軽自動車税種別割の納付方法が拡充されます。現在、法人市民税や市県民税特別徴収の電子納税を行っている地方税共通納税システムにこれらの税目が追加され、パソコンやスマホからクレジットカード等で納付できるようになる予定です。よろしくお願いいたします。

◎**委員長（水野忠三君）** ほかに質疑はございませんか。

◎**委員（木村冬樹君）** 税務課もそうですし、市民窓口課もそうだと思うんですけど、いわゆる証明書類の手数料のキャッシュレス決済の関係で、どのぐらいの数があるのかなあとというところを少し教えていただきたいなというふうに思います。

◎**税務課主幹（佐野亜矢君）** モバイル決済の件数ですけれども、税務課窓口におけるモバイル決済の件数は、全体の大体1.2%に当たりまして、令和3年度ですと1万400円分がモバイル決済という結果になっております。

◎**市民窓口課長（富 邦也君）** 市民窓口課におきましては、令和3年度におきましては、キャッシュレス決済の率におきましては、全体の3.3%が利用されております。

◎**委員（木村冬樹君）** 分かりました。まあそのぐらいのものなんだなあとというふうに分かりました。

◎**市民窓口課長（富 邦也君）** ちょっと訂正をお願いします。今3月末を言っていましたので、すみません。8月から開始しているんですが、全体で3.9%ですね。金額にすると4.4%の率でキャッシュレス決済全体を行っております。すみません、申し訳ございません。

◎**委員（木村冬樹君）** 件数で3.9%で、金額で4.数%ということですね。

次に、成果報告書60ページの戸籍住民基本台帳費の中のマイナンバーカードについてもお聞かせください。

3年度末が42%ということですが、交付率の直近の数字をまず教えてください。

◎**市民窓口課長（富 邦也君）** 最新では7月末時点になりますが、岩倉市の交付率にしましては45%になっております。

◎**委員（木村冬樹君）** マイナンバーカードの普及ということで、いろいろ

国のほうも手を打ってきているというところがあります。なかなかそういうやり方が果たしていいのかどうかというところは議論が分かれるところだというふうに思いますが、一つだけ気になるのが、マイナンバーカードの普及率の関係で交付税の算定に影響を与えるような動きが国のほうで示されていますが、やはりちょっとこういったところは交付税の仕組みをゆがめる内容になってくるものですから、きちんと地方自治体からも意見をすべきじゃないかなあというふうに思いますが、その辺についてはどのようなお考えなんでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今、木村議員がおっしゃられた地方交付税の反映というところにつきましては、そういった発言が国のほうでされているというのは承知しておりますけれども、実際はまだ国・県通じてそのような連絡を受けておりませんので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

なかなかこれはそういうふうな方向には進んでいかないというふうには私も思いますけど、注意深く見ていきたいなと思います。

62ページの選挙費の関係も少しお聞かせください。

ここでは、令和3年10月31日執行の総選挙についての記載になっています。投票率が課題になっているということは繰り返し各議員からも一般質問されているところでありますが、今年度も参議院選挙があつて、50%そこそこという投票率、あと知事選挙があつて、来年度は統一地方選挙という形になっていくところで、やはり投票率をどうやって高めていくのかというのは一つの課題だというふうに思います。

それで、令和3年度でこの辺の取組で工夫などがあつたのかどうかについてお聞きしたいのと、この間、いろいろと提案、議会側からもしていますけど、期日前投票所の拡大の問題だとか、投票区域を見直して、より近い投票所で住民が投票できるようにという声がやっぱりあるというふうに思いますが、その辺についての検討が何か進んでいるものがあれば教えていただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 投票率向上の取組でございますけれども、まずこれまで継続して実施してきた啓発活動は、継続して実施をしていくこととしております。また、3年度から新たな取組ということではないんですけれども、効果があつたんじゃないかなあというふうに考えていますのは、期日前投票所の混雑状況のお知らせであったり、それをSNSを通じてお知らせをしたと。あと、投票率が若干低いような投票区については、公用車で重点的に回って啓発をしたといったところは、選挙管理委員会としては効果が出

ているというふうには考えております。

これは3年度の決算なんですけれども、4年度の選挙の際は、期日前投票期間中に市の行事として行われたときに、のぼり旗を持って行って、少しでも投票をしていただけるような活動も行ってまいりました。

あと、期日前投票所の拡大と、区域の見直しにつきましては、これまでの答弁と同様になってきますけれども、現時点では見直しというところは考えていないというところでございます。

◎委員（木村冬樹君） なかなかこれは大きな問題ですから、動かす難しさは確かにあるというふうに思います。しかし、投票所別の投票率を分析しますと、やはり投票所に近い地域、例えばその地域の真ん中に投票所があるようなところは当日の投票率が高いというのはもう明らかですし、やっぱり遠いところはなかなか難しい。期日前投票所も中心部のところは結構高くなるんですね、やっぱりね。それから当日の投票所が行きにくいようなところも高くなる傾向にあると思いますから、その辺はもうほぼ分析されているというふうに思いますので、大変な課題だというのは認識していますが、少しずつでも検討していただきますようお願いだけしておきます。すみません。

◎委員（堀 巖君） 私も60ページの戸籍住民基本台帳事務のところまで2点お伺いします。

さきのマイナンバーカードの話ですけれども、私は2万ポイント、2万円1人当たりかけて普及させる国のやり方というのはちょっとおかしいというふうに思います。

この42%、45%という数字は、岩倉市の全人口ですよ。それって本当に意味があるのかどうなのか。生産年齢人口でいえばほぼ、ほぼというかなんかかなり高い率でみんな取得しているのではないかなあと思うし、赤ちゃんや児童が取得する意味がどこにあるのか。高齢者は身分証明書の代わりになりますよという宣伝、うたい文句で普及率が高いのかなあというふうにちょっと推測しますけれども、そういった分析って、年代別、用途別にちゃんと見て対策は練られているんでしょうか。対策というか、対策してほしくはないんですけれども。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 年代別では、岩倉市の年代別では公表されていませので、そういったものは把握しておりませんが、全国の全体では数字は出ておりますので、ホームページのほうで、そちらのほうを把握しながら順次進めているところです。検討しているところです。

◎委員（堀 巖君） さっき言った、赤ちゃんや小さいお子さんがこれを取得するメリットって何でしたっけ。それをちょっと教えてください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 赤ちゃんに関しましては、保険証とかの利用とか、そういったものも結びつきでできますので、そういったところで対応できて便利になると思っております。

◎委員（堀 巖君） そのページで、ここでお聞きするのはちょっと違うのかなあという気はしますが、自然増減と社会増減の人口増減の割合があって、自然増減で死亡が超過するのは分かるんですけど、転出が増えているのがちょっと気になるんですが、これはどういう要因で見えていますか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 市民窓口課のほうでは、申し訳ないですが、そちらのほうは把握できておりませんが、やっぱり若い方とか、二十歳とか30までの方の異動のほうで、窓口を見ると多いのではないかというふうに思います、私も。

◎委員（堀 巖君） 過去、市民窓口課では、岩倉市の人口ということで課内できちんとまとめて分析をしていたというふうに記憶をしています。今はそういうのはもう何年かつくっていないのでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） すみません。私が課長になってからは、現在はつくっておりません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ここで休憩を取りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、2時50分まで休憩をしたいと思います。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、再開をさせていただきます。

引き続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目7障害者医療費までについて質疑を許します。

決算書は138ページから158ページまで、成果報告書は63ページから83ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと幾つかありますので、申し訳ありません。よろしくお願ひします。

最初に、成果報告書の63ページの3にあります災害時要配慮者の支援について、議員の一般質問の中で個別の避難支援計画をつくっていかうという

ことで提案がされて具体化されていっているということで、令和3年度末で156件の計画がつくられたということでもあります。

それで、この156件というのはどういう順番でつくっていったのか、例えば、ある行政区にしていったのか、もしくは、この人はもうすぐにつくっておいたほうがいいのかという優先度からつくっていったのか、こういったような状況を少し教えていただきたいというふうに思います。

◎福祉課長（石川文子君） こちらの個別避難支援計画の作成につきましては、まず対象となる方は要介護認定者、身体・知的・精神障害児・者といった災害時避難行動要支援者の登録数は全体で980人お見えです。そのうちの自主防災会等への名簿の提供に同意をいただいている方が584人となっています。この名簿は半年ごとに更新をしております、自主防災会ですとか民生委員の方々に作成の協力をお願いしているところでございます。

地域によって取り組み方は、自主防災会が中心になられている地域ですとか、民生委員さんが中心になってやられている地域と違うと思っております。取り組み方に違いがあるというところもありまして、作成者の地区の偏りというのが見られる状況です。特にこちらのほうから優先度をつけてお願いをしているという状況ではございません。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

自主防災会あるいは民生委員の方々が、どちらが中心になってつくっていくかということで、いろいろやり方が変わってくるのかなというふうに思いますが、やはり一定早くつくらなきゃいけないという人たちはいると思いますので、そういうことも考慮しながら取組をしていただきますようお願いいたします。

次に、次の64ページの地域福祉計画推進事業で、いわくらあんしんねっと構築に向けて、分野を超えた職種、専門職同士のつながりづくりを目的とした交流会が行われています。

これはどのような方々が参加されているのか。大体障害者のところ、介護保険の事業所というふうにありますけど、どんな内容になっているのか、あるいは市内全域の事業所から参加がされているのか、事業所に偏りはいいのか、こういった点について少し説明をお願いしたいと思います。

◎福祉課長（石川文子君） 参加者につきましては、子ども、障害児・者、高齢者、生活困窮者に関わる専門職を対象に開催し、障害福祉事業所からは9人、介護保険事業所からは5人、生活自立支援相談室からは1人、そのほか家庭児童相談員、障害者相談員、母子自立支援員、スクールソーシャルワーカーが各1人で19人の参加がございました。

令和3年度は2年ぶりの交流会ということもあり、テーマのほうを「改めて知りたい他分野の仕事」ということにしました。感染症対策のためオンラインでの開催ということで、対応できる事業所、できない事業所等もあったかと思いますが、全て市内の事業所のほうにはお声がけをして参加を募ったということになります。

4つのグループに分かれて、参加者がどのような対象者を相手にどのような業務を行っているかという日頃の業務の確認をして、お互いの業務内容を知り、これまで連携していなかった事業所同士が連携する可能性を考えるきっかけになったと思っております。

また、参加者が日頃業務で抱える疑問点や業務改善のアイデアなど事前に他の事業所に聞いてみたいことを募集して、その回答を市内の高齢障害の事業所に展開することで、仕事に生かせるヒントやアイデアを得ることができたというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

市の職員の中の人たちも含めて19人の参加ということだったというふうに思います。民間の事業所の参加もあってということで、いろいろ理解し合えて、今後のいわくらあんしんねつをつくっていくということでの目的のためには重要な企画であったかなというふうに思いました。また、こういう内容についてもこれからも教えていただきたいというふうに思います。

次に、65ページだとか66ページにあります、いわゆるコロナ対策での商品券の特別支給だとか、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給だとかいうところで、対象となっている人はいますけど、支給されたのはこれだけですよという形でなっているというふうに思うんですね。手渡っていない人たちというのは、本当に今居所不明だとか、連絡がつかないとか、そういう方たちだけというような認識でいいのでしょうか。その辺ちょっと状況を教えていただきたいと思えます。

◎福祉課長（石川文子君） 申し訳ございません。プレミアム商品券の特別支給につきましては、対象となる非課税世帯の世帯主宛てにまず事前に予告のお手紙をお送りいたしました。その後、商品券が確実に手元に届くよう、簡易書留郵便にて商品券のほうを送付させていただきました。受け取りのほうをされず一定の保管期間が経過して、商品券が市役所に戻ってきた方に対しては改めて通知のほうをさせていただき、最終的に3,798世帯の方に受け取りをしていただいたということになります。受け取りをされなかった方、居所不明ということで戻ってきた方もございますし、あえて受け取りを拒否をされた方というのも一定数お見えでした。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、支給の対象となる可能性のある世帯全員が非課税であるといったことが確認できた世帯に、まず確認書を送付をしております。ただ、確認書を送付させていただいた方全てが該当するというわけではなく、別居の親族等からの扶養の有無にチェックを入れていただくという一定要件がありますので、送った方全てが対象となって支給するというものではまずないということをお伝えさせていただきます。

ホームページや広報で事業の開始をお知らせさせていただくとともに、広報の4年の4月号にて再度お忘れではないですかといったことで載せさせていただいております。基本的にはプッシュ型ということで、対象となる方にお送りをして、支給のほうを確実にということを取組のほうはさせていただきました。以上です。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

いろいろ個別の事情があるということですが、再通知などの努力がされて必要な方には手渡っているということだと思います。

次に、成果報告書70ページ、高齢者地域見守り事業ということで、様々なネットワークをつくって、そのネットワークを折り重ねる中で地域の人たちを緩やかに見守っていこうという事業で非常に重要なことで、この間協定を結ぶような事業所も増えてきてというところだというふうに思いますが、やはりその地域の見守りという、事業所もそうですけど、やはり行政区だとか地域住民の目を通した見守りというのは本当に重要だというふうに思っています。今この取組がされているのが東町、南新町辺りだというふうに思いますが、そういった取組をやっぱり増やしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っているところなんですけど、なかなか行政区も課題が多い中で、そういうことまでというふうになってくると大変なのかなというふうな思いもありますけど、そういう住民の目で見守るという体制づくりについて、どのように進めているのかお聞きかせたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

岩倉市では、令和4年4月1日現在、高齢化率が25.6%となっております、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向となっている状況です。

高齢者が安心して暮らしていくためには、身近な地域において近隣住民等による見守りへの協力が必要不可欠だと考えております。現在、本市では高齢者の見守り強化のために、高齢者地域見守り協力に関する協定を新聞店など30の事業所と締結をしたほか、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を行うなど、高齢者の見守り強化に努めているところです。

これまでも地域の民生委員、児童委員、各行政区の役員等の御協力をいただきまして、また地域で見守りを兼ねたサロン活動、自主的なそういったサロン活動も徐々に増えてきているところです。高齢社会において日常的に地域の方がお互いを気に掛け合って、異変に気づいたときに必要な機関に連絡できるように、見守り強化のための働きかけというのを今後も努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 25%を超えた高齢化率ということで、単純に言って、4人に1人がそういう形になってきているというのが今の岩倉市の現状だと思います。これからますます高齢社会を迎えるということで、様々な事業を考えていかなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなというふうに思っているところです。また提案していきますので、ぜひ研究していただきたいなというふうに思います。

その中で、サロン活動のことが今出ました。コロナ禍でのサロン活動を支援するというので、タブレットの使用などでオンラインでやれるようにというふうなことで、令和3年度予算が組まれて備品購入などがされております。具体的なこの活用状況というのがどのようになっているのかという点で、少し状況を教えていただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

コロナ禍によって高齢者の通いの場であるサロンの開催というのがなかなか困難な状況がございまして、そのための解決策の一つとしてパソコン2台とタブレット端末6台を整備いたしまして、オンラインサロンの開催に向けた取組を令和3年度続けて進めてまいりました。

令和3年度の状況といたしましては、6か所のサロンにおいて延べ16回、試行的に開催をいたしまして、実際に参加者に体験をしていただいたり、こちらのほうからこういった活用の仕方ができますよといった活用方法を提案するなど、そういった取組を進めてまいりましたので、よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

これを活用したオンラインサロンなんかの先進的な取組がありましたら、また情報を教えていただきたいなというふうに思います。取りあえず、慣れてもらうことが大事かなというふうに思っています。

次に、72ページの緊急通報システム管理事業についてもお聞かせください。

なかなか一般質問がやれなかったものですから、こんなところまで聞いてしまって申し訳ありませんけど、設置人数が年々減っていているというのがあると思います。大体、毎年十数人ずつ減っていているのかなというふ

うに思います。

それで、近隣のケアマネジャーさんなんかの話を聞きますと、なかなか岩倉市のアセスメントは厳しいんじゃないのという声を聞くんですね。話によりますと、急変の可能性のある心疾患がないと駄目だよというようなことが、まことしやかにといたらあかんですけど、そういう専門職の人たちの中で語られている状況があるんですけど、現状はどうなのか教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

緊急通報システムの設置につきましては、申請者の状況把握と十分なアセスメントを行った上で利用の可否を決定するとしております。要支援・要介護認定を受けていない人の場合においては、地域包括支援センターの職員による状況把握とアセスメントを実施いたしまして、その後、地域包括支援センター連絡調整会議といった会議でその必要性の有無を検討いたしまして、必要と認められる場合に設置をしております。

一方、要支援・要介護認定を受けている人につきましては、ケアマネジャーがケアプランにその必要性を記載し、その内容を確認して必要と認めた場合に設置をしている状況で、ケアプランの中でその必要性というのはケアマネジャーがきちっと把握をして載せておりますので、よほどのことがない限りは必要なものと判断をしている状況です。

ともに申請者の状況把握と十分なアセスメントを行っておりますので、必要と認められる人については設置はできているのかなというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 今のアセスメントの仕方でいいますと、特に病名を特定するという形にはしていないという形で、ケアマネジャーさんがケアプランの特記事項やなんかにその必要性を書けばほぼ認められるということでしょうか。ちょっと教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

特に特定の病名、この病気があれば設置をしますよ、この病気がなければ設置をしませんよ、そういった判断はしておりませんので、アセスメントということですので、総合的にその方の状況を判断して設置の可否を決定しております。ケアマネジャーさんがケアプランに書いたものを、今まで見る限りでは、その必要性を疑うような余地のあるようなものはありませんので、現状では認めているような状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ちょっとケアマネジャーさんの中で、岩倉市は変なルールがあるよという

ことが言われている状況があるみたいですので、しっかり事業所のほうにそういうことじゃないですということでアナウンスをお願いしたいということをおっしゃるのでよろしくお願ひします。

あともう2点、80ページの障がい児支援というところで、総合計画の小事業ということになっておりますが、障害のある児童の発達段階に応じた支援や相談ということで検討しましたというふうになっているんですけど、実際には支援や相談がしっかりされているというふうに私は思っていますけど、そういう中で医療的ケアの必要なお子さんが保育園に入っているというようなことも起こっているというふうに思っていますが、この障害児支援についての到達点はどのようなところまで進んでいるのでしょうか、お聞かせください。

◎福祉課統括主査（片桐慎治君） 障害のある児童の年齢や発達段階における支援につきましては、現状、障害児通所事業所だとか相談支援事業所が充実してきております。

また、障害児の通所事業所等につきましては、未就学児、そして就学後も継続して療育支援をするというようなところが多くあります。そういった事業所と保育園だとか小・中学校といった機関との連携、協力した取組、そういったライフステージの切り替わりがあった場合でも、事業所と引き続き連携を図っておれば、そういったライフステージの切り替わりがあっても、切れ目のない継続した支援方法について何かできるんじゃないかなということを検討させていただきました。

特に他市町の事例として、例えば江南市なんかの事例を挙げて、小・中学校と障害児通所事業所が連携して取り組んでいるような事例なんかを挙げて、岩倉市においても他市でやっているような事例を導入して取組ができないかなというところを検討させていただいたところでございます。

また、保護者等にも積極的に療育支援についてPRしていくべきじゃないかということも議論の中にございました。なので、そういった療育支援について、市民周知だとか保護者が求める支援だとか、社会支援についてのニーズをはかるために、講演会だとかシンポジウムというのもやっていくべきじゃないかということを検討させていただいております。

先ほど上がっておりました医療的ケア児の支援につきましては、特に障害福祉サービスの提供が必要というような個別のケースにつきましては、令和3年度はございませんですけども、いろんな関係機関と必要な個別ケースがあった場合には、障害福祉サービス事業所とも連携をしながら、また昨年度も行ったように医療的ケア児の支援に関する情報提供だとか研修案内だと

かは引き続きやらせていただきながら、医療的ケア児も含めた障害児支援を関係機関と連携、協力しながら、支援につなげられるように引き続き努力してまいりたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

具体的にもう進んでいるところは進んでいるというふうに思っています。また、他課との連携なんかも非常に重要な課題だというふうに思っていますので、引き続きしっかりした対応をお願いしたいと思います。

あともう一点、81ページの地域自殺対策事業についてもお聞かせください。

1つは自殺者6人ということで書かれているんですけど、6人の特徴なんていうのはなかなか難しいというふうに思っていますが、例えば若い人が多いのかどうかだとか、そういう年代の特徴だとか何かありましたら、少し教えていただきたいというふうに思います。

◎福祉課長（石川文子君） 年代別の人数を申し上げますと、6人のうち、30歳代が2名、40歳代が2名、70歳代が1名、80歳以上が1名となっております。全体数が少なく、1件が占める割合が本市の場合大変大きく影響するため、分析等は難しい状況ではございますが、これまで本市では高齢者の占める割合が半数以上になっておりましたが、令和3年は少しその割合が減少しているという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

昨年もこのことでお聞きして、若い人がやっぱり少し増えてきているというのはあるかと思っておりますので、どういう対応をしていくのかというのは、やっぱり考えなきゃいけないというふうに思います。

そういった中で、市職員や市民に対してゲートキーパー研修が行われていて29人が参加してということで、この間ずっとこのゲートキーパー研修が行われてきていると思います。この研修参加者をどうやって活躍してもらうかというところ、活躍してもらうと言ったらあかんけど、どのような活動をしてもらうかというところをやっぱり今度の段階として考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺についての何か検討状況があれば教えてください。

◎福祉課長（石川文子君） ゲートキーパー研修につきましては、悩みを抱える人を支える人材の確保ということで、大変大切なことであるということで、毎年度開催をさせていただいております。

研修については、より意義のあるものにするにはどうすべきかということを担当者の中でも検討を重ねております。令和3年度は、「共感的な支援とは何かを考える」をテーマに愛知医科大学病院のこころのケアセンター技

師長の古井由美子さんに御講演をいただきました。

令和4年度、今年度ですけれども、ゲートキーパー研修を2回開催することとしまして、1回目は主に子どもと接する機会が多い人を対象とした研修ということで、ちょっと対象者を絞った形で開催をさせていただきました。学校の先生なども参加しやすいように、夏休み中である8月に開催をして、「子どもへの共感的な対応とは」をテーマに、昨年度と同じ講師の先生に御講演をいただいたということになっております。

今後も工夫をしながら事業の展開に努めて、悩みを抱える人を支える人材の確保に努め、本格的な支援ができるよう関係部署等との連携の強化を図って行っていきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

専門的な電話相談だとかというのはあるもんだから、それはもちろん活用してもらおうということですが、身近な人たちの中でそういう話ができるような環境をつくっていくという、そういうのも非常に大事だというふうに思っています。

当面は研修を受ける人を増やしていくということが大事なのかなというふうに思いますけど、いずれかの段階でやっぱりそういう人たちが、例えば岩倉市の中でここに相談窓口があるよみたいな、そんなことができていけばいいのかなというふうに思ったりするんですけど、その辺もうちょっと研究課題として研究していただきますようによろしくお願いします。以上です。

◎委員（堀 巖君） 私も今の81ページの自殺のところでお伺いします。

昨年表記だと、18人延べ19件だとか、19人延べ39件というふうに書いてあります。今年こういうふうに変えた、特に理由はないんでしょうけれども、分かりやすさからいえば前年の表記のほうが分かりやすいと思うんですが、その延べと件数、人数、去年のように書くとどうなるんでしょうか。

◎福祉課長（石川文子君） 表記の関係につきましては、分かりやすい表記にまず努めてまいりたいと思います。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎福祉課長（石川文子君） すみません、少し今お答えできるものがございませんので、また確認して報告をさせていただきます。

◎委員（堀 巖君） 多分、実人数の方がいるということで、2回のうちに。昨年も前々年度も相談があるわけですね。職員のストレスから退職につながるという問題と同じように、この相談を受けた人が実際自殺という最

悪の結末になっているのかどうなのかという、そういう分析はしないといけないと思うんですけど、そこはつかめる状況なんですか。

◎福祉課長（石川文子君） 自殺者の方の詳細につきましては、数字等しか分からないので、お名前が分からないですので、確認、その突合ができない状況でございます。

◎委員（堀 巖君） ゲートキーパーの研修を受けた、これまでの何十人、何百人という方が活躍というか、自殺をするまでのその予兆を出すところと、やっぱりうまく関わっていかないと研修した意味がないし、それを食い止めるということができないというふうに考えてしまうんですけども、この相談の意味も、やはりそれを食い止めるためにやるわけで、亡くなった方の氏名や住所というのは市で多分つかめる情報だと思うし、相談を受けた人たちの名簿というのも個人情報ではあるけれども、市がつかんでおくべき名簿をどうして突合できないのかなというのと、やはり自殺を食い止めるためにやっている事業なので、そこに力点を置いてどうしていくかというところが、何か毎回ここで私聞くんですけど、解決策、糸口が見えないもやもやとしたので質問がいつも終わっていますが、市としてはどのようにお考えなんですか。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 臨床心理士によるこころの健康相談を毎月2回開催し、延べ45人の相談ということで81ページのほうに記載がございまして。また併せて、134ページの下のほうにもこころの健康教室相談ということで、毎月2回計24回実施し、相談者は45人ということで同じような記載があるわけですけども、相談者、これは健康課のほうで実施しているものですから、先ほど堀委員から質問がありました実人員がどのくらいかということにおきましては、相談者延べ数45人に対して相談者の実人員は33人という状況でございます。内訳は男性が7人、女性が26人ということでございます。

こちらについては、こころの健康相談ということですので、自殺の企図までには至っていない、まだそこまでには行っていないような、いろいろ心に悩みを抱えていらっしゃる早期の段階の相談でございますので、保健センターのほうで個別にカルテをつくって相談対応させていただいているものでございますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） そうだと思うんですね。だから、そのカルテの蓄積が市にはあると思うんです。それが何年先か分からないけれども、最悪の形になってしまっている状況があるのか、そういう経年をちゃんと見るということができているのかできていないのかということも含めて、研究をしてい

ただきたいなというのがお願いなんですけれども、そういった状況にはなっていないんですよ、今現状としては。

◎福祉課統括主査（片桐慎治君） おっしゃるとおり、現状ではそこまでの分析はできておりませんので、今後、健康課とも連携しながら、分析等しながら自殺対策事業を進めてまいりたいと思います。

◎委員（梶谷規子君） すみません、成果報告書の63ページの、先ほど木村議員が質問した災害時要配慮者支援について私からもお聞きしたいんですが、作成数が156件ということで、分母は全体、要介護認定者、障害者の人たち全体で980人とおっしゃられて、そのうち同意をいただいている方が584人と言われたんですが、584人の中で個別避難支援計画の作成が156件できているという、156件が多いと見るか少ないと見るかというところでは、どう考えてみえるのでしょうか。

その支援計画というのが、本当に民生委員さん、自主防災会だけでは作成が難しいような内容なんでしょうか。584人の方たちが同意をいただいているなら、やはり完璧な支援計画まで行くまでの間でも、作成をまずはすぐ職員も支援をして行うべきじゃないかと思うんですが、その支援計画の作成の、やる気のある民生委員さんとか、地区によって違うとおっしゃったんですが、そこら辺どうなのか、ちょっと先ほどの答弁でよく見られないので、その支援計画というのがそれだけ時間をかけないと一人一人の個別計画がそんなに難しいものなのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいんですが。

◎福祉課統括主査（片桐慎治君） まず策定済みの方が156名ということにつきましては、地域への名簿提供の同意をいただいている方の584人中156人というところになってございます。

策定につきましては、今までは名簿提供の同意を得られた人に対して、自主防災会だとか民生委員さんの協力の下、個別避難支援計画の策定でお伺いさせていただきながら一緒に作成させていただきますということで、個別には御案内させていただいているところでございます。

計画書の策定内容につきましては、おおむね御本人さんだとか御家族さんが書けるような内容になっておりますけれども、万一の被災時に協力いただける地域の方というような欄がございますので、そちらにつきましては、どうしても御本人さんが近所の方にお願ひして書けるというところもあるかもしれませんが、やはりそこら辺は区の役員さんだとか民生委員さんがそこら辺を担っていただくような形になるのかなというところがございますので、自主防災会さんだとか民生委員さんと一緒に作成していただくのが望ましいというふうに考えて、現状進めているところではございます。

ただ、負担感が少し大きくなってきているところもあるのかなというところもありますので、記載内容につきましては、例えば、ある程度記入できるところにつきましては、事前に市の担当のほうで記入させていただいたりとか、あと御本人さんが書けるところは書いていただいて、あと必要な部分については民生委員さんだとかの協力の下、書いていただくというような形で、なるべく全体的な負担が少なくなるような形で進められないかなというところも現在考えておりますので、今後、策定方法につきましては、近隣市町の状況も研究させていただきながら考えていきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 自主防災会というのは、やっぱり区長さんや行政区の役員さんなんかの年度ごとの交代もあるし、民生委員さんも3年に1度ぐらいの交代があるし、そういった中で引継ぎがきちんとされているのかどうかみたいなことも非常に問題もあると思うんですが、やっぱり記載内容だとか、作成までに向けて職員のほうでの支援で、まずは50%も行かない作成率なんじゃないかなと思ひまして、まずは作成、それだけきちんとしたというか、どこまでのものなのか1回見せていただきたいなと思うんですが、スムーズに作成が進むようによろしくをお願いします。

まだ同意をいただいているという方が約400人ぐらいいらっしゃるということで、この方たちは自分たちの個人情報をもそういうふうには区に渡したくないというのか、自分たちは自分たちでやっていくから大丈夫みたいな方たちなのか、そこら辺の400人の方たちの状況も心配するところなんです、そういったことも市のほうでどこまでどうつかんでいるのかというのもちょっとお聞きしていいでしょうか。

◎福祉課統括主査（片桐慎治君） 合意が出されていない方の内訳につきましては後ほど、現在手元にある資料ではありませんけれども、実際に明確に拒否されている方だとか、同意の依頼書を出してもお返事がない方というところにつきましては、把握はしておるところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書の69ページで1点お願いします。

様々なタクシー助成などを、すこやかタクシー助成などをやってもらっている中で、コロナ対応でタクシー助成も実施していただいているんですが、臨時交付金を活用して。やはりこれが非常に、前も補正予算のときにちょっとお話ししたと思うんですが、コロナのワクチン接種の様々な説明書と同じようにタクシー助成の4枚の紙も同封されていて、非常に分かりにくかったという声をいっぱい聞きます。そういう券が入っていたのは知らなかったという方たちがいっぱい、そういう声をお聞きしたんですが、やはりタクシー

券というと券のつづりみたいなのをイメージする方が多くて、同じ白い紙で切取り線があって、その4枚が分からなかったというような声があるんですが、せっかくそういう対応してもらったタクシー助成の券なので、今後工夫していただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

新型コロナウイルス感染症が流行する中における外出支援ということで、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者、または要支援・要介護認定者にタクシーチケットの配付を行いました。

新型コロナウイルスワクチン接種にも利用していただきたかったことから、接種券に同封する形で郵送させていただきました。形状につきましては、これまですこやかタクシーチケットになじんでいる方も見えたとは思いますが、できるだけ速やかに作成をして配付をしたいといった考えで、A4のミシン目タイプを選択いたしました。

色の選択につきましても、75歳以上の高齢者分と65歳以上の障害者、または要支援・要介護認定者分とで色分けをしておりますけれども、そういった御意見があったということですので、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目7障害者医療費までの質疑を終結します。

お諮りします。

質疑の途中ですが、本日はこれで散会をしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、本日はここまでで散会をいたします。

明日10時より再開をいたします。よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

財務常任委員会（令和4年9月15日）

◎委員長（水野忠三君） おはようございます。

それでは質疑のほうを再開させていただきたいと思います。

議案第60号「令和3年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑から再開いたします。

初めに、款3民生費、項1社会福祉費、目8子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費までについて質疑を許します。

決算書は158ページから164ページまで、成果報告書は84ページから91ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 決算書163ページ、後期高齢者医療保健事業について質問させてください。

163ページの後期高齢者医療保健事業があるわけですが、ずうっと見ていただくと18番のところ、人間ドック費用助成金として227万円表記されています。

そこでですが、成果報告書の87ページを見ていただきたいんですが、成果報告書の下段、後期高齢者医療保健事業の中の3年度人間ドック、何人かということで、228人となっています。で、この事業は受診者に対して1人1万円を助成することの事業であると思うんですがけれども、決算書のほうは227万円、報告書のほうは228人ということになっていて、この1人なんですけれども、1人1万円のことで、この差が出ているのはどうしてなのか教えてください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらの人間ドックの助成につきましては、まず1年間を通して受診できるように受診対象期間を4月1日から3月31日の1年間までとして、その受診したもので申請期限というのは出納閉鎖期間、令和3年度は5月20日までの申請として対象者ができるだけ受診できるように取り組んでおります。

今回の決算の受診者数の相違につきましては、令和3年度内に人間ドックを受診しましたが、出納閉鎖期間内に申請をしてもらったんですけど、振込の際に申請書に記載された方が振込先のほうが違ってしまっていて、何度か振込エラーが出まして、こちらのほうから何度かお電話をしたんですが、連絡がつかなかったことで、出納閉鎖期間内に振り込むことができませんでした。

今回、つかなかったことで決算の受診者数との相違が1件出ているといったこととなります。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

◎委員（木村冬樹君） 私も、成果報告書87ページの後期高齢者医療保健事業についてお聞かせいただきたいと思います。

令和3年度から人間ドックの費用助成を行っていただいたということで、大変ありがたく思います。

健康診査の受診がなかなか難しい中で、医療機関での個別のやり方というのは非常に効果的だなというふうに思っていますので、そういった点で非常にいい制度をつくっていただいたというふうに思っています。

それで、この人間ドックや脳ドックも含めてですけど、法律の改正によって被保険者の健康を守るという、健診事業なんかも保険者の責任で行うという、そういうふうな形に変わってくる中で、やはりこの後期高齢者医療の関係のこういった事業についても、愛知県後期高齢者医療広域連合から費用負担がもらえるものだというふうに思います。

ただし、令和2年度までにあったそういう収入というか歳入部分が明確なものがなくなってしまって、ちょっと法の趣旨からしてもおかしいんではないかなというふうに私は感じているところですけど、本来だったら歳入で聞くべきかもしれませんが、後期高齢者医療の広域連合からの人間ドック及び脳ドックに関する費用負担というのはどのような形になっているのか教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 愛知県の後期高齢者医療特別対策補助金につきましては、平成30年度から段階的に減額され、令和2年度をもって廃止というふうになっております。

この平成30年度から段階的に減額されて令和2年度をもって廃止されているんですが、令和3年度からは脳ドック検査の費用につきましては、健康診査の項目を満たしていることから健康診査事業として、保健センターで実施しています集団健診等の同様の事業で実績報告をして、受託事業収入として加算されていますので、広域連合のほうから、実際は令和3年度からいただいている状況であります。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の83ページの歳入の分になりますけど、民生費雑入の中で上から3段目にある後期高齢者医療広域連合受託事業収入というところに令和3年度から脳ドックの分は含まれているということですね。人間ドックの分はどうなんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 広域連合からの受託事業収入につきましては、人間ドックと先ほどの脳ドック検査の分が受託事業収入として入っております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

しっかり保険者のほうで負担がされているという見方をしているということだというふうに思います。

もう一点、教えてください。

成果報告書88ページの脳ドック等検査事業ですが、令和3年度、脳ドックのほうの応募者35人に対して受診者が18人ということで、半分ぐらいが受診しなかったということです。

細かいことを言うと17人受診しなかったわけですが、この人たちが受けていれば受診率が1%ぐらいは上がるかなというふうに思ったりもするわけですが、この理由というのは本人都合ということなんでしょうか。分かりましたら教えてください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうにつきましては、実際キャンセルの方につきましては、市のほうで報告等を受けておりませんが、キャンセルで電話とかがかかかってきまして、実際の声を聞きますと、取りあえず申し込んだという方の声も聞きますし、あと他の病気で医療機関にかかることになって脳ドックの検査をする必要がなくなったというお声も聞いておりますので、そういったことで脳ドック検査のキャンセルという形で聞いております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 私もこの88ページのところで、1点すみません。

人間ドックが令和3年度から、令和2年度までは74歳までしか受けられなかったところを、75歳以上の後期高齢の人たちも実施していただいて、本当に感謝されているところです。

74歳までの人は国保のところで人間ドックの成果報告が出ているんですが、国保のほうでは特定保健指導の状況なども書かれているところなんですが、先ほど含まれて委託料になっているので、保健指導のほうもここには記述がないんですが、その結果によってされているということで、状況はどうなんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 後期高齢者につきましては特定保健指導というものの対象ではございませんので、広域連合から委託を受けておりますのは健康診査という名称になりますけれども、その事業として実施をしておる状況でございます。

◎委員（梶谷規子君） ということは、それぞれ個別健診で脳ドックの検査を受けられて、個別の医療機関でのその後の受診という形にそれぞれされているというような見方でよろしいんでしょうか。把握というところはこちら

では具体的にはしていないという。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 市民窓口課のほうでは把握はしておりませんが、問合せ等ありましたら保健センター等につないだりし、医療機関等につないだりしてお応えをしております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） ちょっと前に戻りまして、成果報告書84ページのほうの子ども発達支援施設についてお尋ねします。

あゆみの教室があるわけですけれども、プレあゆみのほうは在園児じゃない、就学前の子どもの関係の人60人、実施されて参加して、なかよしあゆみは在園の子たちが延べ23人利用があったということで、表なんですけど、あゆみの教室、年齢別、入園状況なんですけれども、3年度この人数、20名いるんですけれども、この方たちは在園している、他の在園かどうか、その在園状況を教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 令和3年度の年度末の20人の中で、別のところ、公立保育園には限りませんが、幼稚園であったり、認可外の保育所であったりというところと通いながらこのあゆみに通われていたという方は3名いらっしゃいました。

◎委員（井上真砂美君） 3名ということは、あとの17名はあゆみの教室のみということで確認させていただいていいということですよ。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） はい。

◎委員（井上真砂美君） ごめんなさい、もう一つ。

あゆみの教室の開かれている回数というか、週に何回ほど開かれているのか、ちょっと教えてほしいんですけれども。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 月曜日から金曜日まで、平日の間は実施してございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3民生費、項1社会福祉費、目8子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費までの質疑を終結します。
暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款3民生費、項2児童福祉費について質疑を許します。

決算書は164ページから196ページまで、成果報告書は92ページから126ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書108ページでございます。

保育園送迎ステーション事業についてお尋ねをいたします。

連日報道でもありますように、送迎バスの園児の置き去りの件で報道がされているわけですがけれども、この岩倉市における保育園の送迎ステーションのバスにおいて、車内の園児の置き去り防止のための何か子どもの確認方法、対策など、どのような形でされているのか。

また、民間幼稚園等のバスもあると思うんですけども、岩倉市のほうから何か指導しているか、そういったところをお聞かせいただきたいと思ます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） まず、おっしゃられましたバスにおける事故につきましては、令和3年度にも7月29日に福岡県のほうで残念な事故がございました。それを受けまして、令和3年度に8月10日の段階で保育園送迎ステーションに関しましては、委託事業者と緊急の会議を開きまして、現のステーションについての在り方についての再確認はしております。

本市の保育園送迎ステーションにつきましては、その日その日の乗車予定名簿というところで、そもそも毎月単位でコース編成はしております。その中で日々の名簿を使いながら園児は送迎していると。

特定の園というか、幾つかの園を回りますので、それぞれ回ったところで保育士への引渡しという形になりますので、なかなか今回の起こっている事故とはちょっと状況が違うというところ。

ただ、戻ってきた後には、運転士以外の保育士が確認をしているという状況がございます。ですから、保育園送迎ステーションに関しては、よほどこういう事故は起こらないだろうという中ではございますが、運行日誌の中に最終な荷物の忘れ物確認とともに、その乗車の子どもの降車確認という欄も設けてチェックリストに、今年の8月分から増やして対応はしてございます。

今年度の先般の事故を受けた後、ゆうか幼稚園のほう、岩倉市内には送迎バスを使っているところがございますが、そちらには確認はさせていただいております。こちらにつきましては出欠確認はシステム等は使わずに、電話連絡をしているというところがございます。

園にバスが到着してきてから、その30分後までの間には添乗していた者と別の職員が車内へ確認に行くという工程を取って、空虚確認をして記録をしているという方式を取っているというふうにお伺いしております。それは朝、帰りともにそのような状況をしているというところがございます。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

昨日、報道で出ましたけれども、国が補助金を全国全ての通園バスに安全装置を設置するために出す調整に入ったという報道が昨日出たわけなんですけれども、まだ情報が多分当局にも、まだ報道単位だと思いうので来ていないとは思いうんですけれども、今後そういった補助金も検討に今政府が入ったということですので、この送迎ステーションに関しましても多分対象になると思いますので、その辺は情報収集に努めていただきたいと思いますと思います。これは意見です。よろしくお願いします。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書の93ページ、ファミリー・サポート事業についてお伺いします。

利用人数、実利用人数などの実績を見ると、伸び悩んでいるなど思いうんですけれども、やはり成果報告書には、成果として成果が書いてあるんですが、やはりその課題として、例えば最近多動の児童であるとか障害だとか、いろんなマッチングが難しいような状況が増えているのではないかなと思うのと、あとやはり、援助会員のほうも高齢化だとか、そういった対応をするための研修制度があるのかなのか。それから、利用料について、助成制度が本当に困っている人に対する助成制度がどのようになっているのか。その3点についてお伺いします。

◎子育て支援課主幹（佐久間喜代彦君） マッチングの部分に関しましては、現在のところではそのお子様の状況によってどうというところは援助会員さんからも伺っておりません。

依頼されている方がちょっとなかなか対応が難しいような時間帯、早朝であったり深夜であったりとかいう御要望ではなかなかそれに対応していただける援助会員さんがいないというケースはまれにありますけれども、そのような状況です。

あと、研修につきましては応急手当研修を年に1回行っておりますし、また会員登録される方にはその時点で依頼される方、援助される方ともに指導保育士のほうから1時間程度の講習を受けていただくという条件になっております。

あと、利用料の補助については、現在のところは特に制度としては設けておりません。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書104ページ、子育て支援事業についてお聞かせください。

下のほうですけど、NPO法人に働きかけてホームスタート事業が始まったということで、ボランティアの要請に対して市が補助してきたというところ

ろがあると思います。

それで、この事業についてはNPO法人がやっているものですから、どこまでつかんでいるか分かりませんが、家庭訪問型のボランティアがどのぐらい要請されているのかということだとか、利用がどういうふうになってきているのか、またその内容が、ホームスタートというのはイギリスで始まって、傾聴を主とするということだから、悩みだとか困ったことだとか、心の中のたまっていることを聞く中で解決の方向を見いだすみたいなの、そういうものじゃないかなというふうに私は思うんですけど。

別の事業が、いろいろ子育てで悩んでいる方に対する事業が別の事業もありますので、そういったところの住み分けというのがきちんとできているのかどうか、こういった点についてちょっと実態をお聞かせいただきたいと思っています。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ホームスタート事業の体制といたしましては、本人さんに確認をしております。

利用家庭から、まず希望の聞き取りや日程調整をして、プラン立てをするというオーガナイザーという立場の方は2名、実際に家庭を訪問するボランティアでございますホームビジターさんは令和3年度で3名でしたが、令和4年度に新たに3名が研修を終えられたことで、現在は6名となっております。

令和3年度時点の利用実績といたしましては、5家庭、5つの家庭でございまして、1家庭あたりおおむね4回訪問をしておりますので、訪問回数の実数としては20回程度となります。

令和4年度は8月末時点で4家庭が利用しており、現在1家庭は日程を調整中ということになってございます。

また、その事業の住み分けというところでございますが、ホームビジターさんを養成講習というところで受講していただくんですが、そのときには今おっしゃられたようなホームスタート事業の趣旨である傾聴や協働というところはまず徹底して説明をさせていただいておる中で、養成課程の中で養成講習の中で本市指導保育士と子育て支援課の職員がそこに参加させていただきまして、時間を頂戴して、本市の子育て支援の説明であるとか、訪問した家庭の状況によってはさらなる支援が必要であるというふうに感じた場合には、子育て支援課をはじめとして関係部署へつなげるということを講習の中でもお願いをしているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

実態が分かったんですけど、なかなか成果報告書にどこまで書くかという

ところは、このNPOの事業だからあるかと思いますが、少しそのような内容が分かるようなことも今後ちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

もう一点、同じ子育て支援事業の中で、この間ちょっと決算や予算のときに話をしてきたおでかけひよこ広場のポプラの家が令和3年度中に9月まで行ってきたと。10月からは総合体育文化センターのほうに移してということですが、実績がゼロだったというような年度もあったということですが、ポプラの家では。そういった中で、この移行が順調に進んでいるのか、どのような状況になっているのか。もちろん市内全域から総体文だったり、来たりということもあろうかというふうに思うんですけど、その辺の実態を少し教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 104ページの中の表で見ました中では、まだほかの場所と同じレベルというところまではいっておりませんが、結果として利用増にはつながっているところがございます。

もともとポプラの家を利用していた方におきましても、ほかの場所との併用で利用されていることがほとんどでございました。

総合体育文化センターになったことにより、駐車場の関係で車利用への利便性の向上も上がってこの人数になっているというところであると考えてございます。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

次に、107ページ、認定こども園施設型給付等事業についてもお聞かせください。

国の補助メニューといいますか、認定こども園等に対して様々なものがつくられて、市を通して支援給付されているという形だと思います。

その中でいろいろある中で、最後のところに施設の賃借料の補助ということが書かれていますが、これはどういった内容で、どのぐらいの額が来ているのかというのがちょっと分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 賃借料加算におきましては、都市部における保育施設で賃借料が、いわゆる算定する公定価格の中には賃借料加算という基礎額も入っておるんですけども、この額の3倍を超えるような実際の賃借料の場合においては、この公定価格との乖離分について4分の3を補助するという状況になってございます。

今回差額の4分の3を補助するというところでは220万ほどの額が出ております。それについては県費の補助が2分の1あるというところでございます。

す。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

いろいろメニューが増えてきているなということが分かりました。

また新たなものがあれば、少し説明をこれからもお願いしたいと思います。

次に、109ページ、私立保育園整備費の補助事業についてもお聞かせください。

この補助で、国庫補助の額が書いてあって、一般財源からの負担も書いてあります。

この説明の中には、補助率が上がってかさ上げされたということで、国庫がかなり補助されているということが分かるわけですけど、この市の負担額という、一般財源の617万4,000円というのは、これはどのような形で決まってくるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） この保育所等整備交付金につきましては、それぞれの負担の内訳としてはまず総事業費があるのですが、総事業費のうち補助対象事業費をまず算定いたします。その補助算定事業費のうちの4分の1は設置事業者が負担をいたします。市はこの補助対象事業費のうちの残りの4分の3を事業者に岩倉市の保育所等整備事業交付金として交付をいたします。

財源としてこの補助対象事業費のうちの今回はかさ上げを受けておるところで、3分の2を国庫補助金として交付を受けておりますので、結果としては市の負担する部分としては補助対象事業費の12分の1ということになります。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

なかなか難しい市の負担で、3分の2になったもので、あとの3分の1は設置者と市の負担で考えてもちょっと市の負担が割合が低いなと思ったのはそういう理由だということで、分かりましたのでよろしいです。

もう一点、116ページ、放課後児童クラブ運営事業費についてもお聞かせください。

五条川小学校の放課後児童クラブの施設ができて、令和3年度では翻訳機などが備品購入されています。それで外国人の児童の利用が一定出てきているのかなというふうに思うんですけど、東小だけではなしに、いろんなところに市内で広がってきているのかというふうに思うわけですけど、外国人児童の利用状況というのは少し説明していただけませんか。どのぐらいなのかという、数字的なものですかから申し訳ありませんけど。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 令和3年度当初

のいわゆる通年登録されている方は457名、年度当初にいらっしゃいました。

その中で、外国籍児童という登録を私どもがさせていただいている方は31名というところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 場所別にはちょっとなかなか難しいですね。

分かったら教えていただきたいですし、もし分からなければまた別の機会に教えていただければいいですけど、どうでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 少し上から順番にというか、申し上げさせていただきます。すみません。

令和3年ですので、まだ第一児童館というところでございますが、第一児童館で4名、第二児童館はゼロ、第三児童館が3名、南小学校が5名、東小学校が16名、五条川小学校は2名、第七児童館が1名です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

多いところもあれば、少ない人数のところもありますけど、全市的に増えてきているのかなというふうに思います。

それで、翻訳機なんかというのはこれからも計画的に購入していくという、そういう形で考えていらっしゃるのか、もしくは融通して利用していくこともできるかと思えますけど、どのような考えで外国人児童に対してコミュニケーションを取っていくのか、少し状況がありましたら教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 当初に購入させていただいたときというのは、もともとの多かったところということで、今回購入させていただいておるのが少し、いわゆるポルトガル語であるとか、フィリピンであるとかという、ちょっと違うところの国籍の方が少し入られたときに、交流に苦勞するというところもございましたので、その実態に合わせて購入をさせていただいたというところがございますので、今後もそれぞれのクラブの状況というところを見ながら、必要に応じて考えていきたいと思っております。

◎委員（榎谷規子君） 成果報告書112ページからの、児童館についてお聞かせいただきたいと思えます。

放課後児童クラブが小学校区に建設され、児童館が放課後児童クラブの子どもたちが日常的には少なくなったということで、中学生の居場所として、非常にいろんな工夫をされてきて、毎日利用する中学生も増えてきたということですが、具体的にその内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 放課後児童クラブが小学校に移りまして、子ども行動計画におきまして、中高生世代の居場所づくり事業というところで、特に中高生世代をとということで事業を進め

てまいりました。

その中で、中学生の居場所づくりというところで、中学生専用タイムというのを設けて、当初から始めてきたわけですが、その中で、なかなか最初伸び悩んでいた中で、工夫してきたところといたしましては、中学生専用タイムをつくるにしても、その後、まず中学生の生徒さんたちと実際のお話をさせていただいて、声を聞きながら、時間設定についても土曜日に時間を決めていただくよりは平日の最後、小学生が帰った後でも自分たちの時間があるといいなということがあったりとか、例えば生徒さんによっては小学生と交流したいという思いがある生徒や、自分たちだけの居場所が欲しいという生徒とか、それぞれ思いを酌み取るようにしながら、時間についても平日の小学生の基本的に帰宅時間の後というところで時間を設定させていただいております。

何よりもこの中学生の居場所として心がけてきたことは、小学校の高学年のうちから、中学校に入ってもずっと居場所としてはここがいいんだよということを、声をかけるということを通じてまいりまして、ここ、いわゆる数年たってきた中で、今の中学生世代にはこの言葉が伝わっており、伸びにもつながっているのではないかとということなんで、今おっしゃられたとおり、毎日のように居場所にしてくださっている生徒さんもいらっしゃるというところがございます。と考えております。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

今、中学生が非常に定着していることも、中学生が増えてきたというこの間のいろんな小学校高学年のうちからの働きかけという話があったんですが、先日テレビ報道でも、コロナ禍の後、その影響も大きいのか、非常に自分たちの居場所をなくしている高校生が増えているということで、クローズアップされて報道されていたんですが、児童館も18歳までの利用ができるということで、部活とかで忙しい高校生もいる一方、そういった居場所がなくなっているという高校生もいるという状況がある中で、今後高校生に対しての方向、働きかけというのは考えていらっしゃるでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 先ほど少し申し上げましたが、放課後児童クラブが小学校に移った際の事業として、中高生世代の居場所づくりということで、当初から私ども取り組ませていただいております。具体的には少しでも高校生が児童館に立ち寄れる機会をつくれるようにということで、岩倉総合高校さんとは協働させていただき、保育の授業を選択している生徒さんとは親子ハッピータイムということで、幼児との交流の場を、また美術専攻の皆さんとは小学生と一緒にやるというところ

でプロジェクトあいという事業を児童館事業として取り組んできているところがございます。

また、中高生世代の居場所づくりというところで、最初に第四児童館を学習室として開放するというところで、市役所で皆様勉強しているところや図書館にも第四児童館も使えますよという貼り紙等もさせていただいているところがございます。

まだまだ実績としては少ないんですけれども、令和3年度、学習室の利用状況として、第四児童館に限りましてけれども、小学生は437人、中学校68人、高校生は8人ということではあるんですが、高校生も利用させていただいているというところで、これから伸びていけばいいなというふうには期待をしているところがございます。

◎委員（梶谷規子君） 高校生の8人というのは、やはり延べ人数で実人数はどのぐらいいらっしゃるのかしら。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） すみません、実人数は今手元では承知をしておりません。

◎委員（梶谷規子君） 今後、よろしくをお願いします。

成果報告書116ページからの放課後児童クラブ事業についてお伺いします。

先ほどは外国人児童のお話が出たんですが、障害を持っている子どもたちの状況はどうでしょうか。

以前は障害を持っている子どもたちに指導員、児童厚生員の方の加配の職員が配置されていて、そのパートさんであってもその加配の障害児担当になる職員の方はきちんと研修もあって、働いていらっしゃるという話をお聞きしているんですが、最近放課後児童クラブでの、民間の児童デイサービスなども市内に4か所ほど増えてきているので、働くお母さんたちは放課後児童クラブだけでなく児童デイサービス、民間の、そういったところに行かれる人も多いとは聞くんですが、今の昨年度、どんな状況だったのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今、御質問いただいたいわゆる加配職員の配置というのは、現在も引き続き実施してございます。研修も受講はしております。

この研修というものにつきましては、いわゆる加配、障害児保育の担当職員ということに限らず、会計年度任用職員の皆様にも、放課後児童支援員や児童館職員としての児童厚生員の資格を順次取得をさせていただいております。

その中で、いろんなメニューがあります。その中で、緩やかな発達の子の支援についてという单元もございまして、それぞれ加配職員に限らず広く職員には受講していただいているという状況です。

現在は、全職員のおおむね3分の2が放課後支援員の資格を取得しているというところがございます。

◎委員（榊谷規子君） 全体で、子どもたちがどれぐらい見えて、その加配の職員が何人ぐらいというのは分かるでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 少し緩やかに思われて、通常の配置よりも余分に職員を少しつけて面倒を見たほうがいいのかというように判断をしているお子さんというところは、年度当初で30名ほどございました。

それに対して、職員の、正確な職員は13から14名ぐらいをそれぞれで割り当てているというところがございます。

◎委員（榊谷規子君） ありがとうございます。

しっかり全ての子どもたちの支援がきちんとされているということで、確認させていただきました。

放課後児童クラブが各学校にできて、今4校で、来年曾野小も今後できるということでもあります。

児童館は先ほどの中高生の居場所なども含めて7館はこれまでどおり7館の運営をしていただいているということで、非常に児童厚生員の職員というか、このところ正規職員の増員はないんじゃないかと思うんですが、非常に7館と放課後児童クラブが各学校に増えるという場所として非常に増えてきた中で、以前も質問させていただいたんですが、職員の過重負担はないんでしょうか。

やっぱり正規職員を増やしていくことも今後必要じゃないかと思うんですが、どうなんですか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 児童館と放課後児童クラブが別々になったことによりまして、確かに放課後児童クラブ実施中に必要な職員の数というものは増えてございます。

その部分につきましては、現在会計年度任用職員を雇用し運営に当たっております。その中で、正規職員ではありませんが、放課後児童支援員であるとか、児童厚生員の資格を順次取得していただいております。保育預かりの質、児童厚生員の質というところは維持できるよう取り組んでいるところがございます。すみません、ちょっと今言葉があれでした。

ただ、確かに正規職員につきましては、児童館と放課後児童クラブを掛け持つような往復するようなことというところは事実としてはあるところではございますが、ほかの職員にも資格を取得していただいております。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書112ページからの児童館の事業で私からもちょっと教えてください。

112ページに日曜開館のことがあって、113ページにそれぞれの開館日数の表記があります。

ホームページを見ると、第一、第五、第六、第七児童館は年末年始を除く日曜日・祝日も開館しますというふうに書いてあるんですが、112ページを見ると第六、第七だけになっていますが、この違いというのはどういうふうなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 第一、第五につきましては、地域交流センターくすのきの家及びポプラの家ということで、地域交流センターとして開館しているという意味合いで、ここの整理が難しいんですけども、日数としては児童館としてはこの日数という整理をさせていただいてございます。

◎委員（堀 巖君） はい、分かりました。

112ページのさっきの中学生の利用に戻るんですけど、各児童館それぞれの面積だとかいろんなキャパの問題もあると思うんですが、ちょっとばらつきが多いのは、地域の人数にもよるとは思うし、どういうふうに執行機関はこのばらつきを見ていますか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今、数字の中では第四、第五、第六というところが多くなってございますが、ここはそれぞれ小学校に放課後児童クラブが移動した東小、南小、五条川小学校というところで、放課後児童クラブが移転したことにより中高生の居場所がここに来たという効果だと見ております。

◎委員（堀 巖君） 将来的には、やっぱりさっきの榎谷委員の話にも、中学生や高校生の居場所づくりというのは重要になってくると思うんですけども、それぞれほかの今の少ないところについて、それに移行するまでの間の居場所づくりというのはどんなようなことを考えてみえますか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 全館同じように中学生タイムというのを設けておりますが、なかなか実際中学生が来ようと思っても、まだ子どもたちが、小学生が元気にいるというところで少し遠慮しているという実態は確かにあるというふうには考えております。

そうした中で、なかなか来てもいいんだよといっても現実との乖離は正直あります。なので、今年度から北小学校、また翌6年度からは曾野小学校というところがございます。今後は全体的に中学生の居場所として利用できればというふうには考えてございます。

◎委員（堀 巖君） よろしく申し上げます。

114ページのおやこひろば活動実績についても同じようなことなんでしょうか。これもかなりばらつきがあります。これはどういうふうに分
析をしていますか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ここにつきましては、平日火曜日の午前中でございますので、令和3年度から始めた事業というところでもございますが、少し児童館から歩いて来られる距離、また気軽に来られる距離のところも子育て世代のお母様方のところの多少ばらつきは結果としては出ているのではないかと。ここについてはまだ全体の傾向としてはつかみかねているところではございます。

◎委員（堀 巖君） もう一点。

最後の図書貸出状況についても、これも各館に2,000冊の本があるというふうに書いてあるんですけども、ホームページのほうに、これもちょっと去年のデータと比べるとかなりポプラの家なんかの幼児なんか
が変化しているとか、そういう経年変化を見てどんなような分析をしているのか教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今、御質問いただきました特にポプラの家につきましては、幼児445だったものが151というところ
で、大きく減っているところでございます。

ここについては少しポプラの家にも確認をしたところですが、いわゆる幼児クラブ等、集まる世代のグループがあるんですけども、そこですごいこんなことを言ったらあれですけども、ヘビーユーザーというか、いっぱい借りていただける方がいらっ
しゃったんですが、その方がこの年度の変わり目のところでお引っ越しをされてしまわれたというところで、借りる数が減ったというところ
でござい
ます。

令和3年度のまた世代というところが、逆にお子様ももっと小さいお子さん、絵本世代というよりはもう少し、ゼロ歳から1歳と小さなお子様の集まりが多かったというところ
で、本のところには至っていなかったというように
なことも伺いをしております。

◎委員（堀 巖君） そういう特殊要因というのがあるとは思いますがけれども、例えば図書の選定というか、例えば小学校高学年や中学生のところの
利用が少ないと思うんですけども、これは学校で満たされているから借りないのか、そういった中学生が読むような本の蔵書が少ないのか、どうい
うふうに考えていますか。

◎子育て支援課館長兼地域交流センター長代理（大川真由美君） 児童館の

本に関しては、冊数としては予算もつけていただいて、十分あるというふうな認識はしております。

その中で、児童館における本の在り方としては、1つ、遊具としての役割も果たしております。その遊びに来た中でその本をそこで読んで帰る。もちろんその中で借りるという方もいらっしゃるんですけども、ちょっと図書館とは異なっております、貸し出すことを目的として置いていないということで御理解をいただけると助かります。お願いします。

◎委員（黒川 武君） 私からは主要成果125ページのいわゆる希望の家についてお聞かせいただきたいと思います。

施設修繕のことが触れてございませませんが、もし修繕があればどこを修繕したのかということと、それと指定管理者による自主事業の開催ということがありますが、その内容はどのようなものであったのかということと、もう一つは今後の方向性のことなんです。

この間、サウンディング調査を行っては来たんですが、どうも民間事業者への譲渡の方向性が芳しくないように見受けられます。それで、本年度3月ですか、再配置計画が改定されました。そこでの記載によると、第1期の後半として、2024年度、令和6年度から2026年度、令和8年度の間譲渡といった扱いにはなっておりますが、譲渡に向けての課題や留意点は、そう簡単には解決できないように私には見受けられましたが、今後その譲渡への道筋のつけ方あるいは進め方について、今何かお考えのことがありましたらお聞きしたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ではまず最初の2つにつきまして、希望の家で令和3年度に実施した修繕というところは陶芸窯のほうの修繕をさせていただいております。

続きまして、希望の家の自主事業の内容というところでございますが、少し羅列するような形で申し上げさせていただきますと、あまり回数としては5回の内容なんですけれども、昔遊びを体験しようということで、自ら竹を削って竹とんぼづくりというのを実施しました。

あと、年賀状の準備をしようというところで、希望の家の畑でジャガイモを栽培しまして、そのジャガイモでお芋判こを子どもたちと一緒に作って年賀状に使っていただくというようなところをやりました。

肝心の自主事業というのはなかなかできなかったんですけども、あと岩倉ボランティアサークルさんと協働させていただいて、川下りキャンプであるとかデイキャンプ、また露天風呂体験、ドラム缶風呂のようなものからカレー作りというようなことを実施させていただいておるというところでござ

います。

◎行政課長（佐野 剛君） 希望の家の譲渡につきましては、これまでの協議会の中でも御説明をさせていただいておりますけれども、まずは令和6年度の譲渡に向けて取り組む課題等もございますけれども、一つ一つ解決策を考えながら、現在譲渡に向けて取り組んでいるというところでございますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ごめんなさい。

1点、補足をさせていただきたいと思います。

ファミリーサポート事業の利用料補助についてはないという御説明をさせていただきましたが、いわゆる保育の無償化という制度の中で一定の金額であるとか保育の要件を満たす方が預かりを頼む場合というときには、その制度に基づいて無償化になる場合はあるということを補足させていただきます。ありがとうございました。

◎委員長（水野忠三君） 今の点について質疑はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 無償化になった御家庭というのはどれぐらいあるんでしょうか、昨年度に。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 令和2年度はあったのですが、令和3年度はございませんでした。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 款3民生費、項2児童福祉費の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款3民生費、項3生活保護費について質疑を許します。

決算書は196ページから200ページまで、成果報告書は127ページから130ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書129ページのコロナに関する支援金の支給事業に関連してちょっとお聞かせいただきたいと思います。

コロナ感染拡大に伴って、生活に困窮する方が増えて、しかしながらその対策の社会福祉協議会での貸付け等が行われてきて、かなりの量があったというふうに思います。

それで、その貸付けが終了してまだきついという人たちに対しての支援金が支給されたということでもあります。

それで気にしているのは、この間コロナ禍でもそれほど生活保護受給が増えるという状況がなかったというところで、それはコロナの対策がいろいろあったからというところで答弁があったところだと思いますが、これからこの貸付けの返済が始まってくるというところで、ちょっと大変な状況に陥る人たちが多くなるんじゃないかなと思っています。

一定の要件で免除されるということがあるというふうにお聞きしているんですけど、そういった状況というのは社会福祉協議会の問題ですから市がどれだけつかんでいるかというところはあるかと思いますが、ちょっと把握していることがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

◎福祉課長（石川文子君） 生活福祉資金の貸付け、社会福祉協議会のほうで行っております貸付けにつきましては、愛知県の社会福祉協議会のほうで特例貸付償還事務センターといったものを開設しておりますして、償還の手続ですとか、償還の免除手続についての対応をしているということです。

例えば、緊急小口資金と総合支援資金の初回の貸付けを令和4年3月末までに申請をされた方につきましては、令和5年の1月からの償還が始まるということになります。

令和4年6月にこのセンターのほうから手続に関する書類一式が送付されているというふうに聞いております。

なお、償還の免除の申請のほうは9月30日までに行ってくださいという内容となっているということです。

また、情報としましては、貸付金の償還免除となる要件、こちらのほうは借受人及び世帯主の方が令和3年度、令和4年度の住民税が非課税である方、また償還免除申請時点で生活保護の受給者、または精神保健福祉手帳の1級、身体障害者手帳の1・2級の手帳を受けている方などが償還免除になるというふうに聞いております。

特例貸付けの免除の手続は、このセンターとのやり取りということになるため、市の社会福祉協議会のほうでも御相談があった際にはこの書類の手続の準備等の支援のほうは行っていくというふうに聞いております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

県の社協にそういうセンターがつくられて、様々な手続が行われていくということでもあります。

で、その返済が困難な人、免除の対象にならなくて返済が困難な人たちもやっぱり出てくるんじゃないかなというふうに予想される中で、市の生活困

窮の自立支援の相談室のほうの相談だとかが増えていくんじゃないかなというふうに少し思ったりするんですけど、そういった状況は今のところはないですかね。ちょっと教えてください。

◎福祉課長（石川文子君） 特に今現在のところ、そういった御相談が増えているということは聞いておりません。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

来年度からということになってくるものですから、その辺の相談がちょっと出てくるのかなと思っていますので、ちょっと対応していただきまして、しっかりと対応していただいて、なるべく本人の負担のないように返済、あるいは免除ができるならそれをしっかりやってもらおうという、そういうことで対応していただきますようお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3 民生費、項3 生活保護費の質疑を結びたいと思います。

お諮りいたします。

ここで休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 異議なしと認め、休憩を取りたいと思います。

11時15分まで休憩したいと思います。

それでは休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 健康総務費から目4 保健センター運営費までについて、質疑を許します。

決算書は200ページから214ページまで、成果報告書は131ページから149ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書139ページで、母子保健対策事業のところに、これは国の統計だから令和2年のとなっていますが、出生数は418人、令和3年は392人でまた減っていると思うんですが、人口1,000人に対する出生率が8.7で、全国、愛知県よりも出生率が高いというふうになっていますが、いわゆる出生率というマスコミ報道なんかでよくやっている合計特殊出生率ではどれぐらいになるのかお聞かせください。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 岩倉市の合計特殊出生率につきましては、

愛知県衛生年報と国勢調査及び人口動態調査から独自に算出した数値になりますが、令和2年は1.53で、全国の1.33や愛知県の1.44に比べ若干高い状況で、経年的に見ても同様の傾向で推移しています。よろしくお祈いします。

◎委員（梶谷規子君） 昨年同様、愛知県よりも、全国の率よりも高いということで、やはりこれは岩倉市の母子保健事業がやはり充実しているからというか、切れ目のない支援をしていただいているからということ、高いのかどうかというのをどう見ていらっしゃるのでしょうか。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 切れ目のない支援ということで、「い～わ子育て」応援事業ということで、支援のほうは力を入れてやっているところではあります、合計特殊出生率がそれによって高いかどうかは、ちょっと分からない状況です。よろしくお祈いします。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書133ページの結核対策事業についてお聞かせください。

感染症ということが本当にクローズアップされてきている中で、コロナをはじめ先ほども少し議論していましたが、梅毒だとかこういったものもなかなか再燃してきているというようなこと、インフルエンザなんかも今後も非常に心配だという、そういう声が上がっているところです。

それで、結核についても、外国籍の方が入ってきたりということも含めまして、少しずつ出てきているということが報道されているところです。

それで、令和3年度のこの事業の中で一応疑いという形で出てきている方が2名いたということですが、この方々のフォローの状況はどうか教えていただきたいと思ひます。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 2名の方につきましては、医療機関を受診されたということを確認しておりますとともに、その結果として治療の必要がないことも確認しております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

感染症については引き続きいろいろなフォローが必要かなと思ひていますので、またよろしくお祈いいたします。

いろいろな事業がやられていて、苦勞しながらやっていったということが分かる成果報告書になっていますので、細かくはお聞きしませんが、最後の148ページの休日急病診療所の運営費について、お聞かせいただきたいと思ひます。

ここでお聞きしたいのは、マイナンバーカードによる資格認証が休日急病診療所設置されているんですが、コロナ禍で発熱外来なんかも多くて大変な診療実態にあるのかなというふうに予想するわけですけど、令和3年度10月

から導入されているこの資格認証、マイナンバーカードによる資格認証の活用状況といたしますか、実態を少しお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課統括主査（小川 薫君） これまでにマイナンバーカードを利用した受診実績というものはございません。

◎委員（木村冬樹君） 国の動きはいろいろこれからも出てくるというふうに思いますが、市内の医療機関でもマイナンバーカードによる認証は行いませんと宣言している医療機関もありますし、なかなかこの導入費用なんかも含めて補助が一定あるものの、難しさがあるのかなというふうに思っています。

状況をまたいろいろ教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書146ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺いします。

まず、ここに事業の効果として、感染拡大防止及び重症化予防に寄与しましたと書いてありますが、昨今のオミクロンの拡大について、このワクチン自体の効果として、厚生労働省の統計なんかもちょっと出ちゃっていて、打てば打つほど、打った人のほうが陽性率が高いというか、感染率が高いというか、そういう統計、数字も出ちゃっている中でこの表記をどのように見ているかということなんですけど、私はちょっと感染拡大防止、重症化予防には寄与するというのはあると思うんですけども、感染拡大防止にはなっていないというふうには考えますが、そこら辺どうでしょうか。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 新型コロナウイルスワクチン接種の目的自体が感染拡大防止、また追加接種については重症化予防ということで、取り組んでいるところでございますので、そのところを含めてこの表現とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 国はそういつて感染拡大防止というふうに言って、市町村に受託事務として下ろしているわけですね。だけど、これは結果です。結果岩倉市としてどうなったかというのは、やはり国が最初に、予定と結果というのは違うわけで、効果としては感染拡大防止にはなっていないというふうに評価すべきではないのでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） 執行機関側、答弁されますか。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の予防接種法に基づいて実施しているものになりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 今さっき、厚生労働省のデータというふうに言いま

したけれども、愛知県や岩倉市は多分、岩倉市としてはなかなかつかんではないと思いますけど、それぞれ1回目、2回目、3回目接種者の感染率というのはどの程度市としてはつかんでいますか。愛知県単位のデータは知っているとか、岩倉市の状況はどうだとかというのはわかりますか。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 岩倉市民の接種回数ごとの感染者数というものの資料についてはないということです。よろしくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（鬼頭博和君） 成果報告書の134ページのいわから健康マイレージ事業のところなんですけれども、支援アプリということで、あいち健康プラスというのを導入したということで、私も入れさせていただいているんですけれども、登録数がどれぐらいかというのはお分かりでしょうか。

◎健康課専門員（城谷 睦君） あいち健康プラスの登録者につきましては、申し訳ありません、今手持ちに資料がない状況です。

まいかを発行したアプリの方につきましては65人という数字になります。よろしくお願いします。

◎副委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

またもし分かりましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、項4衛生費、項1保健衛生費、目1健康総務費から目4保健センター運営費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費から目7公害対策費までについて質疑を許します。

決算書は214ページから220ページまで、成果報告書は150ページから159ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 主要施策150ページの環境衛生事業についてであります。

ここでは記載はされていませんが、外来種のオオキンケイギクについて、お聞かせいただきたいと思います。

もし違っていたら構いませんですが、お聞きしたいことは、令和3年度か

らオオキンケイギクバスターズを実施する体制が整ったと環境基本計画の主要事業進捗状況一覧に記載されているところでもあります。

それで、市内をちょっと見てみると、オオキンケイギクもどうも刈り取られているように見受けられますが、これは先ほど申し上げたバスターズによる刈取りが行われたものであるのかどうなのかということと、そのバスターズを構成するメンバーはどなたでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今お話にありましたオオキンケイギク、外来種ということでこちらのほうの外来種バスターズという事業を行っていただいております。

この事業については、もともとのアダプトプログラムに御参加いただいている団体に御協力をいただいて実施しているものでございます。

通常のオオキンケイギクは5月に花を咲かせる草花でございまして、実施していただいた事業所については、まず丹羽ホーム株式会社さん、こちらのほうに5月17日の朝、神野町又市の信号付近でオオキンケイギクを抜いていただいたということで、約70キロほどの駆除ができた。

もう一団体ございまして、デイサービスセンター優悠の家ということで、こちらのほうは5月上旬から下旬にかけて5日間実施していただきまして、石仏町たりの周辺の水路沿いですね、こちらで作業をしていただきまして、300キロという駆除の実績があったということでございます。

◎委員（黒川 武君） それでは、もう一点、157ページの2つ目の廃食用油回収事業についてお聞かせいただきたいと思えます。

これも、この間のエネルギー価格の高騰に伴って廃食用油の取引価格も跳ね上がっているのではないかと思うんですが、実情はどうでしょうか、お聞かせください。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 廃食用油は、おっしゃるとおり本当に最近なんですけれども、価格が高騰しています。

今年度は、昨年度の実績としてリットル当たり8円だったものが、今年度に入りまして25円という高値をつけているような状況でございます。

◎委員（黒川 武君） それでは、今のに関連してもう一点だけお聞かせいただきたいと思えます。

御家庭で使い終えた天ぷら油などの廃食用油というのは植物から作られて、航空機のジェット燃料の原料になるほど上質だそうです。再生可能エネルギーとも位置づけられ、都市油田とも言われるほど廃食用油の価値は高いものと思えますが、市民からの回収分は3年度につきましては、ちょっと減って

はいるんですね。低下をしていると。証書類を見ると、廃食用油の売払い単価は先ほど答弁があったように1リットル当たり8円ということでございまして、それで3年度の売払い代金は4万7,200円ということで、油は小牧市の業者に引き渡されております。

そこでお聞きすることは、引取り業者の選定は入札で行われているのかどうかということと、こうした廃食用油の受入先が、現在e-ライフプラザだけでなく、思い切って分別収集においても回収ができるようにしてはどうだろうかと思うんです。

その際の課題としましては、回収容器をどうするのかといった問題がありますので、使い終えた専用の容器のほかに、例えばペットボトルなど身近な容器でもいいとしないとなかなか持ち運びが困難になり、回収もはかどらないだろうと思います。

したがって、天ぷら油などの廃食用油は有望な再生可能エネルギーと位置づけて、その回収の仕方についても方策を検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） いわゆる御指摘のとおり、今の燃料につきましては、バイオ燃料という形で今後も注目される燃料源となると。地球温暖化防止にも寄与する燃料であるということでございます。

現在のところ、これまでいわゆるごみのリサイクルという立場で、廃油をリサイクルするといった立場で事業を進めてまいりましたけれども、今御指摘があったとおり、バイオ燃料としての使用価値というものをもう一度再認識して、業者についても、これまではあまりこういうことをやっている業者がなかったので、1社で契約をさせていただいておりましたけれども、新規参入といったことも想定できますので、他自治体の状況なども確認しながら、有効な売却の方法というのは探っていきたいというふうに思っております。

それから回収の方法ですけれども、御指摘のとおり、e-ライフプラザでの回収だけでは少し不十分な部分もあるかというふうに思いますので、今後、今のリサイクルではなくて、地球温暖化防止といった観点でどういったところで回収ができるかといったことに関しては、他自治体で有効なやり方があるかといったことも調査させていただきながら考えていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 環境保全、環境衛生の関係で、ちょっと全般的なところになるかなと思いますが、今地球温暖化の問題が待ったなしといえますか、対策を取っていかなくちゃいけないという、そういう状況に来ているというのが国際的な流れであります。

それで、この地域を見ましても、非常にゲリラ豪雨だとか、こういうのが発生しているし、高温である。しかも雨が多く降るということで、非常に樹木、草木の繁茂がひどくなってきているんじゃないかなという印象があります。

また、別の角度から言いますと、例えば、生物の生態系からいっても、例えば蜂が非常に増えていて、スズメバチの駆除が31回行われたというふうになっていますけど、スズメバチだけじゃなくてアシナガバチとか、非常に身近なところで蜂の巣がつくられているというような状況があります。

こういう状況が、何か担当課のところをつかんでいる、例えば具体的に言いますと、スズメバチのところのアシナガバチなんかの市民からの相談がどうなのかということだとか、あるいは公害対策費で159ページに公害苦情対応ということであります。やっぱり雑草が非常に多くて、その他ということでも樹木の繁茂などが多いということ、やっぱりそういう影響なのかなというふうに思っているんですけど、担当課としてはこの辺の影響についてどのようなふうを考えているのか、また市民からの相談はどのようなのか、こういった点について実態をお聞かせください。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今御指摘があったとおり、ゲリラ豪雨が頻発したり、高温になっているといった状況で、当然自然環境にも影響があるといったことはあるのかなと思います。ですから、樹木の繁茂だとか、雑草が増えるだとか、そういったことについても、影響がないということはないというふうに思っております。

それから、今御指摘がありました蜂についても、今年度数字が伸びております。こういったものも、例えば気温の変化によってスズメバチの餌になる昆虫が増えて、その量が長きにわたると、例えばスズメバチの女王蜂が越冬ができると次の年まで繰り越されるとか、そういった細かな影響が出てきて、自然環境にも影響があるというふうに考えておりますので、アシナガバチについても、スズメバチ以外の蜂ということで電話をいただいて、アシナガバチだとかの発生状況というのも増えているように感じるので、やっぱりその辺の影響というのは大いにあるのかなというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

市民からの声に応えて、対応できるところはできるだけしていただくというふうにお願いします。

次に、153ページの環境基本計画策定事業についてもお聞かせください。

令和3年度は、市民や事業所からの意見聴取あるいはアンケートということが取り組まれたということで、アンケートというとなんかどこのぐらいど

んな声があったのかなということが少し気になってしまうんですけど、ここにはあまり書きちゃうと計画への反映の問題で、少し難しいのかなと思いますけど、どのような意見が市民や事業所から出ているのか、こういったことを少し紹介していただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 昨年度の11月26日から12月13日にかけて、18日間で、市民向けと事業者向けという形でアンケート調査をさせていただきました。

市民向けにつきましては、2,000枚送付しまして864枚という、回収率については43.2%という形になっております。

内容につきましては、地球温暖化対策、循環型社会、生物多様性といったものについて、どれぐらい関心があるかといったことをまずお伺いしまして、関心がおありになる市民の方が6割を超えているということで、総じて環境問題についての関心の高さはあるのかなというふうに思っております。

ただ、この3点について、若年層の関心が若干低めだなというところがございまして、今後はその辺の対応というのが必要になってくるというふうに思っております。

環境活動に関して障壁になっているところは何かなというところをお伺いしたところ、やっぱり手間や時間がかかるというお話が45.4%とかなり多い、一番多い形になっております。また、何をすればよいか分からないといった意見も27.9%あると。それから、知識やノウハウが足りないという御意見が23.6%と、これが上位を占めているといった状況でございます。

それから事業者向けにつきましては、環境活動に関しまして、やはり事業者として社会的責任、CSRとして捉えているといったところが多くて、こちら45.1%の事業者の方がそう考えていると。

あと、地域と協働のために重要と捉えている事業所も36.1%あるといったことで、今後、事業者についても、市民と協働で環境問題に取り組まなければならないといった側面を感じてみえるといったところでございます。

それからまた、先ほどの市民と同じく、障壁についてお伺いをしたところ、やはり資金面や収支面の不安があるといった御意見が29.5%、あと人材不足、環境問題について人材不足と言われる方が22.1%、知識やノウハウがないというところが17.2%というような傾向が出ております。

ですので、今後どうやってこれを生かしていくかということになりますと、やはり今、市民・事業所共通で、やっぱりノウハウとか知識が足りない、分からないといったところがあるので、やはり我々のなすべきこととしては、この辺りの知識だとか、どういったことをすると地球温暖化に寄与するんで

すよ、生物多様性に寄与するんですよといったことを少しずつ情報展開して
いって、分かっていただくといったことが一番重要なのかなというふうに考
えております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

丁寧にありがとうございました。

来年度からということの計画を今つくっているということで、こういった
意見が反映されてということで、しかしながら関心があるとか、事業所とし
ても重要な課題であると捉えている人が多いということで、そういった点で
の環境に対する意識は高まりを見せているのかなというふうに思っています。
引き続きいい計画になるようによろしくお願いいたします。

次に、154ページ、五条川親水事業についてもお聞かせください。

外来種調査ということで、亀の捕獲を経年的にずっとやっていただしてい
ます。非常に高い率で外来種的一方、イシガメとかクサガメという日本古来
の亀も多少はいるんだなということがこの表で分かるわけですけど、この取
組をどういうふうにしていくのかというところは、これまでも議論している
ところだというふうに思います。

五条川の上流部、下流部の区域の自治体がどういうふう動くかというと
ころもあろうかと思うんですけど、温度差なんかもあるというふうに聞いて
おりますが、その辺への働きかけというのは何か取り組まれているのか、ど
んな状況なのか、少し教えていただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 以前も議論がありまして、五条川というの
はつながっているものですから、上流部、下流部との自治体との考え方とい
うものをそろえていかなきゃいけないというようなお話はさせていただいて
おります。

それで、上流部の自治体にいろいろ働きかけをまずさせていただいている
んですけど、江南市や犬山市でも自然観察のイベント等で生物調査の中で亀
が見つかって、駆除をするといったイベントとして捉える部分では行ってい
るようですけども、これを継続的な事業として、その川の生態系といった
部分についてメスを入れて少し外来種の対応といったことについてどうす
かという話をすると、なかなかそういう機運は今のところ全くないといった
状況でございます。

ですから、今後丹念に上流部、下流部については担当課とつながりを持っ
て働きかけをしながら進めたいなと思いますけれども、岩倉市単体でも生物
多様性の地域戦略というものが今度の環境基本計画の中では策定されるもの
ですから、その中で外来種についてはどういった切り口で対応していくのか

といったことについては協議しながら、専門の先生もお見えになるので、考えていきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書152ページ、アダプトプログラム事業で、さっきオオキンケイギクの話が違うところに出て、ここに書いてあって、アダプトプログラム事業なんだということが分かったんですけども、さっきの答弁聞き漏らしていたかもしれませんけど、このアダプトプログラムというに限られた身近な区域のイメージがあるんですが、この事業は、オオキンケイギクの場合は市内全域に広がっているのを呼ぶと来てくれるという事業として存在しているんでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） そういうことではなくて、岩倉市の行政側としてオオキンケイギクの繁茂の状態というのを調べさせていただいています。

そこの部分に該当するアダプトプログラムの活動をしてみえる団体の方にお声がけをさせていただいて、御協力をいただくといった立場を取っておりますので、ここにあるからアダプトプログラムのどこかの人を派遣するといった、そういった作りには今のところはなっておりません。

◎委員（堀 巖君） 分かりました。

次に、155ページ、自然生態園のところの表記が、これは令和3年度の成果報告書なので、園内でのマスク着用という話が出ています。これ現在でも継続ですか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 現在は、マスクの着用についてはお話をしていません。

◎委員（堀 巖君） はい、分かりました。

続いて157ページ、緑のカーテン事業なんですけれども、これまでもずっとやっただけで、公共施設はさることながら、地域、家庭での取組というのが4番に書いてあります。

これを呼びかけるだけで、例えば花のあるまちづくり事業で花のコンテストをやったり、こういう緑のカーテンコンテストなんていうのは過去、そして将来、どんな状況で検討されているのかというのはあるでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 以前、一般家庭について募集をさせていただいて、緑のカーテンコンテストというのをやったんですけども、ちょっとこちらの意図と反して広がりがなくて、毎年同じ方が参加されるといったような状況がございました。なので、今の緑のカーテンについてのゴーヤの苗については配付のほうはさせていただいて、一般の方にこうやって育てて地球温暖化のために緑のカーテンという事業があるんですよといったことを

話をさせていただいて、個々にいろんなイベントを捉えて配付をさせていただいて、普及をしているといった状況でございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費から目7公害対策費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩をしたいと思います。

午後は1時10分、13時10分から再開をいたしたいと思います。お疲れさまでした。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、質疑を再開いたします。

議案第60号「令和3年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑の途中から再開いたします。

まず、款4衛生費、項2清掃費について質疑を許します。

決算書は220ページから226ページまで、成果報告書は160ページから165ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 成果報告書の162ページの塵芥処理費に関係してお聞きしたいというふうに思います。

それぞれの区が毎月資源ごみの回収にいろいろ御尽力いただいているということは皆さん御存じというか、御承知のことと思います。その中で、ここ最近ごみの持ち去りというものは各段に減ったというのは感じているんですけども、逆に他市や、それから規定以外のごみというものが夜中の間に置き去られているという現状が見受けられます。各区の役員さんたちも時間を見て現場を見に行ったりいろいろ努力はしていただいているんですけども、やはりなかなか成果が上がっていないというのが事実だと思います。これに対して、執行機関のほうもいろいろカメラの貸出しだとか、いろんな対応はしていただいているというのは承知した上なんですけれども、現状としてなかなか減らないということ踏まえて、次の方策というのを何らかの形で考えていく必要があると思うんですけども、その辺のお考えをお聞きしたいなと思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（竹安 誠君） 分別の場所でのごみのルール違反だったりというのがあるんですけども、これは夜間の間に出されるといふところもかなり多いところだと思います。おっしゃられるようにカメラですとか、そういったものをつけたりとか、当然看板とか、そういったものをつけさせていただいて対策はさせていただいております。なかなかこれといった決め手になるものがやはりないので、集中的に見て回っていたりとかというのはありますけれども、例えば方法としてセンサーライトをつけさせていただいたりとか、そういったものもお貸しするという形でも取らせていただいておりますので、こちらは防犯カメラよりも安価なもので、人が近づくとライトがぱっとつくという形になりますので、ある意味こういったものだと、やっぱり人の目がある、監視があるというふうな感じで対策にはなってくるのかなということになります。これは幾つか数がありますので、お申しただければ各区のほうへお渡しすることができるようになっております。よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 最初に、じゃあ成果報告書160ページ、ごみ減量化推進事業についてお聞かせください。

1のごみ分別アプリです。

3Rということで、ぜひ普及に努めてほしいという要望に近い質疑になるかと思いますが、この間お話ししてきましたように、外国籍、外国人の住民の方がやっぱりごみの出し方が分からないということで、担当課のほうにお話しに行ったらこういうのを使ってもらったらどうですかということで指導いただいて、それを配って、私としても普及に努めているところなんですけど、外国人に対するこの普及についてどのような取組がなされているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（竹安 誠君） ごみアプリの周知については、まず転入されたときに転入のセットとしてお渡しする中に、ごみ袋とともにそのチラシをつけさせていただいております。ここにはQRコードがついておりますので、スマートフォンを持ってみえる方であれば、こちらのほうをかざしていただくと、3Rのアプリのほうをダウンロードすることができるようになっております。やっぱりごみ出しの意識となりますと、世界各地で意識というのは地域・国によって違ってくるというのがあるので、なかなか日本の分別のルールというのは浸透していかないところもあるのかなというふうに思いますので、これについてはやはり粘り強くこういった日本のルールとしてごみを分別していく、ごみを分けていくんだということをつかっていたかかないといけないというところがあるかなあとと思いますので、

私どもとしては機会を見て、外国人の多く住まわれる地域のところへ回覧ですとか、ポスティングですとか、そういった形のことをお願いしていききたいなあというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君）　ありがとうございます。

非常にこのアプリを取っておくと、その日の朝にピロリンと連絡が来ますので、今日は燃やすごみの日ですよとか、そういうのが来ますので、非常に便利だし分かりやすいということで、ぜひこの普及に努めていただきたいということで、回覧だとかポストインだとかも含めて対応していただきますようにお願いいたします。

次に、162ページの塵芥処理費の関係でもお聞かせください。

1つは、先ほど宮川委員がお話しされた中で、粗大ごみなどを不法投棄していくというケースが見受けられるということをおっしゃいました。そのとおりだというふうに私も思っています。岩倉団地なんかでも芝生のところにどっつと置かれて、それが団地の住民じゃないところから持ってこられてというところが何回か、見ているわけじゃないですけど、カメラに写っていたりということであるわけです。それで、そういうものの対応がどうなるかというのと、例えば団地の場合はURの土地ということもありますので、URが処分することになります。それがどうなるかというのと、その費用は団地住民の共益費に跳ね返ってくるということで、全く自分たちがやっていないようなことに対して共益費が使われていくという事態が発生しています。

非常に今その問題がクローズアップされてきて、例えば岩倉団地の場合はごみにカラス対策でかぶせるネットについてもURが支給するというところで、市からの支給じゃないものですから、これも共益費で買ってという。それから、今年度取り組まれるボックスなんかも対象外ということになってくるわけで、非常に何となくここに住んでおいて不公平感があるなあというところがあるんですけど、こういった岩倉団地の取扱いについてももう少し柔軟に対応できるようなことができないのかなというふうに思うんですけど、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君）　岩倉団地ということで、いろいろと広い敷地の中でいろんな問題が起きてきているといったことは承知しております。

これまでもごみの業者に関しましては、集合住宅と一般の御家庭についてはちょっと区分をさせていただいているというのは現状でございます。ただ、やっぱりこれは団地だけに限らず、不法投棄が頻発するというのはモラルに期する部分もあるんですけども、なかなか改善していかないといった部分もあるので、やはり頻発するような場所は重点的に、例えば警察の協力を仰

ぐだとか、そういったパトロール体制をお願いするといったことも視野に入ってくるのかなといったところを考えておりますので、あまり好ましいことではないんですけれども、そういった力も借りながらやっぱり防いでいくという方策に行く段階にもう入ってきているのかなというふうに感じております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

不法投棄に対する対策はいろいろ取らなきゃいけないなというふうに思いますし、岩倉団地の特殊な悩みもあるものですから、そこはちょっと受け止めていただいて、柔軟な対応ができる範囲をお願いしたいなということを要望しておきます。

もう一つです。

一般質問でもちょっとやろうかなと思っていたところなんですけど、高齢社会が進んできて、やっぱり高齢者を支える制度を整備していかなくちゃいけない、そういう時期に来ているというふうに思います。見守りの問題もそうですし、ごみ出しの支援についても同じようなことが言えるんじゃないかなというふうに思っています。

そういった中で、岩倉市は制度としてはないんですけど、清掃事務所のほうにヘルパーさん等から相談があった場合は、柔軟な対応として戸別回収もやっていただいているということをお聞きしているわけなんですけど、近隣の事業所さんとかケアマネさんの話を聞くと、やっぱりその辺が制度がないということで、そういうことに対応してもらえないというふうに言われるわけですよ。だけど、実際には対応しているわけで、そういったところのアナウンスがやっぱり必要じゃないかなというふうに思うんですけど、岩倉市の戸別回収の実態とそのアナウンスについて、どのようなふうなのか教えていただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 本市におきましては、今御紹介ありましたように、独り暮らしの御高齢の方だとか、体が不自由な方のごみ出し対応として個別に対応をさせていただいております。近年でいいますと、現時点では対応させていただいている件数というのはゼロ件になっております。他自治体の状況を見ますと、やはりちょっとどこかで線引きをして、介護度が幾つ以上だよとか、そういった区分をしているところもあるんですけれども、なかなか実態としてごみを出すことができるかできないかというのは、そういう指標だけでは推しはかれない部分があるのかなというふうに思っておりますので、今木村委員が御指摘のとおり、いろんな福祉部門に働きかけをして、岩倉市としてこういう御相談には乗りますよといったことについては十分周

知をさせていただいて、ケースによって本当にこれは必要だなというものについては十分対応していきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

◎委員（堀 巖君） ごみの全般的な話なんですけれども、昨年度は分別収集でいうと、排出量等で見ると、コロナの影響で排出量が増えたのではないかという答弁があったところです。今回見ると、日曜資源回収やe-ライフプラザの利用人数が増えているにもかかわらず、163ページの分別収集による回収状況なんかは令和2年度並み、その前の元年度並みに戻ってきているというふうに見受けられます。ただ、子ども会の回収状況については、何か頑張って3年度は非常に6トンぐらい増えているわけなんですけれども、これは総合的に鑑みると、どのような状況になっているのかというのは、当局はどのようにお考えでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（竹安 誠君） まずごみ全体のお話ですが、まず3年度のごみの排出量については可燃ごみですとか破碎ごみ、こういったごみにつきましては令和2年度よりも下がりまして、さらに令和元年度の収集量よりも減ってきているという状態になっております。プラスチックの容器につきましては、やはり2年度よりかは減ってきていると、全体的にごみのほうは減ってきているという状態になっておりまして、その中で資源ごみのほうも蛍光灯ですとか乾電池類は増加しておりまして、逆に紙類、缶類、ペットボトル、そういったものは2年度よりは減少しているという状態になっておりまして、物の全体的な量としましては、やっぱり資源の中で2年度にかなり出されたというところと、資源そのものの供給が少なくなってきているというところもあるのかなあと思います。

紙につきましては、新聞の発行量というのも減ってきておると、あと紙媒体全体が少なくなってきているというところが大きなところかなというふうに見まして、基本的に資源そのものも全体には減少的になってきているのかなというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） では、私から控え目に2つほどお願いしたいと思えます。

主要成果の161ページの上から2つ目の生ごみ処理機購入補助金に関連してお聞かせいただきたいと思えます。

現行の制度は、電動機の生ごみ処理機が対象であるということでございます。本年、広報「いわくら」5月号にみんなのSDGsの紹介というコーナーに、市内の株式会社みらい共創技術研究所の代表の方が自ら実証実験している木製コンポストのことが掲載されておりました。内容は、この方はキエー

ロという木製の生ごみ処理機を開発・製作し、生ごみを土に返すことでごみの量を減らしつつ、花壇やプランターの土に使おうといったものであります。行政として、この方が開発・製作しているキューロという木製コンポストについてどのように捉えてみえるのか。この代表の方とその辺についてお話をされた経過があるんだったらお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（竹安 誠君） こちらの木製コンポストですけれども、こちらは作ってみえる代表の樋口さんという方、以前直接こういったコンポストを作ってみえるということでお伺いさせていただいて、紹介していただいたことがあります。コンポスト自身は木製でしっかりした形のものです、きれいなものだなあというふうな印象はありました。岩倉市の生ごみ処理機の補助の対象というのは、今は電動式のものが対象になっておるんですけれども、以前はコンポストも対象になっておりました、これが平成21年度から廃止になっているという経緯がありまして、その関係でコンポストそのものを今回は補助の対象にしていくのはちょっと難しいかなあというふうなのがありましたので、そういった形では進めていないという形なんですけれども、ただコンポストそのものとしてはやっぱりしっかりしたものでもありますので、こういった形のものでコンポストはないかというお話であれば、紹介していききたいなあというふうにも思いますし、また最近普及するという形で何らかの形でお手伝いできればなあというふうに考えております。以上です。

◎委員（黒川 武君） それでは、もう一点お願いします。

塵芥処理費の、163ページの分別収集による回収状況の表があります。その表の中のその他、※3についてなんです、この中に羽毛布団が含まれているといった注釈がついてありますけれども、この羽毛布団の回収の数量とか、あるいは売払い代金の状況、そういったものについてお聞かせをいただきたいと思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（竹安 誠君） 令和3年度の羽毛布団についてですが、こちら収集した量といたしまして、羽毛布団として送って再資源化される枚数としては191枚になります。その売払いの金額ですけれども、令和3年度につきましては6万6,770円というふうになっております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） すみません、先ほどのごみや資源の戸別収集のところで、相談に対しては十分に対応していきたいということで大変ありがたい答弁をいただきました。

それで、もう一つ広げて考えると、これはちょっと清掃のほうだけの問題

じゃなくて福祉的なことになってくるというふうに思いますけど、例えば岩倉団地だと、自治会の中にお助け隊というグループをつくって、それでごみや資源を出す支援を行っているということをやっています。だから、こういう住民自治の活動の中で、そういうことをやることなんかも本当に重要だと思うんですよ、これから高齢社会を迎えるに当たって。そういう働きかけを環境保全課からやってほしいなと言ったらあれかもしれませんが、全体の取組として高齢社会を支えていくという意味での検討をぜひお願いしたいと思いますが、答弁はお願いできますでしょうか、すみません。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 木村委員言われるように、いろんな意味で、ごみの行政だけに限らずだと思えますけれども、いろんな高齢化社会の中で手助けが必要な方というのは増えてくるといったことは重々こちらも承知しております。ごみに関して、今、私ども、先ほどお答えしたように、高齢者の方でごみ出しが難しいといった方についての対応は個別にしておりますけれども、そういったニーズを拾い上げることについてもやはり民生委員さんだとか、その地区の方の関わりというのは不可欠なものですから、そういったところと協議をさせていただいて、どういった手助けが必要かといったことについては意見を吸い上げていきたいというふうに思っております。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書160ページの日曜資源回収のところでお願ひします。

北のほうでは、第1・第3は清掃事務所の場所でいいんですけど、南のほうでは第2・第4に消防署東側の防災公園で実施しているということで市民の方から心配の声をいただいているんですが、やはりガラスの破片とか、危険物の処理なんかは大丈夫なのかとか、消防車の出入りとか訓練なんかに支障がないのかとかという大丈夫なんだろうかという心配の声があるんですが、どうなんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（竹安 誠君） 南のほうの日曜資源の収集ですけれども、おっしゃられるように消防署の防災公園のほうを使って収集させていただいております。御承知のとおり、こちらのところは本来は消防の施設という形になりますので、当然優先されるのは消防活動のほうということになっております。収集のときに、ごみとかガラスとかがあって危険ではないかというお話ですけれども、こちらのほうはもちろん使ったときに収集場所の場所にはブルーシートを敷いてこぼれないようにという形で対応させていただいているのと、また終わった後にはグラウンド全体をちょっと見させてもらって、ごみが落ちていないかという、そういうような活動もさせていただいております。

また、もちろん緊急のときの車両の出入りが必要になってきますので、現在は新柳通のほうには車が出入りしないように、車両は回って南側から入ってもらうような形でしていただいておりますので、通行の支障、消防の活動の支障にはならないというふうで最大限配慮させていただいております。

◎委員（榊谷規子君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

ごみ袋のことなんですが、岩倉はごみ減量化を推進しているので、燃えるごみは私は自宅でいけば30リットルで十分なんですが、市民の方がやはり大人の紙おむつが必要になった人がいるところなんかは、小牧市なんかでも45リットルがあるんだから45リットルのごみ袋を作らないのかという要望があるんですが、どうなんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（竹安 誠君） ごみの容量の関係ですが、燃やすごみにつきましては、岩倉では30リットルと10リットルという形にさせていただいております。こちらのところは、やはりごみは今減量化に向けて進めておる中で、大きな袋にしてしまうとやはりそれだけ余裕ができて、本来資源に回せるものも一緒に入れてしまう可能性があるということがあるものですから、30リットルというふうにさせていただいております。いろんなごみの量というのが家庭によって違ってくるかと思えますけれども、こちらのほうは週に2回収集させていただいているということもありますので、30リットルでこちらのほうは収集が十分いけるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（榊谷規子君） 45リットルがどうしても必要という声がどれぐらいあるのかということで、私も今のところ声は少ないんですが、どうしてもという市民の方もいらっしゃるので、またそういった状況を把握していかなければならないと思っています。ありがとうございます。

もう一点すみません、先ほどの生ごみの問題ですが、これまで生ごみの堆肥化、過去ずっとその中でのごみ減量のことをいろいろ市民活動団体中心にやっていたらして、コロナで休まれている状況だと思うんですが、やはりこれまでの答弁では、生ごみの堆肥化よりももう今はフードドライブのほうにシフトされていて、現在は生ごみ処理機の購入補助になっているということですが、先ほど黒川委員もそのようなところで力を入れている市民の方の紹介もありましたし、北名古屋市では今年度生ごみの堆肥化を市を挙げてやっていくというような動きもある中で、やはりフードドライブにシフトするのではなく、岩倉の中でもやはり生ごみの堆肥化の問題は継続して研究していただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今お話しあったとおり、堆肥化については

コロナの影響があって、直接生ごみを触るもんですから、やっぱり感染予防の観点からも休止させていただいているといった状況です。

先ほどあった食品ロス、要は生ごみを減らすことにシフトしているというのは、これは優先順位の問題でして、やはりまず出ないような方策を取っていただく。やっぱり生ごみを減らしていただくことをまず第一義で考える。ただ、出てしまったものについては堆肥化とか、そういったいろんな方策でもって有効に活用するという、そういう順番ですので、決して堆肥化についても事業としてやめてしまうとか、そういったことではなくてそういう優先といいますか、順番をつけているといった状況です。ですので、堆肥化についても、先ほど廃棄物グループ長からも話があったとおり、コンポストについてもこちらからも興味を持って、可能であれば、有効なものであれば、皆さんに御紹介しながら試していただくといった位置づけにしておりますので、考え方の順番としてはそういう考え方になるといったことを御理解いただければなというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4衛生費、項2清掃費の質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款5農林水産業費全体について質疑を許します。

決算書は226ページから234ページまで、成果報告書は166ページから177ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 成果報告書の168ページ、ブランド野菜研究事業について質問させていただきます。

ブランド野菜事業については、毎年3万円の決算額で種の購入補助で活用されていると思います。ちっチャイ菜の種やカリフラワーの種など野菜別の補助割合はどのようなか、ちょっとお知らせください。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） ブランド野菜の関係の補助について、委託料としておりますけれども、こちらのほうの内容なんですけれども、ちっチャイ菜のほうは40袋分で大体1万8,000円程度になっていると。あとの残額につきましては、施設をお借りするための謝礼でございますとか、先ほどもおっしゃっていただいたカリフラワーの種子の料金というような内訳で、そ

ちらのほうを使っているというようなことをございます。以上です。

◎委員（井上真砂美君） ちっチャイ菜が学校給食のほうに、令和3年度は24キログラム納入というふうですが、昨年度と比べますと半額になっていると思います。経年で見ても減少傾向がありますけれども、ちっチャイ菜、学校給食へなぜ減少傾向であるのかお知らせください。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） ちっチャイ菜の学校への納入量が下がっているのはどうしてなのかというような御質問だというふうに思います。

こちらのほうは、昨年度は学校に納入すべき日が決まっております。それに対して、生産者側の出荷がうまく調整がつかずに出荷できなかったといったときがあって、学校さんには御迷惑をおかけしたという経緯がございます。さらに、前年度の令和2年度につきましてもほぼほぼ同じようなことで、出荷とお使いいただくタイミング、こちらのほうが合わなかったといったところで、本来はもう少し出荷をしてお使いいただけるような計画はさせていただいていたんですが、そういった経緯でたまたま減っているというような結果になってございます。

◎委員（井上真砂美君） また、カリフラワーの関係なんですけれども、カリフラワーの新たな品種の栽培も行っているというふうに平成27年からというふうには書いてあるんですが、学校給食やら保育園の給食に納入されていると思いますけれども、このカリフラワーは新たな品種のものか、どういう特徴があるのか。また、ブランド野菜としてなり得ることができるのか、その辺のことをちょっと教えていただきたいです。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） 保育園さんのほうに納入させていただいたのは普通の、普通のと言ったらいかなんですね、白い汎用のというんですか、あのカリフラワーのほうを納入させていただいたということをございます。それ以外に、ロマネスコなんていうちょっと変わったおいしいカリフラワーとブロッコリーの間種みたいなものがあるんですが、そちらのほうも研究はさせていただいておりますけれども、保育園のほうには供給はさせていただいておりません。

ロマネスコについては研究もさせていただいておりますが、栄養素としてはよく言うビタミンCとか鉄分、それから繊維、そういったものが豊富に含まれていて、栄養価がとても高いということ、それから味についても本当に歯触りはブロッコリーで、味がカリフラワーみたいな本当によくできたもので、十分にブランド野菜としてなり得る実力のある野菜ではないかなというふうに考えているところではあります。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございせんか。

◎委員（木村冬樹君） 最初にお礼を言っておきます。

成果報告書の176ページ、177ページに農地費の関係で経営事業だとか、国営の事業について、文書で書かれているのが非常に分かりにくいということで表にさせていただいたということで、非常に分かりやすい表記になったことで、これについてはちょっとお礼を言っておきたいと思いますので、まず一言。

私が聞きたいのは、167ページに戻っていただいて、森林環境譲与税基金積立金の関係で、ちょっと今国内の木材の確保が非常に厳しいという状況が続いてきているということだと思います。それで、なかなか市の事業でそういう木材を使った事業がなくて、今のところこの基金がたまっていくだけの状況なのかなというふうに思っているんですけど、この状況についてはますます国際情勢は厳しくなっていますので、大変なのかなと思いますけど、今の現状はどのような状況なのか、この基金は当面は使えなくて積み立てていくという形になっていくのか。この辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） 今おっしゃっていただいたとおり、活用しようと思っていた橋の付け替え、そちらのほうはあまりにも木材の価格が上がって、もともとお願いしていた予算では造れなくなってやめたという経緯があるというふうに聞いております。今年度についても、同じようなことが起こっているのかなというふうに思っております。

ただ、これ以上に上がっているとか、そういう木材の高騰についての情報を、例えば林務関係の担当の県の部署とかから情報が来ているというような状態ではありませんので、このまま高値止まりというか、そんなふうなのかなというふうに思っておりますので、少しそういった予算取りのところからその予算感覚でもって予算づくりをしていかないと、当分は難しいのかなというふうに思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

この税金の目的をやっぱり果たしていくということで、国もやっぱり考えなきゃいけない問題だというふうに思っていますので、ちょっとその辺も情報提供はしていただきながら、また教えていただきたいと思います。

次に、168ページの名古屋コーチン振興事業についてもお聞かせいただきたいと思いますが、昨年度、岩倉市の伝統的な食文化であるひきずりが100年フードに認定されたということで、広報紙なんかでも紹介されているところがあったというふうに思います。非常に光栄なことだなというふうに思いますけど、この事業に認定されたということで、例えば何か助成が出たり、

いろいろな何かあるのかなというふうに思ったりもするんですけど、その辺はどうなんでしょうか。名誉が得られるだけのものなんでしょうか。ちょっと教えてください。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） 後者で、やはりほぼほぼ名誉をいただけるということで、特に補助とか助成とか、そういったものがいただけるものではありません。

ただ、やはりこれは認定をしていただきましたので、認定されたところだけの特典みたいなものはあります。100年フードというマークを使えますとか、100年フードとうたえます、それからこういった認定証もいただいております。そういったところをPRを前面に押し出して、私どももこの名古屋コーチンについてより一層の周知活動を効果的に活用していければなというふうに考えているところであります。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

いろいろイベントなんかがあって、こういうのが効果的に紹介できるという形が好ましいのかなと思いますので、またその辺の取組をよろしく願います。

私からは最後ですけど、171ページに特定外来生物等駆除費がありますし、その前の169ページには水稻病害虫共同防除事業というところで、ジャンボタニシの駆除について記載がされているところです。それで、お薬をまいて化学的にジャンボタニシを駆除するという方法も効果的だというふうには思うんですが、一方でやっぱり安全に捕獲をして駆除していくという、そういう取組も全国的にやられて、この間少しお話、議論しましたようにトラップを作って、関市では小学生がそれを発明して市長賞をもらうだとか、いろいろな取組があったと思います。岩倉市もそれに類似した取組が進められてきたというふうにお聞きしているわけですけど、せっかくそういう取組で全国農業新聞にも掲載されたという取組だったと思うんですけど、その辺の記載がちょっとこの成果報告書にないのが残念だなというふうに少し思っています。令和3年度について、このジャンボタニシのトラップについての取組、どのような形で進められたのか。また、今年度以降、それがどういうふうに進展していくのか、こういった点について少し説明をお願いいたします。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） ジャンボタニシのトラップ作りについての取組についての御質問をいただいたということだと思います。

そちらにつきましては、稲づくり農業体験というものを毎年東町の水田でやっているんですけども、そちらの参加者の方にトラップ作りをワークショップとして体験をしていただき、その作っていただいたトラップを設置す

るという取組もしました。

この取組につきましては、先ほど木村委員からも御紹介いただきましたように、全国農業新聞に取り上げられたりとかした取組になっております。これを実際に、ではどのようにしていただくかというところで、農事組合長会を通して、こういった取組についての周知を図らせていただくということをさせていただきます。具体的にどういうことをさせていただいたかといいますと、農業委員会だよりというものを年1回発行しているんですけども、そちらの中でこの稲づくり農業体験の御紹介をさせていただく、それに併せてトラップについて設置をしましたよ、捕獲数がどれだけでしたというようなことを記載させていただきまして、それが農事組合員の皆様のほうに情報として届くような形での周知を令和3年の1月からさせていただいたという形になります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

令和3年度はそういうふうな取組で、全市的にも農業委員会だよりなんかで紹介されているということだと思います。

それで、この取組というのは継続してやっていこうとしているのか、この取組の成果で何かジャンボタニシの数が急激に減ったとか、そんなことはないのかなあ。ちょっと成果だとか、今後の方向性みたいなものがありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） このジャンボタニシトラップ作りについての今後というところだと思うんですけども、今年度も稲づくり農業体験のほうは、昨年同様、実施をしております。その中でもワークショップのほうを開催させていただきまして、トラップ作りをしていただきました。そちらを実際の圃場のほうにも設置をさせていただいたという状況ではあります。

ただ、成果という部分につきましては、今年度に関しては、稲づくり農業体験で管理している圃場については物すごく管理が行き届いているというような状況もあって、昨年ほど捕獲ができたというようなことは現状ではないですという状況になっています。ただ、この取組についてはお知らせをさせていただく、こういった実際にやることによって周りの農家の方に知っていただいたりとかというようなことができるのではないかなというところで、継続的に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

今年度少ないというのが、ひょっとしたらこのトラップの成果なのかもしれないですし、引き続き継続して様子を見ていくということは大事なかなと思

っています。またいろいろ教えてください。ありがとうございました。

◎委員（井上真砂美君） 成果報告書172ページ、米の生産調整事業についてお願いします。

転作の奨励作物として大豆、サツマイモというふうに書いてあるんですけども、表の真ん中辺、大豆なんですけど、昨年度と比べて少しですけども、今回減っているの、その辺なぜ減っているのか、ちょっと教えてほしいと思います。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） おっしゃるとおり減っておりますが、こちらについては本当に年度ごとの少し差が出たというような、結果として差があったというようなことであろうかというふうに思います。以上です。

◎委員（井上真砂美君） 今、転作ということで、この表には大豆とか麦とか、麦はいつ見てもゼロだなあとあって、水田で作るのは難しいのかなと思ってるんですけども、近年ビーガンというんですか、食事の関係でたんぱく質を取るときに大豆ミートというのが結構、大豆ミートを食るといんじゃないかなとか、麦にも大麦、体によいというようなことが盛んに言われているんですけども、それこそ農業生産物のちょっと高品質というんですか、価値の高いような作物としてそちらのほうを奨励していくというような、そんなような動きはないのでしょうか、そちらのほうをよろしく願います。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） 大豆につきましては、転作の奨励の作物ですし、高収益作物という位置づけをされております。確かに新しい用途として大豆はそういったビーガン食品ですかね、そういったものへの活用というのもあって、かなりの有効性があるというふうにちまたでは結構な話題になっておるといふところもありますので、そういった状況も踏まえ、また農業者の皆さんには周知・PRをさせていただければいいかなというふうに考えているところでございます。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑は。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書166ページの全般、農地の保全・活用の件でお伺いします。

農地利用最適化推進委員会を中心に云々の活動が書かれていますけれども、この耕作放棄地について違法な農地転用になっているのが、前回どこかの一般質問の中で8筆まであるということで、そのことはこの中には表記がないんですけども、この耕作放棄地の話と農地転用の話はまた別物だというふうに解釈していいのか、違法な農地転用の状況をちょっとお伺いします。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 違反転用のこれまでの状況というよ

うな内容の御質問かというふうに思います。

これまで過去5年間において、原状回復に至った事例というのが1筆あります。それ以外に、農地法の追認許可により是正に至った事例というのが14筆あります。

違反転用の対応の現状はという部分に関していいますと、是正がされたという部分についてはそういった形での状況があります。先ほど申し上げたのが違反転用についての状況になりまして、こちらは遊休農地調査とは別のものという形で対応しているものになります。

◎委員（堀 巖君） 分かりました。

この耕作放棄地の話と違反転用の話は別物だということの解釈でいいんですね。

それに加えてさっき僕が聞いた8筆の状況というのは、今現在どのようになっているのかというのはまた別の問題で、この下の農地転用の状況、4条、5条関係が書いてありますけれども、違反転用している8筆あるという昨年だったかな、部長から答弁があった8筆について、現状はこの全域を回ったということが書いてあるものですから、それ以降、違反転用についても同じように目にしているというふうに考えたものから、この質問をさせていただきました。その現状は変わっていないですか。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 昨年からの8筆の状況ということについてなんですけれども、こちらについてはそこから是正に至ったというのは、現在のところは確認されておりません。

◎委員（堀 巖君） 分かりました。

このページの下から3行目、農地借受希望者のマッチングの話なんですけれども、努めましたというふうに書いてありますが、結果、全体的にこの農地バンクがどのように機能して、実際マッチングになったという成果はどのような状況になっているのでしょうか。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 農地バンクでのマッチングの成果についてなんですけれども、令和3年度につきましては1筆639平米の農地について、担い手とのマッチングをさせていただくことができました。こちらの借受者については市内の認定新規就農者の方になります。

◎委員（大野慎治君） すみません、私も農地バンクのことでお聞かせください。

ちょっと今、ホームページを確認させていただいたら、今まで30件の登録があつて、9件の成約があつて、6件が登録抹消というふうになっています。この登録抹消というのは、どのような場合が登録抹消になるのかお聞かせく

ださい。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 農地バンクに登録されている農地のうち登録抹消となったものについてという御質問かと思います。

こちらにつきましては、耕作ができないよという状況の方が別の利用方法、例えば売買をすることができたとか、そういった別の事由によって活用の方法が決まったといいますか、そういった状況になったことによって、そのお申出をいただいて抹消したものになります。

◎委員（堀 巖君） 農地バンクはちょっともういいですか。

次に、168ページのところで、これは令和2年度に表記があって、令和3年度には表記がないんですけれども、高品質米の補助金が令和2年度ありました。これが合計で愛知県と合わせて1,400万円補助して高品質化と高付加価値化ということで、それを目的に補助を出したわけなんですけれども、その後追いついたことが予算としてはないんですね。実際、高く売れているのか売れていないのかというところの状況をちょっと教えてください。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 今、御指摘をいただきました高品質米の補助の関係なんですけれども、こちらはライスセンターのほうに導入しました色彩選別機の導入に関しての補助になっております。その導入後の状況ということなんですけれども、以前と比べましてやはり1等米の比率というのは上がったという形ですね。ちょっと具体的な数字は今お示しができないんですけれども、という形での報告は受けております。

◎委員（黒川 武君） それでは、1つお聞かせいただきたいと思います。

168ページの市民農園事業についてでございます。

ここでは現状の記載だけで、課題については載せられているわけではございませんが、昨年10月に書面開催された第1回岩倉市環境審議会において資料として示された岩倉市環境基本計画の主要事業進捗状況一覧というものがあります。それによると、この市民農園事業についての課題は、次のように書かれているわけです。作付の仕方や道具の使い方が分からず自らの区画を管理できなくなり、中途解約する利用者が目立ったため、今後講習等を行うことを考えていく必要があるといったふうに課題としてまとめてありますが、それでは令和3年度におきまして、市民農園利用者向けの講習等というのは実施されたのかどうかについてお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 市民農園の利用者の方向けの講習というものは、3年度におきましては実施はされておられません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款5農林水産業費の質疑を終結いたします。

お諮りします。

質疑の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、2時15分まで休憩したいと思います。14時15分まで休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款6商工費について質疑を許します。

決算書は234ページから246ページまで、成果報告書は178ページから190ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） それでは、成果報告書の180ページのビジネスサポートセンター運営事業費補助金についてお尋ねをいたします。

昨年はこの報告だと100万円、去年は100万円補助したということで載っていたんですけど、今年は174万6,800円補助しましたということで決裁されているんですけど、いろいろここに理由は書いてありますけど、どうしてこういうふうにして増えたかというのを教えてください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 昨年度のビジネスサポートセンターですけれども、昨年6月補正のタイミングで実際ががんばる中小企業等応援補助金ということで販路拡大ですとか人材確保、BCP策定に係る支援分、そういった部分の補助金も新たに追加をさせていただいております。また、それに併せてそういった支援メニューも進めていきますので、ちょっとビジネスサポートセンターの相談に係る人件費補助分も併せて増額をさせていただきまして、最終的な結果として170万ほどの決算という形になりましたので、よろしく願いいたします。

◎委員（須藤智子君） コロナ禍によっていろいろそういう相談があって、こういうがんばる中小企業等応援補助金もあって増えたということなんですけど、今後また増える可能性はあるのかお尋ねいたします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今年度につきましても、販路拡大、人材確保、BCPに加えまして、新商品開発に係る補助も新たなメニューとして追加させていただいております。その中で、現状商工会にも確認はしておりますけれども、今年度の実際の予算を非常にたくさん使っていただいて

おりまして、実際にそれだけの事業所様がそういった補助金を使いながら新たな取組につなげていただいているという状況でございますので、今後また状況を見ながらそういった事業所支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎委員（須藤智子君） 私も商工会の会員でありますので、やはりこういう商工会に頑張ってもらいたいと思っていますので、これからも今年度みたいな本来の商工会としての活躍を期待しておりますので、よろしくお願いします。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書190ページをお願いします。

企業立地推進事業でございます。

昨年度は配水管布設工事などを行い、今年度末の土地引渡しに向けて順調に進んでいるということだと認識していますが、半年後にいよいよ引渡しが迫ってきました。昨年度の進捗状況、そしてそれを引き継いでの今年度の状況、進捗に関して順調に進んでいるか確認をしたいと思います。お願いします。

◎企業立地推進室主幹（浅田正弘君） こちらのほうは、進出企業へ令和4年度末の土地の引渡しに向けて、愛知県企業庁において整地工事が、工期としては令和5年1月31日、1月末なんですけど、そちらのほうで整地工事は進められておりまして、造成盛土や開発区域内の道路の舗装もほぼ完了し、残す工程としては緑地帯への植樹、あとフェンスの設置などが主なもので残っておりまして、進捗率としては9割を超えるということで、計画に遅れることなく、用地の引渡しに向けて順調に進んでいると聞いております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の179ページのところで、融資関係なんですけど、コロナの関連での融資も様々あったというふうに思います。中小事業者に対する融資で、これの今度また返済が始まってくるということで、まだまだ物価高騰なんかもある中で、小規模事業者にとっては厳しい状況が続いていくのかなというふうに思っていますが、返済が始まろうとしている中小事業者の状況をどう把握しているのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今お話をいただきましたコロナ関係の融資の返済といったところなんですけれども、現状としまして市への特にそういった返済に係る相談といったものはございません。また、商工会が7月にそういった無利子無担保の融資の取引をした30社近くの事業者に対してヒアリングをしておりますけれども、その中でもどの事業者に対しても特段問題はないといったような回答をいただいておりますので、よろしくお願いします。

します。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

これから本当に返済が始まっていく中で、またいろいろ起こるかもしれませんが、その辺をちょっと注視しておいていただきたいと思います。

次に、181ページで商工振興費の中で、このコロナ対策として非常に好評だった感染症対策設備導入支援事業補助金、129事業所が活用したということで、証書類もたくさんありました。非常に市内の事業者にとっては喜ばれる事業であったのかなというふうに感じているところです。予算のときも聞きまして、改めてちょっと確認なんですけど、この補助金については必要なところには行き渡ったということで、継続の必要はないという認識でいいのかどうか、この辺について少し考えをお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） こちらの補助金につきましても、昨年の3月の追加の補正で上げさせていただきまして、また補助対象期間も4月に遡り、また2月いっぱいまでということで非常に長い期間を取らせていただきました。その中で、非常に多くの事業所様に御利用いただきまして、現状として特にそういった今回の期間を逃してしまって、なかなか利用できなかったというようなお話は聞いておりませんので、よろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑は。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

大変いい事業だということで、私たちの知っている事業所も喜んでいるところがありますので、その辺については感謝しています。

私はこの区分で最後ですけど、189ページの消費生活センター運営事業についても少し状況をお聞かせいただきたいと思います。

3年度に自動翻訳機を設置してということで、外国人の相談受入れ体制を充実させてきたということで、案内チラシも英語版、ポルトガル語版を作成して配布したり、回覧したりということではありますが、実際の外国人の人たちの相談というのがどのくらいあるのかなということだとか、あるいは特徴的な相談があるのかどうか、こういった点について。もちろん消費生活センターまで行かずに、外国人サポート窓口のところで対応しているケースも数多くあるというふうに思いますけど、何か特徴的なものがこの消費生活センターの中であれば教えていただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 消費生活センターに相談に来られる外国人ですけれども、年間としまして二、三人の件数となります。その中で、ちょっと今具体的に個別な特徴的な相談内容といったものはつかんでおりま

せんけれども、一般的なそういった中でその件数ですので、少しそういったところをお願いしたいというふうに思います。

◎委員（黒川 武君） 私からは1点だけお願いします。

183ページの労務対策費ですが、ちょっと残念ですが、ここでは記載はございません。勤労青少年交流事業が、2年度はコロナ禍で中止となり、それから3年度及び4年度は予算そのものが計上されてはいないという状況でございます。この勤労青少年福祉法によりますと、第5条第2項に勤労青少年の日は7月の第3土曜日とすること。それから、第3項に国及び地方公共団体は勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならないといった規定がありまして、市のほうは令和2年度まではそれなりに、ボウリングですよ、青少年の交流事業をずうっと続けてきて、私は好評だったのかなと思うんですが、今後この勤労青少年の日の事業についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいとします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 過去に勤労青少年、主にボウリング大会ということで実施をさせていただいておりましたが、ただ近年若者の価値観ですとか、生活様式が多様化してきていること、また個々が様々な機会やツールなどを通して社会が持つ接点といったもの、例えばSNSもそうですし、いろんなそういった場もあります。そういった機会もあふれておりますので、現状としては一旦終了とさせていただきまして、また今後そういった状況を見ながら考えていきたいなというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

182ページのキャッシュレス決済ポイント還元事業についてお聞かせください。

僕は、これ、ある思わぬお店がキャッシュレス決済ができるようになっているとびっくりしたことがあるんで、僕は一定の効果はあったと思うんですけど、実施している自治体から見ると、2回目、3回目という1年に1回か2回実施するところがあるんですが、今年江南市さんはコンビニは除外されたそうです。全国で100店舗以上あるところは除外して実施して、市内の商工振興に期するようにキャッシュレス決済ポイント還元事業をやられたんですが、今後岩倉市はもう一回、もう一度チャレンジするお考えはあるのかなのか。今後のことですが、ちょっとお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 令和3年度に実施させていただきましたキャッシュレス決済ポイント還元事業ですけれども、こちらについてもコロナ対策の事業の一環として行わせていただきました。その中で、令和3年度でいけばキャッシュレス事業に合わせてプレミアム商品券事業なども行

わせていただいていたところになります。今後につきましても、市の全体のそういったコロナ対策のプロジェクトもございますし、そういった中で今後必要に応じてそういった事業内容についても検討できればというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款6商工費の質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款7土木費について質疑を許します。

決算書は246ページから260ページまで、成果報告書は191ページから210ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） 土木費でお尋ねしますが、本年度はちょっと記載がないんですが、去年まで記載があって今工事中、計画の工事の途中なんですけど、五条川右岸堤防道路整備事業についてお尋ねをいたします。

令和2年度で用地買収が済んで、あとは工事を施工するという形になっていますが、ちょっと動きがないので、地元の方からこの工事はどうなったんだ、もう途中でやめてしまうのかという言葉を書きましたので、ちょっとお尋ねいたします。今後の予定を教えてください。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今、五条川右岸堤防道路整備事業についての質問がありました。

こちらのほうは、昨年度愛知県において護岸予備設計業務を行いまして、護岸形状や景観の検討や道路整備、市のほうで道路整備をしていくという形になります。その方針のほうを決定させていただいたところがございます。今年度6月補正予算で、県が実施する今年度詳細設計、そちらのほうの業務を予定しているというところで、6月補正予算で負担金のほうを計上させていただきまして、今年度中で県のほうが詳細設計を行って、来年度から3か年の予定で護岸の改築及び道路整備等を実施する予定という形で聞いております。よろしく願いいたします。

◎委員（須藤智子君） お願いします。

◎委員（片岡健一郎君） 2点お伺いいたします。

まずは、成果報告書198ページです。

市道南427号線道路改良事業でございます。昨年度は用地買収をされたと

ということで報告されていますが、今年度の当初予算でこの市道南427号線の工事費用については当初予算で計上されたと思います。今、現状を見ますと、まだ工事は始まっていないということで、当初予算の質疑のときには渇水期になりましたらということで答弁はいただいておりますけれども、今現在の最新の予定、スケジュールが分かりましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今、市道427号線整備についての御質問をいただきました。

今、委員さんがおっしゃったとおりでございます。昨年度までに必要な用地買収と物件移転補償が完了しましたので、今年度のほうは道路整備工事の予算のほうを計上させていただいておりますが、今回この路線側の水路と面しているというところで、やはり今の時期だとちょっとできないということで、渇水期である今のところは11月以降に少し整備実施のほうをさせていただけたらなと考えております。

現在、工事施工の準備をしておるところでございます。供用開始は少なくとも令和5年4月頃までには予定をさせていただきたいなと考えておるところでございますが、工事を実施する際には事前に市の広報やほっと情報メール等で住民の皆様にお知らせしていきたいなと考えております。よろしくお願ひします。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

近隣住民の方への周知、よろしくお願ひいたします。

続きまして、成果報告書201ページでございます。

下段の都市計画基礎調査事業です。

今回の成果報告書から、この第5次総合計画の基本施策のどれに当たるのかというような具体的に明記をさせていただいております、この事業は個別施策で見ますと計画的な市街化区域の拡大検討に当てはまるというようなことが記載されております。お伺いしたいのは、この市街化区域の拡大に向けてやった事業だとは思いますが、具体的にどんな動きが昨年あって、拡大に向けた検討をされているのかと、またそれを受けて今年度どんな動きをしているのかと、その辺をちょっと詳細に教えていただきたいと思います。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 市街化区域の拡大についてでございますけれども、まず都市計画マスタープランにおきまして、住居系の拡大検討ゾーンと産業系の拡大検討ゾーンという形で位置づけのほうをさせていただいております。

まず住居系の拡大検討ゾーンにつきましては、設定しました井上八剣地区

内にあります井上町におきまして、土地所有者に対して今後の土地利用に関するアンケートを実施いたしまして、土地所有者の方の意向を確認するという形のものが令和3年度には確認をさせていただいております。

また、産業系の拡大検討ゾーンにつきましては、川井野寄地区になりますけれども、こちらにつきましては民間企業と今後のそういった計画的な市街化区域の拡大に向けての整備手法などを検討しております。今年度につきましては、引き続き検討をしておりますけれども、その企業さんから聞きますところ、地元の土地所有者に対する説明会を実施したというふうには聞いておりますが、まだ具体的に今後のスケジュールは決まっておりませんけれども、今後またそういった企業と愛知県等と関係機関と検討を進めながら、拡大できるかどうかというのを進めていきたいというふう考えております。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 決算書の253ページの一番下の18負担金、補助及び交付金の一番下、大体負担金、交付金というところ、それぞれの協議会なりで負担を割るので1万円とか、多くて8万、9万ぐらいのところを、一番下のあいち土木技術・電算連絡協議会負担金が結構額があって73万6,230円とありますが、この負担金の内容についてお伺いします。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今委員さんから、あいち土木技術・電算連絡協議会負担金についてということで少し御質問がありました。

こちらは金額が73万6,230円が決算額となっておりますが、こちらは建設部のほうで使用する土木積算システム、あと単価配信等を、こちらは愛知県が管理する令和元年10月から新土木積算システムというのに移行したということで、そちらのシステムの使用料というか、そういうものをお支払いさせていただいております。中身につきましては、積算システムの利用と、あと岩倉市は1ライセンスを使用しているものですから、そちらが約50万程度というところと、あとこういう単価につきましては経済調査会とか、あと建設物価調査会という法人が単価のほうは定めているというところがございますので、そちらの単価の著作権料をお支払いしていて、合わせて73万6,000円程度毎年お支払いをさせていただいているという形になります。よろしくお願ひします。

◎委員（梶谷規子君） この協議会は、愛知県市町全てが入る協議会ですか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） こちらはあいち土木技術・電算連絡協議会というものがございまして、そちらの構成員で、愛知県でいくと愛知県と、あと市町村ということで名古屋市以外の自治体が加入しているという形になります。よろしくお願ひします。

◎委員（榎谷規子君） 成果報告書の206ページ、公園施設整備事業についてお伺いします。

写真が黒っぽいですが、辻田公園の木製ブリッジを改修を行っていただいたということですが、証書類審査を見せてもらい、その後岩倉は丁寧に年4回も公園に対して劣化判定の遊具点検を4回もしていただいているんですけど、そういった記述も書くべきじゃないかと思うんです。

6月、9月、11月、1月と4回も点検をしてもらっています。やはり子どもたちが使う遊具など危険がないようにということで、うんと前のジャンクルジムの問題から非常に回数を増やして年4回やっただいただいていると思うんですが、そういった中でA B C DのD判定での6月のときに、この辻田公園をやってもらったんですが、あとD判定がもうちょっとあるんですが、そういったところの改修はどういう計画なのか、C判定も結構あるんですが、そういったところの3回目も4回目も同じC判定なんですけど、その計画というのはどんなふうに行っているのかお聞かせください。

◎維持管理課長（田中伸行君） まず点検の記載につきましては、205ページになるんですけども、ちょっとそこにいろんな保守点検をやっているものから、そこにちらっと書いてあるぐらいのことは書いてあります。

あと、D判定につきましては、3年度に点検してD判定になったものは全て対応のほうはさせていただいております、毎年劣化点検というものは年1回やっただけで、残りの3回が日常点検ということで詳細なものではないんですけども、今年度も劣化点検というのは既に実施しております、そこでD判定を受けたものに関しては毎年のように補正だとか、当初からいただいている修繕費の中で全て対応のほうをさせていただいております、計画的にということではなくて、点検をしてすぐ発見したものはすぐ対応するというような形で遊具のほうは点検・修繕のほうはしております。

◎委員（榎谷規子君） 205ページからの続きであったわけですね。

長瀬公園と辻田公園に足つぼマッサージがあるんですが、これがB判定になっているんですが、現状を見るととても上に乗るのが痛くてかなり石がとがり過ぎていてというので、これでB判定なのかなと思うんですが、こういったかなり、子どもはあまり使わないかもしれないけど、ちょっと危険じゃないかなというのはもうちょっと早めな改修をお願いしたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

◎維持管理課長（田中伸行君） なかなかそのとがり具合というところで、人によっても痛さはちょっといろいろなところがあると思いますので、ただ本当にときんときんでけがをしそうなものに対しては、すぐに対応したいと

思いますので、そのような対応で進めていきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） すみません、ちょっと幾つかあります、申し訳ありません。

まず、ちょっと一つ大きな問題として、193ページに舗装側溝があります。当初予算があって、計画的にやっていく中で、いつも9月議会で補正が組まれて、さらに債務負担行為が行われる中でだんだん使いやすい予算になってきたのかなというふうに思っています。例えば、農林水産業費の中の用排水路のしゅんせつなんかも途中で補正が組まれてということだというふうに思っています、やっぱり補正がしっかりつく整備が進んでいくというように言えるのではないかなというふうに思います。

舗装側溝に関して言えば、やはり下水道接続工事なんかでの凸凹だとか、あるいは大きい車両が走ることよっての道路のへこみだとかで水たまりができてというような、そんなようなこともある中で、市民からやはり大きな要望が出ている部分だというふうに思っています、全体的な予算の関係にもなりますし、令和3年度はコロナの関係で事業が中止になったりというようなことで基金に積み立てられたりという形になっているんですけど、やっぱりこの予算も本当に非常に重要な予算で、一定の補正をやっぱりつけてもらいたいなあという市民の要望でもあるわけなんですけど、要望する側だと思いますので、何とも言えないと思えますけど、そういったことについてもう少し検討していかなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなと思いますけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 舗装側溝事業につきましては、もう今件数として舗装で63件、側溝で65件御要望いただいております。今回、9月補正はほとんど舗装ばかりだったんですが、正直なところ、側溝に回すぐらいのお金がないぐらい舗装を少し直さないと、職員は全部要望をいただいたやつは全てパトロールに行っていて、その中で優先度を決めさせていただいていると。もちろん地域バランスもあるんですが、そういう中では非常に年々ちょっと厳しい状況だなあというのは思うところです。ただ、市のやっぱり全体予算の中でどのぐらい舗装側溝に予算が割り当てられるかという部分というのは、なかなかこちらだけの要望ではありませんもんですから、その辺りは市の全体の中で調整しながら、よりこういったことが解消できるように維持修繕を努めていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

大きな問題だと思いますので、また関係のところとよく話し合っ引き続き進めていただきたいと思います。

それで、197ページの交通安全施設設置事業の中でもちょっとお聞かせいただきたいと思います。カラー塗装を行った通学路をもう一回点検をして直して、さらには区画線も引き直したという、そういうこととあります。市内を見ますと非常にきれいになっているところが増えてきたなというふうにするわけですが、これはどういうふうな形で進められたのか。多分全部を点検しているというふうにするわけですが、このカラー塗装や区画線の引き直し、どのように進められたのか教えていただきたいと思います。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） こちらにつきましては、カラー塗装の協会がございまして、そちらの基準を参考に塗り直すかどうかという判断をさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

そういう専門のところの基準があるということで、それに基づいて必要なところを実施したという、そういうことだというふうに思います。ありがとうございます。

次に、199ページの関係で、まず緑化推進事業補助金ですが、証書類を見ますと、ちょっと今までと違う形での申請なのかなというふうに思いますが、これはどういう形だったのか教えていただきたいと思いますというふうに思います。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 令和3年度につきましては、なかなかこの補助金の利用がないというところがあったんですけども、令和3年度におきましては市内の個人のお宅なんですけれども、駐車場緑化と空地緑化のほうで約100平米ほど緑化事業という形で緑化をしていただいて、それに対する補助金ということで175万4,000円をお支払いしていると、補助をしているという形になります。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

なかなか事業所だとか大規模なものしかというイメージがあって、使われなかったというところがある中で、個人の方でもやっぱり、僕もその前を車で通ると、ああ、いいなあというふうにするわけですね。だから、そういうところをやっぱり進めていただきたいと思いますというふうにこれからもお願いしておきます。

もう一つ、その下の違反屋外広告物除却についてもお聞かせください。

非常に市内を見渡しますと、今電柱への貼り紙だとか、そういうのはほとんど見当たらない状況になっています。しかし、ボランティア団体、これは2つの団体だと思いますけど、引き続き活動をしていただいているのかなというふうに思いますけど、この違反広告物の今の現状がどうなっているのか、またその2つの団体、どんな活動になっているのか、こういった点について

教えていただきたいと思います。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） こちらの除却につきましては、今木村委員がおっしゃるとおり、団体としては2団体ということで、当初はもう少しあったんですけれども、なかなか高齢化ということもあったりだとかで2団体という形になっております。そもそも違反広告物自体が年々かなり少なくなってきたという形になりまして、職員のほうもパトロールをして除却をしている部分もありまして、ボランティアの方、2団体につきましては一応パトロールのほうはしていただいて、特に何もなかったですよというような報告をいただいているというところでありまして。確かに2団体ではありますけれども、こういった制度はやっぱり地道な活動が必要になってくるというふうに思っておりますので、この制度自体は今後も継続していきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

私もこの活動に携わっていましたが、グループのメンバーが減っていく中でちょっと中断してしまっています。また増えてこれば、そういうのはきちんとやっていかないかんというふうに思っていますので、またそのときは対応したいと思います。

最後に、市営住宅の関係で210ページ、市営住宅公共施設の再配置計画の中でも位置づけられているところで、今後どうしていくのかというところが大きな課題になってきています。それで、今回は敷地内の遊具を撤去したということで、子どもさんも住んでお見えにならないしということもあろうかと思いますが、敷地内の空きスペースというものの活用なんかというのは何か検討されているのでしょうか。例えば、緑化するだとか、いろいろ方法はあるかと思いますが、その辺については何か考えはないのでしょうか、お聞かせください。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 市営住宅の中の遊具を撤去したという形になりますけれども、植栽等とも一定市の予算で植栽のほう、剪定等もしておりますので、今その空いたスペースにすぐ何かやっというところまでは具体的なものはございませんけれども、もしそういったことが必要であれば、また検討のほうを進めていきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） あと2点、ごめんなさい。

成果報告196ページの名鉄石仏駅等整備事業ですが、かなり前からあの写真のことを言われていますが、非常にこの公衆トイレ、すてきなトイレになったのに写真写りが黒くて残念なんです、岩倉駅東ではやっぱりスペースが足りないということで多目的トイレが女子トイレ兼ねての多目的トイレだ

ったんですが、石仏駅では男子トイレも女子トイレも共に多目的トイレとして整備されて非常に好評で、他市からも見学があるぐらい石仏駅東側のトイレが今、私の周りでは有名になっていて、非常にありがたいと思っています。写真の注文だけです、ここは、すみません。

208ページの夢さくら公園整備事業なんですが、ここで記述がないんですが、せつかく苦勞されて残した事務棟なんですが、やはり利用が少ないように思います。やはりもっと利用したくても、土・日は市役所の4階まで鍵を借りになくちゃいけないということで、土・日が利用できないから残念という声を聞きますが、やはり2階の部分がきちんと子どもさんに授乳するスペースまで設けていただいているのに、なかなか利用しづらいということで、去年の答弁では、地元の協力を得られなかったので今後柔軟な対応をしていくということでおっしゃっていたんですが、今後どのような利用について考えられているのかお聞かせください。

◎維持管理課長（田中伸行君） 夢さくらの事務棟の2階につきましては、当初土・日は貸す予定はないということでスタートしたんですけれども、やはりそういうお声もありましたので、その辺は柔軟に対応をして土・日も使えるようにさせていただいているところではあります。ただ、鍵の管理につきましては、どうしても貸しっ放しになるとかということになってしまいますので、例えば前日の金曜日に来ていただいて貸すとなると、物理的にその日から使えてしまうことになってしまうということもあって、やはりいたずらだとか防犯面、そういうところはやっぱり私らも気にしなきゃいけないところがございますので、どうしても当日の朝、宿直のところは鍵を預けていただきますので、そちらのほうで許可書と一緒にお渡しすることにしてあります。また、御足勞なんですけど、終わったら同じように宿直のところに戻していただくというようなところで対応させていただいておるところなんですけれども、一番最初に、本当は地元でそういうことを管理していただければ、そういうところも近いところで鍵が借りられたりとかということがあるんですけれども、やはり今のところでいきますと我々が直接管理しているものから、なかなかそういうところが難しいところでもあります。ただ、当初に比べればと言ったら、こちらのちょっと本当に手前みそになってしまいますけれども、それも柔軟な対応のほうは適宜考えてさせていただいておりますので、また何かいい御提案があれば言っていただいて、検討していきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

土・日も使えるに対応していただいているということで、宿直のほうに借

りる朝に取りに行き、終わったらその日にもう返さなくちゃいけないということで、申請をするのは金曜日ということになりますか。確認です、すみません。

◎維持管理課長（田中伸行君） 金曜日に限らず、その前までに窓口で申請していただければ大丈夫です。

◎委員（宮川 隆君） すみません、お願いします。

成果報告書191ページ、土木費の一番頭のところの駅前広場・地下連絡道等管理費の部分でお聞きしたいと思います。

特に駅の地下道に関しては、軽微な課題はまだまだあるものの、手すりの改善だとかいろんな部分で適正管理をしていただいております、本当に感謝しているところであります。

今回聞きたいのは、駅西ロータリー南側の以前立ち枯れして伐採した切り株の部分なんです。これなんですけれども、今朝見に行ったら、足元がコンクリートが粉々に砕けているという部分であります。切り株自体がテーブルなのか椅子なのかちょっと半端っちゃ半端ですし、もともと廃物利用といったら語弊があるかもしれないんですけれども、あったものを再利用するという、そういう形で今あるわけなんです、これ自体がちょっと以前、色弱の方に対して配慮した整備をお願いしますと、全体の駅ロータリーに関してお願いした経緯があるんですけれども、足元はやっぱり根っこの凸凹でとても不安定な状態ですし、ベンチとして利用するにしてもバス停のところにもありますし、駅ロータリーの中にもベンチはあります。そういう中で、やっぱり切り株候ですと、なかなか見えにくいし、足元も悪いということもありますので、今後さすがにお金をかけてあずまやを造れとまでは言いませんけれども、もう少し利用するなら利用する、利用できないなら見栄えもありますから華美なことは望みませんが、もう少し分かりやすい管理の仕方というのをしていただけるととてもありがたいんですけれども、その辺に関してのお考えがあればお聞きしたいと思います。

◎維持管理課長（田中伸行君） その木なんですけれども、本当であれば根っこごと撤去してしまうというのが一番よくて、あそこをフラットにしようというんですけど、根っこが丈夫らしくある程度腐らせないと取れないということをお聞きしまして、なのであの状態にしていたところがあります。ただ、それを安全面でいくとどうかというところはあるんですけれども、ただちょうどいいベンチみたいにもなっていたこともありまして、本当に座っている方も見えるということで、我々もあれでもいいのかという、ちょっと思っていたところもあります。ただ、段差だったりというところの部分に

関しては、そこはやはり解消すべきだというふうに今お話も聞きまして思いましたので、その辺は対応のほうをしていきたいと思います。今後につきましても、あのままでいいのかだとか、じゃあやっぱり取っ払ってフラットにしたらいいのかというところは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

◎委員（宮川 隆君） お願いします。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書の202ページ、住環境形成のところの空き家のところの話なんですけれども、この空き家バンクの事業がずうっと低迷というか、それほど利用されていない制度だと思うんです。これというのは、例えばこの事業をどういうふうに見ているかということで、不動産業者のほうで要はニーズと需要と供給のバランスが不動産業者、そういう民間のところでもう網羅されていて、あまりこういった市がやっている空き家バンクというのはあまり意味がないというか、利用されない理由というのはどういふふうに当局は考えているんでしょうか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 空き家バンクの登録が増えないということで、今、堀委員が言われたとおり、岩倉においては利便性がいいだとか、あと民間の企業さん、そういった仲介業者が多いということで、情報としてはそちらのほうをまず優先されるというふうにはなっておりますので、そういったところでなかなか拾えないところを市の空き家バンクに登録してくるのかなあというふうに、今まで登録があったところも空き家バンクだけじゃなくて、ほかのところにも登録をしているので、そういったところでやはりなかなかそういった見るところが、探すところもやはり市のホームページじゃなくてそういった民間の不動産の仲介業者のほうのそういったサイトを見る傾向にあるのかなあというふうには思っておりますので、なかなかそういったところで市の空き家バンクへの登録というのが進んでいかないのかというふうには考えております。

◎委員（堀 巖君） そういう状況の中で、この空き家バンク事業、これは要綱で事業がつくられていると思うんですけれども、こういったところを見直して増やしていく意向はあるのか、廃止していくのかというような検討をすべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） この間、やはり件数としても登録も少なかったということもありまして、少し岩倉市として空き家バンクというものをこのまま継続する必要があるのかというあたりについてはもう少し検証しまして、継続するのか、廃止するのかというのは今後ちょっと検討のほうをしていきたいと思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款7土木費の質疑を終結します。

お諮りします。

質疑の途中ですが、本日はこれで散会をしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、本日はこれで散会をいたします。

再開は、明日午前10時から再開をいたします。よろしく願いいたします。
お疲れさまでした。

財務常任委員会（令和4年9月16日）

◎委員長（水野忠三君） 皆様、おはようございます。

財務委員会の開会前でございますが、執行機関のほうから連絡事項等があるとのことですので、よろしくお願ひいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 台風14号が接近しております、報道等では9月20日にはもう抜けているような報道もありますが、私どもが契約しているウェザーニュースの情報によりますと、最接近が9月20日の正午ということになっております。台風の動きはなかなか分かりませんが、9月20日火曜日の朝予定をしておりました交通安全街頭指導については、中止の決定をいたしました。関係各所には本日中にお知らせをさせていただきますが、議員の皆さんにつきましても御承知おきいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、定刻より少し早いですが、財務常任委員会を開催したいと思います。改めまして、おはようございます。

それでは、質疑のほうを再開いたしたいと思います。

議案第60号「令和3年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」の途中から質疑を再開いたします。

まず、款8消防費について質疑を許します。

決算書は262ページから272ページまで、成果報告書は211ページから222ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。

成果報告書211ページ、2. 予防業務のところ、住宅用火災警報器の設置状況の把握のために標本数を大きく増やして設置率が大きく増加しているんですが、今までの標本数と今回の標本の違いはどのようになっているのかお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） これまでの標本数については、おおむね例年100件程度でございましたが、昨年は合計1,175件の標本数を得まして、その結果、この設置率の調査結果というふうになったところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、今の211ページの予防業務のところでも、標本数を大きく増やしてより精度の高い設置率ということになるのかとい

うふうに思いますが、いつもお聞かせいただいていますので、全国と県の平均の設置率、そして条例適合率がどうなっているのか教えていただきたいと思えます。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） まず全国の状況ですが、全国では、設置率が84%、条例適合率が67.4%、愛知県におきましては、設置率83.7%、条例適合率については63.2%という結果でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。全国や県の数字よりは若干低いというところだということでもあります。

より精度を高くということで、この1,175件というのは、アンケートということが書かれていますけど、具体的にはどのような形で標本数を集められたのか、職員の努力も含めてちょっと教えていただきたいと思えます。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 1,175件のうち、独居の高齢者の方々にお願いしたのが700件程度、それから各小学校の6年生児童が見える家庭へお願いしたのがおおむね300件程度、あと残りが各種講習会でのアンケートをお願いした結果でございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） はい。ありがとうございます。

◎委員（梶谷規子君） 私は、予防業務の211ページ、同じところで、事業所、学校等への訓練指導が、コロナ禍で大変だと思うんですが、昨年度は2年度よりもかなり回数を増やしてやっていたらいるんですが、この中で、岩倉市内に、以前はグループホームなどもやっていたらいるかとかという質問もしたんですが、介護保険の直接の施設以外に介護つきの高齢者住宅、住宅型有料老人ホームなど、市内にもかなり増えてきています。また、障害を持っている人たちの就労支援のA型事業所、B型事業所や児童デイサービスなども、小規模の様々な施設が増えてきているんですが、そういったところにもこういった指導をしていただきたいと思っていますが、どのような状況かお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 特に、いわゆる委員言われる福祉施設におきましては、このコロナ禍において、やはり予防査察を毎年全施設にお願いをする中で実施をしておるんですが、コロナ禍になってから、やはり各事業所の、その事業所の方針によっては、家族との面会もなかなか困難な施設もございまして、そういった施設を除いては、全てその査察時に訓練の状況等々も確認をしながら必要な指導をさせていただいておるという状況でございまして、一部その事業所の方針によって査察自体が困難な事業所については、当本部で作成した、防火対策自主チェックリストというのをつくら

せていただいたんですけれども、そのチェックリストによって自主的に点検をしていただいて、その結果を報告していただくという形を取りまして、全ての施設で確認をさせていただいておるとい形になっております。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの火災警報器の設置率のところなんですけれども、前年度は無作為抽出、今回はちょっと標本としては偏りがあるんじゃないかというふうに思います。統計的に言うと、設置率の適正な把握という、統計同士を比べるので、全国、そして愛知県の数値を述べられましたけれども、そこも同じような偏りのある標本でもって率を出しているのでしょうか。無作為抽出が本来は正しいやり方だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） まず、昨年初めて直接訪問をさせていただいて、国の示す基準に基づいて100件を訪問させていただいて調査をさせていただいたというところなんです、その調査の結果を踏まえると、昨年は直接訪問によって設置率が低下になったのかどうかというところを改めて検証するために、またアンケート調査に戻したらどうかというところを考慮して、ただその中では、アンケート調査はやはり直接訪問をするよりも標本数を増やしやすいためです、なるべく標本数を多く得た中で、では直接訪問との関係性ではどうだろうというところで今も協議しておるところなんですけれども、近隣の消防にも聞いてみますと、やはり直接訪問をしたという年はどうしても設置率が下がる。これがどういうことが影響しているところがいまだに、これが影響しているという明らかな原因が分からないまま、ちょっと近隣消防本部と情報交換しながらやっているんですけれども、その辺のところは今後も研究していく必要があるかなというふうには認識はしております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと答えになっていないと思います。国や県もそういった標本の取り方、直接訪問とかそういうことではなくて、統計的に標本をどういうふうに見ているかというところなんです。無作為抽出なのか、そういった個別の、そういう偏った標本なのかという、そこをちょっと教えてください。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 国が推奨するのは、直接訪問をして、その結果を得なさいよということになっていまして、じゃあその数はどうかといいますと、管轄市内の世帯数によってその標本数を幾つにしなければという基準が示されているんですけれども、それからすれば、うちは96件以上調査しなければというのが標準というふうには示されておりました、昨年初めてそれに基づいて結果を得たんです、じゃあその結果はどうなんだろうという

ところを改めて検証するために、またちょっと標本数を増やした中でアンケート調査をさせていただいて、現在も協議・検討しているというところでございます。

◎委員（木村冬樹君）　ちょっと付け加えて言いますと、やはり独り暮らし高齢者の家庭を調査するというのは非常に重要なことだというふうに思います。昨年の火災を思い浮かべてみても、亡くなられた方がおったわけですが、火災警報器がついていなかったということで、こういうことがないようにということでこの前の議会でも言ってきたわけで、そういったところで、700件程度の独り暮らしの高齢者のお宅を調査したということは大変大事なことだというふうに私は思います。そういうことだけ言っておきます。

それから、212ページ、いつも聞いていますけど、AEDを公共施設、あるいはコンビニエンスストアに設置しておりますが、この活用事例というのは、令和3年度はどうだったのでしょうか。

◎消防署消防署長（伊藤 徹君）　活用事例にありましては、ございません。

◎委員（木村冬樹君）　その後の救急業務の関係で、コロナの対策としていろいろ苦勞をされているということですし、だというふうに思います。最近の第7波の状況を見ますと、やはり受入れの医療機関が非常に探すのが困難だという事例が、恐らく都市部だというふうに思いますけど、首都圏中心にあるのかなというふうに思いますけど、この地域の医療機関の受入れの状況というのは何か特徴的なものはあるのでしょうか。

◎消防署消防署長（伊藤 徹君）　救急搬送において、医療機関への受入れ照会が4回以上、かつ搬送先決定の現場滞在時間が30分以上となる事案を搬送困難事案と捉えています。令和3年中には搬送困難事案はありませんでしたが、令和4年に入り、5件の搬送困難事案がありました。このうち1件はコロナ濃厚接触者患者で、搬送先が決まらないため、愛知県調整本部に調整を依頼し、搬送先まで1時間30分を要した事案はあります。

また、現在、搬送件数の多い医療機関の受入れ可否の状況は毎日リアルタイムで情報連絡が、病院手配の参考として速やかに搬送決定ができるよう備えております。

◎委員（木村冬樹君）　分かりました。今年度の分も教えていただいてありがとうございます。困難なケースもあるけど、医療機関の受入態勢がどうなっているのかというのが瞬時に分かるような、そういうシステムも構築されているということで、大事なことだというふうに思います。

次に、215ページの消防庁舎の施設管理費の中で、いろいろ修繕がされています。どこの公共施設も老朽化してきている中で、修繕料が非常に膨れ上

がっているところもある中で、消防署でいえば、漏水の修繕が大きな額ということでありました。あと窓を交換したりとか、そういうのが証書類の中でも見受けられました。全体としてこの消防庁舎の修繕というか、老朽化の状況というのはどんなような感じなのか。特に漏水の関係がどういった状況だったのかという点について少し教えていただきたいというふうに思います。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 消防署の老朽化の状況ですが、平成9年に建った建物ですので、細かいところでは、今言った一度も交換していない鍵の開閉だとか、そういったところの老朽化が目立つようになってきております。

また、漏水に関しましても、やはり壁の一部のひび割れの部分から建物の中に雨水が浸入するような漏水が目立つようになってきておまして、特にひどい状況なのが消防署の事務室と書庫、北の壁面になるんですが、そこでしたので、そこの修繕を実施いたしました。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。書庫だとか事務室、重要な書類もあると思いますので、水を嫌うということで、注意していただきたいというふうに思います。

もう一点、219ページの非常備消防費のことでお聞かせください。

消防のこの証書類審査、非常に写真が多くて分かりやすい形になっております。今回のこの分団車庫の修繕はちょっと分かりにくいなというふうに思いましたけど、白くなっているものですから、そこの部分を交換したんだなというふうなことが分かるわけです。

それで、ここでお聞きしたいのは、学生消防団員認証制度が導入されたということで、この運用状況がどういうふうになっているのかなというところを少し、令和3年度どんなような、学生消防団員が何人ぐらいいて、この認証制度を活用した事例があるのかどうか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎消防本部総務課統括主査（木村裕樹君） 学生消防団員なんですが、令和3年度は9名の学生消防団員がいました。ですけれども、学生消防団活動の認証制度の活用実績のほうは現在のところありませんでした。ですけれども、こちらの制度を積極的に活用していただけるよう、消防団の総会や定例会等において、各分団長を通じ、対象の学生団員には制度の活用を働きかけております。

◎委員（木村冬樹君） 学生の消防団員さん、お見えになりますし、ただ難しいなと思うのは、これは意見ですけど、大体大学の1、2年生ぐらいのときは活動できたりするんだけど、だんだん就職が近づいてくると活動でき

なくなって、退団される方がお見えになるんですね。それで、結局その活用がやっぱり就職に有利だということがあるものだから、その辺をもうちょっとPRしながら、どうやってうまく運用するのかというところは研究していただきたいというふうに思います。

私からは最後ですけど、220ページ、消防施設費についてもお聞かせいただきたいと思います。

この間、防火水槽の簡易耐震化を実施していただいた中で不具合が生じて、少しストップしているという状況です。現時点で、変わっていないかもしれませんが、対応はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 防火水槽の簡易耐震化修繕につきましては、令和2年度までに施工した6基のうち、何度も報告しておりますが、4基に不具合が見られ、発覚以降、施工業者によるシート自体の漏水調査や施工方法の調査など、一つ一つ慎重に調査し、検証を行っております。

現在の状況としては変わりございませんが、この雨季と台風の時期、水の増える時期、期間で検証を続け、その4基の不具合のうちの1基を活用して改善に向けた修繕工事を行っております。この効果を現在調査している段階でありますけど、引き続き台風などの時期で、雨量が増える期間で検証を続けて、この工法による改善効果が確認できた場合は、ほかの不具合のある防火水槽の再施工を行っていくこととなっております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

◎委員（宮川 隆君） 成果報告書221ページのアイソレーターの導入に関してお聞きしたいというふうに思います。

これは予算の段階で御説明を受けているかもしれませんが、説明をこちらは受けているかもしれませんが、このアイソレーターというのは、高規格救急車のほうに常備されているものなのか、それとも消防署のほうで管理しているものなのか、管理というか、置かれているものなんでしょうか、どちらでしょうか。

◎消防署消防署長（伊藤 徹君） アイソレーターにありましては、消防署、もちろん救急車内に常時置いてあるものであります。

また、コロナ感染等、ウイルスの感染が分かる事案に関しましては、こちらのアイソレーターを活用し、事案対応をしております。

◎委員（宮川 隆君） 市内の救急車は何台かあると思いますけれども、それに、各車両に積まれているということでしょうか。

◎消防署消防署長（伊藤 徹君） 現在4台あるうちの1台の車両に積載を

しております。

◎委員（宮川 隆君） 岩倉の場合ですと、同時出動というのは結構頻繁にあるというふうに思います。先ほどの質問者のお答えにもありましたように、昨年度は搬送困難事案というのとはなかったそうですけれども、今年度は発生しているという状況であります。ということは、コロナに限らず感染症の疑いがあるときにそれを利用しているというふうには分かるわけなんですけれども、搬送までの、もしくは搬送先が決まるまでの救急車の空間の中に患者を置いておく時間が当然増えてきているというふうに思うんですが、それは患者のためでもありますけれども、それに加えて消防署員の身の安全を確保するという意味合いでいえば、やはり1台で運用することがもし困難であれば、積極的に今後は増やして、同時出動のときでも対応できるような体制を取っておく必要性があると思うんですけれども、その辺の考え方、計画というのはお持ちなんですか。

◎消防署消防署長（伊藤 徹君） 現在のコロナの感染状況も鑑みて、アイソレーター等、また他市の状況も確認しつつ、必要か否かをまた研究し、進めてはいきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書220ページの消防施設整備費なんですけれども、ちょっと確認、心配なんですけれども、鈴井町の筒先8本、ほかにも筒先はありますが、一時盗難がはやったということがありますが、岩倉市についてはそれではないという確認でよろしいでしょうか。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 岩倉市では盗難ということは聞いておりませんので、それではないと認識しております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款8消防費の質疑を終結します。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までについて質疑を許します。

決算書は272ページから296ページまで、成果報告書は223ページから255ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　じゃあ、時間がもったいありませんので、私から。

最初に、成果報告書224ページの事務局費の中の3の土曜学習等についてお聞かせください。

令和3年度については、テスト期間、中間中にトワイライト学習を実施したということで、いろいろ工夫しながら学習の機会を設けていただいているというふうに思います。しかし、参加の点でやはり両中学の数がかなり違うということは以前から指摘してきて、なかなか岩中は申込制を行っているということで、こういう形になっているという説明があったわけですが、学校の特色などもあろうかというふうに思います。そういった中で、この岩中の人数についてはこのぐらいでしか難しいのか、開催回数を増やしても同じようなものなのか、そういった点についてちょっと状況を教えていただきたいというふうに思います。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君）　今お話しいただいたとおり、現状では、岩倉中学校のほうは事前予約制、南部中学校のほうは自由参加で実施しているということがございます。また、塾に行く生徒や、あと指導者の数等、学校により事情が異なっていることが利用人数の違いに表れていると思います。これまで岩倉中学校が少ない状況でしたが、今年度、7月までですが、土曜学習については、南部中学校が1回17人に対して、既に岩倉中学校のほうは6回で42人の利用ということもありました。引き続き学校ごとに生徒が利用しやすい方法や生徒への周知方法について考えていきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君）　分かりました。今年度、岩中もいろいろやり方を工夫しながら、参加者が増えているという状況です。様子を見ていきたいというふうに思います。学校間の特色なんかもあろうかと思しますので、その辺も考慮しながら考えなきゃいけない問題だというふうには捉えています。

次に、227ページの教育振興基本計画中間見直し事業というところで、国の教育制度の変更の中で、各自治体の中に総合教育会議というのが設置されて、いわゆる教育委員会と市長部局の間で協議、調整が進められているというところだというふうに思います。この岩倉市の場合、その総合教育会議というのがどのぐらいの頻度で開かれていて、一番心配するのは、やっぱり教育というのは独立した機関で、あらゆるものの介入を許さず、信念に基づいて子どもたちを育てていくということが非常に大事だというふうに思うわけですが、岩倉市の総合教育会議の状況はどんなような感じになっているんでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君）　総合教育会議につきましては、年2回開

催しておりまして、令和3年度でいいますと、第2期の教育大綱案だとか教育振興基本計画中間見直しをしていますので、そちらの案について、市長と教育委員会の委員が教育振興基本計画に掲げたいろんな様々な教育施策全般の事業について自由に協議する場ということで、自由に協議しました。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

一番心配されるのは、先ほど言った、教育は独立した機関なものだから、やっぱりそこで考えられたやり方というのはすごく尊重されなきゃいけないというところで、そこに対して市長部局からいろいろ言って変えていくというのは、やっぱり少し違う問題じゃないかなというふうに思いますので、そういうふうにはなっていないということで、具体的な計画や大綱についての自由な議論がされたということで確認しておきます。

それで、228ページの適応指導推進事業についてもお聞かせください。ちょっと申し訳ないです。私、本会議の質疑を途中で欠席になりましたので、もしかしたら議論されているかもしれないので、重複したら申し訳ありません。

不登校の児童・生徒が増加しているということはこの間議論をされているところで、これは全国的な状況でもあるという説明がこの間されてきたというふうに思います。また、一人一人の児童がどうして不登校になっているのかというところの理由の把握なんかも努められているという答弁があったというふうに思いますが、このように令和3年度増加している中で、そういった理由の把握などはしっかりできているのかどうか、ちょっと実態を教えてくださいたいというふうに思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 不登校の児童・生徒の一人一人の状況については、教育委員会のほうでは児童生徒理解・教育支援シートというのが作成されていて、学校のほうから毎月児童・生徒の状況については報告をしてもらい、情報の共有には努めております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。いろいろな原因があろうかというふうに思います。コロナの関係なんかもありますし、なかなか不登校児童・生徒が減少していくというのが見通せないような状況があるのかなというところを思っていますけど、例えば今年度も同じような状況で増加しているのか、こういったところは、少し分かりましたら教えてくださいたいと思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 今年度、年度の初めの状況としましては、小学校については、昨年度よりかなり減ってきている状況がございます。

中学校については、特に変わらないような状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ちょっとこの問題はいろいろ経年的

に見ていかなきゃいけないものですから、また議論させてください。

次に、229ページの教育指導費の中の3. 平和教育事業についてお聞かせください。

これは多分計画されているし、もう令和4年度に実施しましたみたいなことになってくるのかと思いますけど、被爆体験を聞く会だとか戦争体験を聞く会で、令和2年度に中止した南小学校への対応がどうなっているのかということのを少し教えていただきたいというふうに思います。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 小・中学校において、毎年、現場のパネルの展示だとか、今御紹介がありました被爆体験談、戦争体験談を聞く会を通じて平和の尊さを学んでおります。

令和2年度につきましては、南小では体験談を実施していないということになりますけれども、6年生の有志が戦争や平和について学び、プレゼンの資料としてまとめたものを使って全校集会や学校行事の南っ子集会で発表したり、学校長からも戦争や平和について話をしたりして、児童・生徒に平和の尊さについて学び考えるという機会をつくっております。

◎委員（木村冬樹君） 以前の一般質問でもお聞きしましたけど、派遣事業がなかなかやれなくてというところで、それぞれの学校で工夫して平和の尊さを学ぶという機会を設けていただいているということはよく分かりました。今年度実施できたことが本当にうれしく思いますし、8月15日の追悼式でも元気よく発表されて、非常にすばらしかったなあというふうに思います。やっぱりこういう機会がないといかんなあというふうにつくづく感じました。

次に、ちょっと飛びますが、231ページの関係と、要はタブレットの関係でちょっとお聞かせいただきたいと思います。

249だとか、研究事業なんかも含めてのところになりますけど、タブレットの活用方法の課題だとか改善点だとか、岩倉市においては持ち帰りの際のマニュアルを更新したということではありますが、こういった現時点でのタブレットの活用の状況だとか課題をどのように捉えているのか、この辺を少し教えていただきたいと思います。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） タブレットにつきましては、現状、長期の休みだとか学級閉鎖等があったときには、積極的に持ち帰るように学校からも勧めているところでございます。

コンピューター教育研究会等も、タブレットの活用の授業というところも進んできておりますので、その中で、こういったふうに活用したらいいのかだとか、そういった最善方法、それからタブレットの持ち帰りに対してのいろんな課題も、例えばWi-Fiの問題、それから家庭での故障、破損した

場合の補償等、それから休校時の家庭での活用について、その他セキュリティー、そういったことの課題もコンピューター教育研究会のほうで各学校から上げて、できるだけ全校統一的な対応ができるように、そういった研究会でも課題の共有を図ってきているところでございます。

今お話がありましたように、マニュアル等も、タブレットのマニュアルの更新等も令和3年度中には実施しております、特にその中では、1人1台の端末の持ち帰りについて、利用上の注意事項に加えて、これまで別で記載していた持ち帰り申請の手続の方法だとか活用ルールを一つにまとめたマニュアルとして周知をしているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） すみません、ありがとうございました。またちょっとこの詳しい点はいろいろお聞きしていきたいなど、これからも思っています。

その関係で、249ページ、小学校費も、中学校費もありますけど、ICT支援員、情報通信技術の支援員について少しお聞かせいただきたいと思えます。

こういった方は、どのような資格があるだとか、こういったところはどなっているのかだとか、あと処遇がどなっているのか、少し教えていただきたいというふうに思えます。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） ICT支援員につきましては、市での直接的な雇用ではありませんけれども、学習環境機器の整備をしたときにドリル教材であるeライブラリアドバンスというソフトを導入したんですけれども、そちらのソフトのサポートも含めて、学校ICTに係る支援という形で派遣をしていただいているところが現状でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ということは、民間の業者の方が入ってきていただいているということと、その方に対して特に処遇があるわけではないと、市としてね。そういうことで、その事業者のほうで雇用している人だということでもあります。またこの点についてもいろいろ議論していきたいと思えます。

すみません、もう少しあったな、242ページにちょっと戻ります。申し訳ありません。小学校の施設管理費、中学校も同様だというふうに思いますが、教室のいわゆる空調機の使用についてです。

保護者の方からいろいろ意見が議員の下にも届くわけですけど、教室を空けるときに、空けるといのは、例えば体育の授業があるだとか、いろんなほかの授業で特別教室に行く場合だとかそういった場合に、エアコンを一旦切ったりしているという状況があったそうです。そうしますと、戻ってきた

らもの物すごく暑くなっていて、例えば体育の後なんかだと大変な、汗だくになって授業を受けているというような状況があったというふうにちょっと保護者の方からも意見がありました。その後この辺の取扱いがどうなっているのかなというところですけど、エアコンの使用についてどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

◎**学校教育課主幹（酒井 寿君）** 空調機の使用につきましては、設置当時、小・中学校運用指針というのを設けておりました、その中で、基本的には各教室は28度に保ってもらおうというようなところで努めてもらうということになります。あと、また各教室とかそのフロアによっても環境が異なることもありますので、カーテンの活用とか、一時的には25度まで変更もできるというような指針にはなっております。ただ、お話のとおり、短時間の間に電源を切ることがかえって不効率等になる場合もありますので、引き続きその適切かつ有効な活用をしてもらうよう、改めて、今のお話も含めて、周知させていただきたいなというように思います。

◎**委員（梶谷規子君）** 決算書277ページでの報償費、土曜学習等指導員謝礼についてお聞かせいただきたいと思います。

先ほど土曜学習の内容についてのことでお聞きしたところですが、その土曜学習の指導員の方が、証書類で見ると毎月かな、4人から7人の方が本当に定額の2,500円でということに来ていただいているみたいなんです、その指導員の方はどのように募集というか、確保をされて来ているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎**学校教育課長（近藤玲子君）** 土曜学習の指導員の方については、学校での非常勤講師をしていらっしゃる方であったり、教育サポーターをしている方、また学校のほうでこれまでいろんなところで支援をしていただいた方、こういった方に声をかけながら指導をする方を見つけていると、このような状況でございます。

◎**委員（梶谷規子君）** ありがとうございます。

かなり年配の方から若い方からいろんな方が関わっていただいているんだなというところを思ったので、そういった方が関わってくださっているということ。

次、228ページの適応指導推進事業についてお聞かせください。

先ほど不登校の問題も議論されたところですが、昨年度は、コロナで全く3か月休みだった後、みんなが休みだもんだから、かえって6月の3か月ぶりの登校のときに今まで不登校だった子どもさんも一緒に来られたみたいなんで、2年度は減ったような状況も聞いたんですが、やはりずうっとああい

う、全ての子どもたちが休みということとはしない状況になった中で、また3年度は増えてきているのかなあというふうで思ってきたんですが、そういった中で、メンタルフレンド事業というのを岩倉市でやっていただいている、3人登録があって、お一人の方が非常に何回も継続して訪問を受け入れて、一緒に、そのメンタルフレンドの指導員なのかな、その若い方とコミュニケーションが取れてきているのかなというふうにも思うんですが、登録が3人しかなくてということでは、やはりそういう周知はどのようにされてきているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） メンタルフレンドの登録については、広く募集をしてはおりません。各学校でこれまで教育サポーターとして関わった方など、学校で関わられた方から声かけをして、登録をしていただいているという状況でございます。

◎委員（堀 巖君） すみません、今のメンタルフレンドでもう少しお聞かせください。

ここの表記、記載は訪問活動に取り組みましたで終わっているんですけど、その後どういうふうに変更されたとか、そういうのがありましたら教えてほしいのと、あとの2人の方というのはどういう障害があってそこまでに至らなかったというところをちょっと教えてください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） まず利用されていたお一人の方については、今現在は少しずつ登校できるようになったという状況でございます。

あと、登録されたうちのあとお二人の方の利用がないという御質問でございますが、このメンタルフレンドは、そういったものを利用したいということの、まず希望があった場合ということで、今不登校でいらっしゃるお子様、御家庭に関わる中で、そういったメンタルフレンドを利用するとよいのではないかとということも、先生方が話をする中で御紹介をするといったものになっているので、3人いるので3人全部利用ということにならないという状況になっています。

◎委員（堀 巖君） 同じページのところなので、ちょっと引き続きお願いします。

新型コロナウイルス感染症の長期化の影響が懸念されますというふうに書いてあります。これは、実はずっと私も、令和2年12月の一般質問で、コロナの影響があるんじゃないとか、不登校についてね。令和3年9月のところの答弁、これは私の質問ではありませんけれども、答弁でも、部長からは、コロナのウイルスは特にないという答弁がずっと繰り返されてきた中で、今回、懸念されますという非常に微妙な書き方がしてあります。これはどんな

根拠をもってそういうふう感じられたんでしょうか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） コロナの状況がもう本当に何年も続いていく状況であること、そういったことも踏まえて、今、不登校というのは減ることがなく、どんどん増えていっています。ただ、コロナが原因というわけではなく、様々ないろんな要因がある中で不登校に至る状況にはなっていて、これだけコロナが長引く中で全く影響がないというものではないというふうに捉えたものですから、懸念されるという表現にしております。

◎委員（井上真砂美君） 決算書277ページ、成果報告書224ページの学校法務アドバイザー事業について質問させてください。

学校法務アドバイザー事業は2回に分けて支払われていて、19万2,500円掛ける2ということで、法律事務所の方が行っておられます。今、学校は社会の鏡というか、多様性尊重で違う考えを大切にしようといいながら、やっぱり心配されるのが、弱いものがとかのいじめにつながらないかというようなことが心配だと思っております。

また、8月の市教研の研究会のほうでは、保護者対応トラブルのステージが上がったと、法的知識を基盤とした誠実な対応をと、題された講演会、大阪大学の名誉教授が先生方にお話されておりました。今年度というか、令和3年度を見ると、相談件数、かなり少なかったわけですがけれども、先生方にそういう講演会をされているということは、きっと法的な知識をもっと持っていた方がいいんじゃないかということもあるかと思うんですけども、まず相談件数が少なかった理由を教えてくださいと思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 相談件数が少なかった理由については、これまではお一人の方が複数回御相談されることが多かったということで、令和3年度については複数回の御相談が少ない状況であったというのが件数の減少となっています。

◎委員（井上真砂美君） 少ないということでもいいというふうに考えるのか、私はちょっと、市教研の場で法的知識をというような、もっと持ってほしいというようなことで講演いただいたことで、法務アドバイザー事業ももっと、この決算書にあるように38万5,000円よりもっと増やしてもいいか、それでも申込みがなければ、相談件数がないと言っているのはもったいないと思うので、この法務アドバイザーの方々が校内を例えば見回っていただいているとか、やっぱり現場を見ないとちょっと分からないような面もあるので、見回っていただいたり、現場に出向く回数はあるのか、その辺を教えてください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） まず学校法務アドバイザーへのお支払いに

については、年間の契約ということで、回数に応じたものではなく、年間の契約のお金を前期と後期に分けてお支払いをしているものでございます。あと、法務アドバイザーの見回りなどについてはございません。

この学校法務アドバイザーというものの目的といたしましては、やはり保護者トラブル等、法的な御相談をしたい場合に、いつでも、契約をしていることで御相談ができる体制をつくっている、そのことが目的となっていますので、各学校においては、毎年4月の校長会で学校法務アドバイザーのことを周知して、いつでも何かあれば心強く法的な相談ができ、根拠を持って保護者に対応できると、そのような環境をつくっているということでこの事業を御理解いただきたいと思います。

◎委員（井上真砂美君） 今の関連で、今のことで、件数が少ないということと、今回の講演会を聞かせていただいて、8月の講演会を先生方と一緒に聞かせていただいて、いじめやら大きな問題には初期があると、一番最初のことを、一番最初の状況をちゃんと、きちんとつかんで、そこを適正に対処することが大切だということはかなり言われました。大きくなってから相談だとやっぱり事が大きくなってしまっているのが難しい面もあると思うので、活用というんですか、講話もいろんな関係で令和3年はなかったと思いますので、もしこれからもっと増やそうという予定があったら教えていただきたいと思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 学校と保護者のトラブルなど、様々なトラブルについては、初期段階で御相談することも大事かと思えます。今現在、学校現場において対応できるものについては学校でしっかり対応させていただいて、それ以上に、学校の先生方が皆さんで話し合いながら、またこれまでの経験から対応をして、し切れてもこれは難しいと、法的な判断が必要となった場合に御相談をしているという状況なので、全てを、何かトラブルがあればすぐ相談をするというものではなく、今本当に初期段階で学校が、見方を変えれば、トラブルが大きくならないように対応ができているとも言えます。もしそれが大きくなりそうだという段階においては、気軽にということ言葉が少し適切ではないかと思うんですが、いつでも相談ができる、それを心強く思って、知って、学校にはこういった制度を知っていただいていますので、そういうことで件数を増やしていこうというような、そういう考えは持っておりません。

◎委員（堀 巖君） 相談つながりで、成果報告書239ページの子どもと親の相談員設置事業についてお伺いします。

今の法務アドバイザーのほうにつながるということで、この子どもと親の

相談事業もつながっていくというふうに思っているんですけども、その点についてまず確認です。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 子どもと親の相談員の相談については、どちらかというところ、つながるケースも含まれているとは思いますが。どちらかというところ、子どもが気軽に、少し気持ちが重くなったり、不安を感じたり、気軽にいつでも身近なところで相談できるというのがこの事業の目的でございます。

◎委員（堀 巖君） そうですね。気軽に相談できるということで、相談件数が増えていくというのも別に決して悪いことじゃなくて、逆にいいことだというふうに評価しています。ただ、昨年度の表と比べると、大きく数値が変化して、し過ぎだと思えます。これは何か基準、振り分けの基準が変わったとしか思えないんです、統計的に見ると。そこら辺の何か変わった理由をちょっと端的に教えていただけますでしょうか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 基準は特に変わっていません。ただ、学校での子どもの状況だとか、子どもも変われば相談も様々に変わってくるということはある。その相談の実態がこの状況であるということです。

◎委員（堀 巖君） いや、それはちょっと考えにくいです。例えばいじめの相談件数が、中学校でいうと71件から1件、その前の年が103件だったわけで、3桁から1人にしかない。その隣の友人関係というのが逆に2倍以上に増えていたり、やっぱりその友人関係といじめの問題というのの切り分けというところが、何か微妙なところで、先生の中でね、これは友人関係だなというところで変わってきちゃっていると、経年的にデータの比較なんかできなくなっちゃいますよね。そこら辺の、じかに担当している担当課としてはどういうふうに見ていますか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） この相談件数の把握は、データとして推移を見て、そういう推移を見るものでも、確かに数字の変化はございますが、ちょっと繰り返しになりますけれども、今回の基準が変わっていないというところから説明しますと、子どもが主としてこういった相談ですよという中で、捉え方という部分も大きいかなと思います。

◎委員（堀 巖君） ちょっとくどくなると嫌なのであれですけど、捉え方でこういうふうに、いじめの件数って、これってすごく大事なデータの蓄積だと思うんですね。それも経年的に見ていって、小学校から中学校まで岩倉市で過ごす児童・生徒が多いわけですから、その人たちが、実件数でいうとどういった相談が何回繰り返されたかというのは、やっぱりカルテとかシートとか、そういうのでデータが蓄積されていって、事が大きくならないよ

うにしていくというのが目的じゃないですか。だから、そういうことで、あんまり経年的に、単年度で見ていくものじゃなくて、経年的に見ていくべきものだというふうに僕は思っているんです。だから、今言ったように、データの蓄積って例えば、じゃあどういうふうになっているんですか、個々の相談のデータの蓄積というのは。

◎**学校教育課長（近藤玲子君）** こちらのデータの統計の取り方は、各学校から提出されたものを市全体でまとめて、それを年度ごとに把握して持っているというものになっています。

◎**教育子ども未来部長（長谷川 忍君）** まず初めに申し上げておきたいのは、子どもと親の相談員に対する相談件数ですので、やはりいじめとなってくれば、子どもの相談先として、担任の先生であったり部活の先生であったり、様々なところがありますので、これは当然変化することはあり得ると思います。例えば今回、異性の悩み、小学生147人、物すごく多いんです。これはお一人の子が140回以上相談に来ているものですからこういうデータになってしまう。それがどういう相談かということは確認をしております。学校の中で当然共有もしておりますし、子どもと親の相談員も学期ごとぐらいですかね、打合せを持っておりますので、どういった統計にしようとか、そういう差異がないような取組をしております。なので、当然解決しないものもあると思いますので、少し年度ごとに引き続けているものはきちっと引継ぎをしておりますので、差異はやはり、子どもにもよる、解決の度合い、先ほども言いましたように、繰り返す子は何回も相談に来られる、これは延べ件数ですので、そういった統計かと思います。

◎**委員（堀 巖君）** 延べ件数でそういうことが起きることも当然分かります。それにしても、71件が1件になるということはちょっと想像しにくいところと……。

〔「あり得る、卒業したかもしれん」と呼ぶ者あり〕

◎**委員（堀 巖君）** そうだね。個々の相談の、例えばAさんという児童の相談のデータというのはどういうふうに管理されていて、どういう利用の仕方をされているんですかというのを聞いたかったんです。統計というのは。

◎**学校教育課長（近藤玲子君）** 個々の記録については、相談記録がありますので、そちらを相談員さんがファイルにして持っています。

◎**委員長（水野忠三君）** ほかに質疑はございませんか。

◎**委員（大野慎治君）** 成果報告書の231ページ、部活動サポーター派遣事業についてお聞かせください。

顧問による指導困難な部活動に技術指導に優れた部活動サポーターを、外

部の指導員を派遣していただいておりますが、サポーターの方が、岩倉中学校は市内の方が1人、市外の方が2人、南部中学校は市内の方が5人、市外の方が3人という、これは今後、部活動を地域の指導者の方に徐々に移していく方向性であるんですが、そういったときでもやっぱり近隣市町を含めて部活動の指導者というのを考えているのか、そういった方向性はどのようなお考えなのか、あればお聞かせください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 部活動のこういったサポーター、また今後の指導員については、非常に今の大きな課題の一つとなっています。こういった活動をしていただける方については、特に市内、市外で限定するとか、そういった考えは今のところございません。

◎委員（大野慎治君） じゃあ、小学校情報教育推進事業のうち備品修繕費、これは中学校も含めてなんですけど、小学校は1年間でiPadの修繕が12台、中学校3台、全体から比べれば少ないじゃないかといいいながら、ちょっと多額の修繕費をかかっているものもあるんですが、どのような傾向、恐らく落下なんですけど、学年によって小学校は差があるのか、そういった傾向等が分かれば教えてください。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） タブレットにつきましては、小・中学校児童・生徒のタブレットについては、令和2年度の2月に一斉導入ということになっております。

修繕の状況としましては、令和3年度では小学校で11件、これは子どもだけのタブレットになりますけれども、小学校で11件です。中学校はゼロ件ということです。全児童・生徒数からすると大体約0.3%ぐらいのパーセンテージになります。今、傾向というお話がありましたが、小学校の11件のうちの内訳として、1年生4件、3年生2件とか5年生1件とか、低学年が6件、高学年が5件ということで、特に学年に偏りがあるとかそういったことはございません。

◎委員（大野慎治君） ちょっと今、横ですけど、備品ですのでね、学校の、修繕料が税金から出ているということだけはちょっと、保護者の方に大切に扱っていただきたいというお知らせはしたほうがいいのかなあと、多額の修繕費がかかりますので、よろしくお願いします。

最後に、すみません、ちょっと補正予算で若干触れたんですが、小・中学校の植木剪定等委託料についてちょっとお聞かせください。

学校等の植木、草もそうなんですけど、特にこの間、補正予算のときはちょっと担当課がいらっしゃらなかったんで申し訳なかったんですけど、曾野小学校の歩道側に草や木が、木と思われるのが多く出ているんですね。歩道

にかなり出ています。そういった形の管理や確認、今回、公園は市道に出ている木を剪定するんですけど、小・中学校、中学校は少ないと思いますけど、小学校等々でそういった状況を随時確認しているのかどうかお聞かせください。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 今、植木の状況ということで、小・中学校の施設管理という面で、もちろん毎日常駐してみえる学校の先生方も、そういった植木による支障等が出てれば教育委員会のほうにも連絡が入りますし、こちら現場へ行った際にはそういったことも随時確認はしている中で、今おっしゃりたいのは多分曾野小の四季の森のお話かなというところかと思います。例えば電線に少しかかっているだとか、道路にはみ出しているという状況はこちらも把握はしておりますので、そういったところの予算の要求等も引き続きしていきたいなというふうに思っております。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉は、子どもと親の相談員の方が常時いらっしゃるということで、本当に敷居が低く、初期の段階で相談ができるというところでの大事な存在で、いい事業だなというのは他市に行かれた人や教員の方からも聞いているところで、引き続きの事業をよろしくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） 何ページですか、ページ数。

◎委員（梶谷規子君） もう一件、248ページの、先ほどの続きで感想だけ、ごめんなさい、今のは。相談員のところ。

聞きたいのは、248ページの水泳指導支援事業ですが、昨年度は、東小に続いて北小もやれるところを、北小もプールがなくなったところが水泳中止になったので、コロナの中で。今年度、五条川小学校のプールも使用できなくなったということで、昨年度、2校を増やすところを中止で、今年になって東、北、五条川と一気に3校がやることになったんですが、民間でのプール授業なんですけど、やはり昨年度は中止をしましたということになっているんですが、6、7月までの夏の間にはやはり一回は経験したかったという子どもさんや保護者の話をお聞きします。やはり温水プールなので、10月末までに全ての子どもたちが全部終了できるようにというような状況かと思うんですが、やはり水が怖くないように水に慣れるためにという意味でも夏休み前には一回は経験したいというような声の中で、スケジュール的にどのようなようにされているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 水泳指導の支援事業につきましては、今年度から、五条川を含めて小学校3校が2学級単位で水泳授業をしていくということで、そうなってくると、やはり民間業者も1つというところで、その空き状況等も含めると、やっぱり6月から10月末までは、最低限この期間

だけは必要という状況の中で、今年度、スケジュールを確認しながら、日程調整をしながら進めてきております。

今御意見のありました6月から7月までに一回はやっぱり水泳授業をしておいたほうが良いということもありますが、特に指導業者のほうともお話しをしていく中では、できたら連続して水泳指導を受けたほうが、授業がこうやって途切れてしまうよりも泳力という面でいえば向上するのではないかなというように、今年度、優先的に日程調整をしてきております。ただ、今御意見のありましたとおり、確かに夏場に向けて一度は水に慣れておくことも必要ということもありますので、その辺はちょっと来年度以降の日程調整の参考にさせていただきたいなと思います。

◎委員（梶谷規子君） やはり民間1業者で全てをとというのは、これまでも同じような、子どもさんの数が増えても民間1業者でというお考えなのでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 今現状でいえば、送迎バスもあって、この事業の期間を一定の中で収めるという中では、現状では1業者しかありません。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（鬼頭博和君） 私も適応指導推進事業のところで、先ほどちょっと質疑がありましたけれども、関連でお願いいたします。

不登校児童がちょっと増えているということで、なかなか歯止めが今かかっていない状況もあると思います。また、中学生では100名以上の方が不登校の状況だということで、いろいろ担任の先生もかなり負担もかかってくるんじゃないかなというふうに思っております。こういった対策について、何か具体的なものが今考えられているのかお聞かせください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 不登校対策ということで、まず心の面のサポートとしては、相談する場がしっかりあることが大事かなあと思っています。今年度については、適応指導教室の相談員のほうの相談日程を、これまで毎年4月当初だけだったんですが、学期ごとに周知するというようにいたしました。また、スクールカウンセラーが学校にいますが、予約が取りにくい場合や、夏休みはいけませんので、適応指導教室のカウンセラーのほうで相談を受けるようにするなど、相談機会をしっかりと周知して、相談していただけるようにということに取り組んでおります。

また、学習面のサポートという面において、不登校の要因の一つとして学習のつまずきもあるというふうに言われています。令和4年度について、新

たに岩倉中学校で通級指導教室を設置いたしました。こちらでは、学習障害によって学習面や生活面で困難のある生徒の方に対して、改善や克服に向けた指導をしております。

◎副委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

相談体制、非常に大事だと思いますので、しっかりまた取り組んでいただきたいなあと思います。また、学習のつまずき等についても対策が取られているということで、今後もしっかりやっていただきたいなあと思います。

全国的にこういった不登校が増えているんですけれども、減少している自治体もありますので、そういった先進事例もちょっと研究していただいて、対策に取り組んでいただきたいなというふうに思います。これは意見です。お願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を終結します。

お諮りします。

ここで休憩を入れたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） それでは、11時25分まで休憩したいと思います。11時25分から再開いたします。

それでは休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） それでは、財務常任委員会を再開いたします。

続きまして、議案第60号の質疑を再開いたします。

款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を許します。

決算書は296ページから320ページまで、成果報告書は256ページから283ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書270ページ、生涯学習講座について伺いたします。

271ページ、272ページにかけまして開催された講座の実績を細かく載せていただいておりますけれども、前期後期合わせまして100近い講座を開催していただいています。ほとんどですけど、9割以上が定員以上のお申込みを

いただいています、中には5倍以上も、倍率が5倍ぐらいある人気の講座もあるようです。感染症対策のため、定員を通常の半分にしたというふうには記載されているんですけども、こういった市民の本当に高いニーズ、皆様の高いニーズにお応えするために、内容的に体験型は難しいとは思うんですけども、オンラインでの開催が可能な講座というのはあると思います。そういうものに関しましては、積極的にオンラインも同時に開催をと考えるわけですけども、昨年度、令和3年度はそういったオンラインでの開催が、実績があったのかということと、また今後、環境整備も含めまして、そういったオンラインでの開催を積極的に開催していくお考えがあるか、このような申込み状況を踏まえてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 令和3年度の生涯学習講座につきましては、前期講座は定員を減らすなど感染対策を講じながら、前期・後期とも開催することができました。従来から生涯学習講座については抽せんになる講座も多く、市民の需要は高いと考えております。コロナ禍も3年目に入りまして、感染防止対策を取りながらではありますが、以前の形式に戻しつつあるところです。

コロナ禍をきっかけといたしまして、令和3年度はそういったオンラインの講座はすることはできなかつたんですけども、指定管理者と活用について協議いたしまして、令和4年度にオンラインの講座を導入いたしました。令和4年度の前期講座においては、無料で座学のものではありますが、オンライン講座を1講座、既に開催したところがございます。生涯学習講座のジャンルや受講者の年齢層によってはリモートでの実施に向き不向きがあるかと思いますが、様々な環境で受講できるように、今後も指定管理者と協議を続けて、オンラインの開催に努めていきたいと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

少しでも選択肢を増やすということで、市民のこういったニーズにお応えしていただきたいなあというふうに思いますので、よろしく願います。これは意見です。

◎委員（木村冬樹君） 260ページからの図書館費について、ちょっと数点質疑させていただきます。

まず1つは、決算書の302ページ、303ページのところの事務管理費の中の節12の委託料のところについてお聞かせください。

人形劇上演委託料ということで3万6,244円が支出されています。この人形劇については中止となったわけですけど、この費用についてはどういうものの費用なのかという点をまずお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（若森豊子君） 令和3年度の人形劇フェスティバルは中止となりましたが、当初は開催に向けて実行委員会が準備を進めていました。その中で、事業に係る消耗品費、それから人形劇団のキャンセル料について支払いがありましたので、それを含めた3万6,244円を支出しています。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

次に、図書館の取組、コロナ禍でも苦勞しながらいろいろやってくさっているということに非常に感謝するわけです。その前に、決算書の304、305ページの関係でもお聞かせください。

図書館施設の管理費で、施設修繕が行われています。大きなもので市民プラザとの間の渡り廊下だとかエレベーターの機械室の扉の修繕ということが行われていますし、照明器具の修繕も行われています。この市民プラザとの間の渡り廊下、エレベーター機械室扉ということで、この修繕については図書館費で計上しているものなのかどうかというところがちょっと気になりましたので、この修繕についてはどんな場所で、どういう修繕だったのかを教えてくださいたいと思います。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（若森豊子君） 渡り廊下の修繕及びエレベーターの機械室扉を修繕しました。この渡り廊下は、図書館の職員用出入口と市民プラザの北側の出入口を結んでいるところの渡り廊下のことです。この渡り廊下の屋根とその支柱、あとはエレベーター機械室の扉がともに腐食していましたので、それらについて修繕をいたしました。

この渡り廊下なんですが、この部分については市民プラザと図書館共有の部分でありますし、図書館が設置しておりますので、修繕が必要なときには図書館費で支出しております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。きちんと住み分けができていて、共用部分については図書館費のほうでということ、住み分けができていてということで確認させていただきます。

次に、ちょっと提案も含めてで、もう質疑を超えちゃって申し訳ありませんけど、読書手帳のことを、前回の決算のときも少し評価するという立場でお話ししたのかな。2年度、3年度と読書手帳が一定数交付されて、そこに各読んだ人の感想文を個人のところにつくっていくということで、非常にいい取組だなあというふうに思っています。そのときも言いましたけど、私も映画が好きで、映画を見るたびに、高校生からですけど、そういう感想文なり点数をつけたりしてきた経験もありますので、こういうのというのはやっぱり歴史に残って、今読み返すと物すごい感動するんですね。そういうの

で、その個人にとっては非常に大事な財産になっていくんじゃないかなあというふうに思っています。

それで、この読書手帳とか、あるいは50冊賞、100冊賞を受賞した方というのは、やっぱり多く本を読んでいるものですから、それなりの感想を持っている。こういう感想を交流し合うだとか、そういう読書手帳を何らかの形で活用した企画なんかができないかなあというふうに思っていますが、そういう検討を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（若森豊子君） ありがとうございます。御意見をいただいたことにより、読書手帳を活用した利用者への読書活動の推進がさらにできますので、参考にしたいと思っています。

現在のところ、図書館では、一般の方向けにはそのような取組はまだしていませんけれども、子ども向けでは、既に児童コーナーに子どもたちが自分が読んだ本で面白かった本や記憶に残っている本をほかの人に伝えたり、紹介するというみんなの本棚というものを設置しております。この本棚がとも子どもたちには好評で、やはり様子を見てみると、誰かが読んで面白かった本というのはやっぱり読んでみようかなという気持ちになるようで、紹介している本はすぐにほかの人が、子どもたちが借りているというような状況であります。このような状況から、一般の方に向けてもそのようにほかの人に自分が読んだ記憶に残る本などを紹介していく取組を順次考えていきたいなと思っています。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

ぜひ広げていただきたいい取組もしている、そういったところも、ちょっとこういう成果報告書に載せられるといいなあというふうに感じました。今までも、例えば本にポップとって簡単な紹介文を書く、そういう何かに活用できないかななんて思ったものですから、ちょっと検討していただいて、より幅広く読書が進むような取組をお願いしたいというふうに思います。

もう一点、図書館費の中で、これは成果報告書263ページの電子情報システムの関係のところに記載されていますセルフ貸出機の導入ということで、このセルフ貸出機の活用とか利用数というのはどんなものなのかなというところが少し気になりますので、この機会ですから少し教えていただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（若森豊子君） セルフ貸出機については、一月に約400人ぐらいの方が利用されています。これは実数ですので、1人の人が1か月に10回利用しても1カウントとしている数字です。同じく一月の図書館の貸出しの実利用者数と比較すると、大体2割ぐらいの方がセルフ貸

出機を利用されているように思われます。とても簡単に操作ができるもので、子どもから高齢の方まで幅広い方に利用されています。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ありがとうございます。非常に多く使われているということで思いました。

私からはこの区分で最後になるかな。すみません、最後じゃないな。266ページから267ページにかけての文化財保護費のほうでもお聞かせください。

下田南遺跡の発掘調査が進んで、今度は市民にどうやって公開していくのかという段階に来ているところだと思います。それで、この公開の仕方について今どのような検討が文化財保護委員会等で行われているのか、この辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 下田南遺跡発掘調査につきましては、4年間の発掘調査事業であります。この令和4年度をもって全て完了することから、市民に広く調査結果を公開し、また文化財保護に対する意識高揚にもつなげていくために、令和5年度にフォーラムという形で皆さんに公開していくよう検討を今進めているところです。その中で、文化財保護委員の方にも相談しながら、そういった内容については検討を進めているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。またフォーラムの案内等をしていただければというふうに思います。

274ページのスポーツ振興事業の関係でも少しお聞きしたいと思います。

なかなかこのコロナ禍での企画ということで、苦勞しながらやっていたというふうには思います。その委託事業の中のダンス教室だとか、オンラインでの市民健康マラソンだとかというところで、この辺の参加人数だとか、何か課題があったのかどうか、今後はどうしていくのかというところも含めて、この取組についてどう総括しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） まず市民健康マラソンにつきましては、毎年3月に行われていまして、こちらについては令和元年、令和2年度とコロナの影響で中止となりました。令和3年度については、委託先でありますスポーツ協会とも協議を重ねて、何かしら開催できないかというところで、今回、令和3年度につきましては、オンラインでの開催ということにさせていただきました。3月4日から3月13日までの10日間ということで開催期間ということで設けさせていただきました。スマートフォンでのGPSアプリを使いまして、この期間内に10キロ走り切れば完走となりますということで開催しました。参加費500円、市内在住の小学生以上の方を対象に先

着500人ということで申込みは始まりましたが、実際、今回初めてということもありまして、なかなか周知期間等もございましたので、参加人数としましては、定員500人中140人の参加ということになりました。また、完走者につきましては、そのうち128人となっております。コースの指定はありませんでしたが、先ほど言いました10キロを走り切れば完走ということで、完走者のうち抽選で50名様に岩倉市の名産品が当たる賞品も設けました。

効果としましては、コロナ禍でも新たなスポーツイベントが実施できまして、参加者の健康増進につながり、運動のきっかけづくりができたと考えています。また、一方課題は、いつも走っている人からの参加者が少なかったと、スマホを持っていない子どもでありますとか、御高齢の方の参加ができなかった、またスマートフォンのGPS機能を活用したイベントでしたので、なかなかアプリを登録するのにハードルが高かったという御意見もいただいています。

今後につきましては、本来は通常の、やっぱり皆さんが集まっての健康マラソンを開催したいという団体さん等の御意見もありますので、また感染状況を鑑みながら、事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えています。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 先ほどのページ数267ページの文化財データベース化及び展示・PR事業、下田南遺跡に関係するところで、ちょっと私からも1点だけです。

文化財保護法であるとか、そういう法律によって発掘調査を進めなければならないというようなわけで、さきの、ここに書いてありますデータベース化だとかフォーラムだとか、市民に公開していただくとかというのは分かるんですけれども、額が5億円以上かけた調査なわけで、それをいかに市民に還元するかという点について、それだけじゃ何か足りないんじゃないのかなというふうにずっと思っているわけです。それについて市はどのように今後、例えばシティープロモーション、もう企業誘致で埋めちゃったからどうしようもないんですけれども、いかにやっぱりその費用対効果を高めるかというところを今後もどのように考えていくかというのが重要だと思うんですが、その点について何かありましたらお願いします。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 発掘調査には多額の金額が投入されているわけなんですけれども、その中でも、やっぱりより市民の方に公開していくということ、文化財が大事だよということを伝えていくということが

やっぱり何より大事なんですけれども、フォーラムをはじめ、貴重なものについてはくすのきの家で展示をしたりですとか、あと子どもたちにどのようにそういったことも伝えていくかというところで、学校での活用なども考えて、いろいろなところで公開していけたらなと考えております。

◎委員（榎谷規子君） 成果報告書の280ページ、282ページのところでお伺いします。

アレルギー対応の給食については、卵、牛乳の除去メニューを提供してもらっているということなんですけど、シェフのスペシャルメニューの中では、非常にこのメニュー全体も、写真もあって、すてきだなということだけでなく、非常に使用する材料も工夫していただいているという記述があり、その中で、卵を使っていないノンエッグマヨネーズや小麦じゃなくお米でできた米粉マカロニとか、野菜も農薬や化学肥料を使用しないで栽培した野菜を使うとかという、非常に使用する材料の選定がすばらしいと思うわけなんですけど、やはり普通の給食のときも卵を使っていないノンエッグマヨネーズとかを使うということは、卵の除去だけでなく、常にこういうものを使うということは、やっぱり高価で難しいんでしょうかね。お伺いします。

◎学校教育課長（近藤玲子君） ふだんの給食の中でこういったノンエッグマヨネーズを使うのは、少し価格的に難しいところがございます。

◎委員（榎谷規子君） やはり除去食ではなく、代替食の研究開発を今後ともお願いしたいと思います。これは要望にとどめます。

◎委員（木村冬樹君） すみません、もう一点だけ、忘れていました。

成果報告書の、史跡公園のところだから、268ページと決算書の310、311ページのところで、委託料でシロアリの駆除を委託しています。それで、このシロアリの駆除がどうだったのかということ、木製部分の柱なんかがちょっと危険だというようなこともあったのかなと思いますけど、その後の状況も含めて駆除の状況について教えていただきたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） シロアリ駆除につきましては、管理人の方からそういった状況だということだったのでこういった対応をしたわけなんですけど、竪穴住居のところで発生したので、竪穴住居の周りに薬剤を一定、餌みたいな形で置いて、毎月そういった状況も業者の方に確認はしていただいているところなんですけれども、シロアリについては、状況は改善されているというような、今状況でございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） すみません、監査委員を兼ねていますのでなるべく

控えていますけど、1項目だけ失礼します。

令和3年度の決算で不用額が約11億円発生したというような監査意見書の記述はあったところでありますけど、不用額の考えはよしあしありますし、コロナ禍ですのでいろいろ難しい面もありますけれども、適切に予算を立てて執行していくことは必要ではないかなと思っています。

それで、決算書の301ページで、成果報告書は259ページの放課後子ども教室運営事業でちょっとお聞きをしたいんですけれども、この事業の当初予算は266万2,000円に対して決算額が162万7,744円で、執行率61.1%、差額が約100万円あるということで、なぜこのような差額が生じたのかというところでございます。

予算書でも決算書でもいいんですけれども、項目のほうを見てみると、需要費とか役務費とか幾つか項目はあるんですけど、この不用額が生じる主要因は報償費の指導員等謝礼の金額にあるのではないのかなあと思いました。指導員等謝礼の額で見ると、当初予算の額は約245万円、それに対して決算額が142万4,000円となっていました。やはりここに差額100万円が出ているということでもあります。

指導員謝礼の予算をはじき出す根拠としては、積算根拠を見てみると、まず951円という単価と開催時間の3時間を掛けて、あと年間の開催回数40回を掛けて、1校当たりの人数と掛ける5校ですね、そういう計算式があっちはじき出されています。こういう謝礼額を出すのに、単価、時給とか開催時間、開催回数などが関係しているわけなんですけど、ちょっとこの辺りを確認したいんですが、まず令和3年度の放課後子ども教室指導員等謝礼の決算額をはじき出した計算式、つまり事業を行った実際の単価、開催時間、開催回数とか、1校当たりの人数がどのようであったかを教えてください。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） ただいま御質問ありました決算の金額のところの積算に、内訳になるんですけれども、令和3年度は、コロナ禍によりまして、9月の4回と2月の2回、3月の1回、計7回が中止となっております。また、市内の全小学校で実施をしているんですが、学校ごとによってもそれぞれの行事などで中止というか、実施できていないところもございまして、一つの計算式で出すことは難しいんですが、大まかではありますが、平均といたしましては、年間の回数が24回ぐらいの開催、あとは1校に対しまして指導員を4名配置するという予算を計上しているんですけれども、そこの辺りの平均といたしましては、1校当たり3.7名ぐらいの指導員を配置して実施をしたところであります。そういったところで、本来1学校について4名指導員が配置できればいいところなんですけれども、なかな

かその4名の定員を埋めることができなくて、現状3.7人程度の配置になっているんですが、いろいろな要素もありまして、なかなか決算額については不用が出てしまったという結果になっております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

いろいろやっぱり事情があって、開催そのものの回数も少ないとか、コロナ禍や学校行事があるということでありましたし、1校当たりの人数もなかなか4人集まらないということで、そんな事情もあるものですから非常に難しいんだろうなあというところは分かるんですけど、もうちょっともし何かほかにも理由があれば、どうしてこういう差が出たというのを、ほかにも理由があればちょっとまたお聞かせいただきたいんですけど、これまでの過去4年ぐらいを見る決算額としては、十分というか、ここまでの予算を設定しなくてもこの事業が行われるような感じがするんですね。ちょっと平成30年までは見てみましたが、なので、そういう辺り、開催時間や開催回数というのはあんまり変わらないのかなあと思っていましたけど、今コロナ禍もあるんで開催回数なんかはちょっと変わっているということだったんで、ちょっと難しさはあるなとは思ったんですが、もう少し精度を上げた予算編成に反映できないものかというところをちょっと伺いたいんですけど、そういった点はどのように考えていますでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 今お話しいただいたとおり、過去何年か見ますと不用額が上がっておりますので、予算編成につきましては、もう少し精査に努めていきたいと考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を終結いたします。

次に、款10災害復旧費から款12予備費までについて質疑を許します。

決算書は320ページから322ページまでです。

質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を終結いたします。

以上で、歳出の質疑を終結いたします。

お諮りします。

質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思いますと思いますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、休憩いたします。

午後は1時10分、13時10分から再開いたします。

それでは、休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、財務常任委員会を再開いたします。

午前に引き続きまして、議案第60号「令和3年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入のほうに入ります。

初めに、款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を許します。

決算書は52ページから62ページまでです。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を終結します。

次に、款14国庫支出金から款15県支出金までの質疑を許します。

決算書は62ページから76ページまでです。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款14国庫支出金から款15県支出金までの質疑を終結します。

次に、款16財産収入から款21市債までの質疑を許します。

決算書は76ページから86ページまでです。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款16財産収入から款21市債までの質疑を終結します。

以上で歳入の質疑を終結いたします。

続いて、その他一般会計に係る基金運用状況調書など全般について質疑を許します。

決算書は409ページ以降になります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、これをもって全ての質疑を終

結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第60号「令和3年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第60号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第61号「令和3年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は325ページから352ページまで、成果報告書は284ページから286ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと幾つかお願いします。

決算書の335ページに、歳入の部分で県負担金の中で保険者努力支援分というのがあります。幾つかの指標に対して点数がつけられて額が決まって、前年度の実績によるのかな、下りてくる、こういう負担金だと思います。国の分が県を通して下りてくるという形になると思いますが、前年度と比較して結構下がっている、これはいろいろ影響があるかというふうに思いますけ

ど、どのような影響を受けてこういう評価になっているのか、少し分かりやすく説明いただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 保険者努力支援制度につきましては、前年度の実績に基づいて獲得点数が上下するということがございます。令和3年度の交付分につきましては、特に令和2年度に集団健診を中止したことで獲得できなかった項目が複数あったというところで、前年度に比べ450万円ほど少なくなっております。

なお、令和4年度に交付される分につきましては、令和3年度に集団健診を実施できましたので、一定補助金が回復すると見込んでおります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

令和2年度、全国的に多分こういう健診事業をやらなかったところがあるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった点では全国的な水準なのかなというふうに思うところです。

それで、もう一点、歳入で339ページに、款7で国庫支出金、国庫支出金という普通はもっと前に来るところなんだけど、予算になかったということで7款になっているという説明も少し事前に受けておりますが、この国民健康保険災害等臨時特例補助金というのは、いわゆるコロナの減免、コロナに感染した方々の減免分を補填するということだというふうに思いますが、当初は、だから令和3年度には、この国庫補助金は想定されていなかったことが実際は出たというところなんですけど、減免した分全てが補填されているのかというところと、どういう経過でこれが支給されることになったかという点について、少し説明をしていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和3年度のコロナ減免における国からの財政支援につきましては、委員の御説明のとおり、当初予算の編成時につきましては予定がされていなかったというところで、歳入の款の設定をしていなかったというところがございます。その後、知事会、市長会等の要望によりまして、国の財政支援が令和3年度の11月26日付の通知によって行われることとなりましたので、令和4年の3月補正で国の歳入分として設定をしたというところで、末尾の7款に決算として報告しております。

◎委員（木村冬樹君） コロナ減免が100%ここで補填されているという見方でいいのかという点も少し教えてください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） コロナ減免につきましては、10分の4が国からの災害特例補助金、10分の6が県の特別調整交付金からの補助ということで全額が補助対象となっております。

◎委員（木村冬樹君） では、歳出のほうに入っていきたいと思いますが、

342ページ、343ページの関係で、ちょっと分かりにくいもんだから説明していただきたいんですけど、事務管理費の中の負担金補助及び交付金で、オンラインシステム運用費負担金ということで決算がされていますけど、たしか令和2年度の決算では負担金はなしに、東海北陸ブロックぐらゐの担当者の会議が設定されて、それが実施されなくて、その負担金もなかったというよゐな覚えがあるんですけど、今回は、この負担金というのはどういゐう形のものであつて、何か担当者の会議が行われてきたのかどうか、こゐういつたところについて少し教えていただきたいと思ゐいます。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和3年度につきましては、コロナの影響等もありまして担当者会議等につきましては実施がされなかったところでございます。

このオンラインシステム運営負担金につきましては、マイナンバーカードの健康保険証機能の追加などのオンライン資格確認の実施に当たりまして、その運営に係る費用について各医療保険者から運営負担金を賄うものでございます。

令和2年度については、令和3年3月分、1か月分の予算計上を当初しておりましたが、予算の執行はありませんでした。令和3年度については、新たに12か月分の負担金を支出しているものでございます。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

ちょっと勘違いしてしまつて、会議をオンラインでやるための負担金かと思つたんですけど、マイナンバーカードのオンライン申請、資格確認の負担金ということで確認しました。

続いて、346ページから347ページにかけてのところ、一番上段になりますけど、高額療養費が非常に過去最高水準の費用になっているんじゃないかなというふうに思ゐいます。それで、医療給付費全体を見て高額療養費に該当する人が非常に多いのか、もしくは投薬、前から言つていますオプジーボみたいな高額な投薬のせいなのか、それとも入院が非常に多かったのか、そゐういつた点についてちょっと、この高額療養費が増えている原因について教えていただきたいと思ゐいます。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和3年度の高額療養費につきましては、療養給付費と同様に令和2年度の減少要因でありました新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えが徐々に収まりまして、令和元年度水準に戻っている状況でございます。

高額療養費の増加分につきましては、入院と外来とも状況として増えておるといゐうところ、令和3年度の1人当たりの費用額については約34万

6,000円で、令和2年度に比べて約3万4,000円増加をしているというところ
です。疾病別で見ますと、入院・外来が増えているというところで、循環器
系の疾患、悪性新生物、いわゆるがんの割合が令和2年度より高くなって
いるというところがございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

入院と外来共、増えているということですし、病名で言えば心疾患だとか
がんということで、投薬の影響はやっぱり大きいかなというふうには思いま
す。また、そういう細かいところも分析していただきますようお願いいた
します。

あと、次のページ、348ページ、349ページの関係で、特定健康診査等事業
の中のいわゆる受診勧奨業務の委託料です。これは証書類を見ると非常に大
雑把な積算になっていて、例えば分析データを授受する及び加工するもので
30万円、データ分析で50万円、企画運営で120万円、報告書作成で50万円と
か、そういうような積算になっています。いわゆる受診勧奨をその人に的確
な形で効果的にするというところでAIを使ったりということで行われている
事業だというふうに思いますが、これというのは、例えば受診勧奨の件数
によって増加していくものなのか、どのような積算、根拠になっているのか
ということと、今後これは増えていくものなのか。また、これのための補助
などが歳入のところに入っているのか、この点についてお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 受診勧奨業務につきましては、令和
2年度と令和3年度では、約36万円ほど歳出のほうが増加をしているという
状況でございまして、金額が変わった原因につきましては、発送した件数が
増加をしているという状況でございます。

この受診勧奨業務につきましては、特定健診の不定期な受診の方や健診の
未受診者の方に対して人間ドックの助成事業を利用して受診をしていただく
ということを目的にしております。令和2年度は補助金の上限に合わせて勧
奨する件数を調整したというところではございましたが、令和3年度は補助金
の上限が拡大をされたというところもありまして、勧奨する件数をいっぱい
まで対象を上げたというところではございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

県のほうの補助があって全額が補助されているということですので、しっ
かり補填されているなということを確認しました。

あと、ちょっと成果報告書のほうに行きますが、まず一番大事なことで、
令和3年度は税率を据え置いて、令和4年度も据え置いてということでは非
常に努力してはいただいているところだというふうに思っています。納付金の

額は上がってきたり、その標準保険料率なんかも上がってきたりという中で、繰越金を活用しながら何とか抑えてきているというのが今の現状かなというふうに思うわけですが、国保の県単位化が始まってもう何年かたってというところで、激変緩和措置というものが最初設けられていたんですけど、その期限がそろそろやってくるという中で、今後の税率改正の見通しというのがどういふような感じで考えていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 先ほど言われました激変緩和措置につきましては、来年、令和6年度まで6年間になっております。令和3年度、4年度は、委員言われましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による景気や雇用の悪化の状況を踏まえて県が示す標準税率との差額分を繰越金で活用し、国保の税率は抑えてきました。令和5年度以降についても、引き続き県が示す標準保険料率を基本としまして考えていますが、収納率や繰越金の状況を見ながら税率の見直し、また繰越金の活用額を検討していきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） いずれにしても、そうやって県が示してきたものに対してどうするのかということとを毎年考えなきゃいけないわけですので、できる限り低所得の人たちが抑えられるような方向を考えつつ、検討していただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど歳入の部分でコロナ減免の国・県の補填についてお聞きしましたが、令和3年度のコロナ減免の件数、金額というのはどんな形なんでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和3年度のコロナ減免の決定件数につきましては36件、減免額は453万7,700円でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。36件ということで一定あったということですね。

このコロナ減免というのは、今年度も含めてこの先の見通しというのはどんな感じになっているんでしょうか。国のほうの手当というのは何かあるんでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 現在、コロナ減免につきましては、今現在のところ国の補助としてはないところでございますが、県からの特別調整交付金等も活用しながら、令和4年度についてもコロナ減免としては実施をしております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

次に、いつも聞いていることで少しお聞かせください。

直近の数でいいんですけど、短期保険証の交付対象と交付件数と未交付の数、それから資格証明書の同じものを少し教えていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和4年7月末日時点でございますが、国民健康保険の短期被保険者証の発行状況につきましては178世帯266人が対象で、交付済みが110世帯176人、未交付が68世帯90人といった状況でございます。資格証につきましては29世帯29人が対象で、交付済みが22世帯22人、未交付が7世帯7人となっております。

◎委員（木村冬樹君） 保険税の滞納の関係で1年、2年という形で短期保険証、資格証明書がそれぞれ交付されていくわけですけど、一定手渡っていない人たちがいる、この辺をちょっと心配するところで、特にコロナ禍で受診がしにくい状況になっていないかなというところを心配するわけですけど、居所不明だとかというところだとか、連絡が取れないだとか、そういった状況で未交付になっておるといふ考え方でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 短期被保険者証の方につきましては、市から何度も連絡等をさせていただいたにもかかわらず、御来庁等いただけなかったということで、お手元に被保険者証がない状態となっただけというところで、医療が必要になった場合につきましては、御相談や御来庁いただくことで納付相談を実施させていただきましてお渡しをするという体制を取っております。

なお、資格証の方が医療受診が必要になった場合につきましては、御相談をいただければ、一時的に短期被保険者証を交付するなど適切な受診ができるように対応しているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

一定、丁寧な対応がされているというふうに思います。

285ページのほうの保健事業のところでも少しだけお聞きします。

後期高齢者医療のほうと同じような特定健診の受診状況の表があります。それで、ちょっと心配しているのは、これ脳ドックの人は対象になるけど、受診としたカウントになるんだけど脳検査だけではないということで、例えば脳検査を受けた人たちが必ず健康診査あるいは人間ドックを受けているというのは、そんなチェックというのは、なかなか医療機関に委託しているんだから難しいんじゃないでしょうかね。その辺、やっぱり少しでも受診率を高めるということがいろんな意味で、保険者努力の問題も含めて大事になってきていると思いますので、受診率を高めるために、例えば脳ドックを受けた人、脳検査しか受けなかった人はきちんと健診を受けてもらうというような仕組

みはできていないんでしょうか、教えてください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 補助金等も活用していただいて、脳ドック、集団健診、人間ドックの助成事業での人間ドックの受診をしていただいた方については、市のほうで一覧表を作成しながら、実際受診をされていない方に対して再度受診勧奨等を行っておるところでございます、できる限り受診をしていただくように何度も受診勧奨として受診をいただくように御案内をしているところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 本来は、国のほうで医療費の助成をしていただきたい障害者医療や子どもの医療費など、市町村独自で国がやらない分、やはり市町村独自で岩倉でも障害者医療費、子どもの医療費もやっていただいているんですが、そのために国が減額措置としてペナルティーを科しているという分があるのが、本当にいまだ現実があって許せない問題だと思っているんですが、この減額措置されている分はどれぐらいなのか、昨年度についてお知らせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 委員からお話のありましたペナルティーというものは、福祉医療を現物給付する市町村に対して国が国庫負担を減額調整するというものでございます。ペナルティーにつきましては、県が毎年示す事業費納付金の金額の一覧の中に、算出根拠の一部としてその額が示されております。

ちなみに、令和3年度に減額されている分につきましては1,371万1,017円でございます。

◎委員（榎谷規子君） ありがとうございます。

やはり本来は国がきちっと医療費無料化の分を補填していただきたい分、国庫負担でしていただきたい分、やらない分が減額まで措置されているということが本当にずっと納得できない部分で、様々なところで請願とか出されているところですが、市からも市町村からも意見を出していただきますようによろしくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第61号「令和3年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第62号「令和3年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

決算書は353ページから364ページまで、成果報告書は287ページです。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第62号「令和3年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第62号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第63号「令和3年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

決算書は365ページから392ページまで、成果報告書は288ページから291ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） まず歳入のところで、372ページ、373ページ、介護保険料の収入未済額が記載されています。現年度分については若干下がってきているけど、滞納繰越分については上がってきているというのが現状だと思います。

それで、ここで聞きたいのは、2年間滞納があって介護保険料というのは2年間で支払いの時効は来てしまうものですから、それ以上は払えないんですけど、そうすると制裁措置ということで利用料の負担割合が上がったりというようなことが起こるわけですね。それで、この措置の対象者というのが令和3年度どのぐらいいて、その人たちの必要な介護はきちんと受けられてきたのかどうかということだとか、負担が本当にきちんとできたのかということについて状況を教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

サービスを利用した人には利用者負担として費用の一部を負担することとなりますけれども、介護保険料を滞納している場合、滞納期間に応じて利用者負担割合が引き上げられるなどの給付制限がかかってまいります。

令和3年度を見ますと、令和3年度末現在では給付制限の対象者は1人となっております。給付制限となった方なんですけれども、入院中で介護サー

ビスを利用するということはございませんでした。もし、そういった方で介護サービスが利用しづらいようなそんな状況があれば、そういった方は困難ケースということで上がってきて、多職種、他の機関と連携をして支援していくと、そんな状況がございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

1人の方でサービス利用はないということですから、取りあえずいいのかなというふうに思います。

次に、令和3年度の途中から、10月からですか、いわゆる配食サービスの仕組みが変わってメニューの選択制がしかれるようになって、配食サービスの利用者負担もその食事の金額によって変化していくというような形で、全体としてはここで見る負担金のところの373ページの負担金は下がってきているということで利用者の負担は減ってきているのかなというふうに思いますし、利用者数については、そう大きく変化がないというところを見ますと、そういう状況なのかなというふうに思いますけど、少しこの状況を教えていただきたいんですけど、例えば1食当たりの金額は幾らぐらいが平均で、10月以降、利用者の負担がどのぐらいになっているのかということが少し数字的に分かりましたら、なかなか突然聞いたことだと思いますので、ちょっと書類審査の中で気になったものですから、分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

例えば普通食でいきますと、今まで680円の半分340円の負担であったところですが、それが負担としては380円のものや340円のもの、あと280円のもの、あともう一社も280円、そんなような状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

380円というケースもあるけど、全体的には下がってきているという見方でよろしいんですね。安かろう悪かろうじゃいけませんけど、その辺の声といいますか、利用者の声というのは何かつかんでいますでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

これまでの給食でも、やっぱり味の好みであったり、例えば揚げ物が多いとか、個人的にいろいろ価値観が違うといったところで、そういった苦情とまでは言えないですが、そういったお話はありましたけれども、現在は例えばムース食であったり、低たんぱく食であったり、塩分調整食であったり、カロリー調整食など、多様な食の好みであったり、その方に必要な給食に対応できるような状況でございますので、そういった苦情のようなものはなくなっている、喜んでいただけているのかなというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

いつときは、私たち議員の下にもそういうふうな意見が結構来っていた時期があったんですけれど、今はほとんどないもんですから、そういう状況だというふうに思います。

次に、決算書の374、375のところで、最近よく聞いていますけど、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金ということで、大体500万円から600万円という形で両方とも推移してきているのかなというふうに思っています。細かいことは採点の中身というのは、いろいろこの間に聞いてきて、PDCAサイクルが機能しているかだとか、そういうことで76項目ぐらいあって点数化されてというところだというふうに思いますけど、例えばこの令和3年度でいうとこの金額というのは県内ではどのぐらいの位置づけになるのかというようなこと、前聞いたときにはそんな答えもあったもんですから、分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

令和3年度の保険者機能強化推進交付金につきましては、県内で54団体あるうちで36番目、支援努力交付金につきましては、35番目という形になっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

真ん中よりちょっと後ろぐらいのところということですと推移しているのかなというふうに思います。

このことで心配していたのは、やはり要するに介護保険から卒業させる人が増えれば増えていくのかなということだというふうに思ったんですけど、そういう形はないということも、この間の議論の中で確認していますので、また推移を見守っていききたいなというふうに思います。

次に、386ページ、387ページの関係で、いわゆる介護予防・生活支援サービスということで、この部分についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

成果報告書のほうでも、289ページにありまして、いわゆる訪問型と通所型について、これがだんだん増えてきているというのが分かるわけです。要するに介護認定じゃなくてこういうサービスを受けられるという形、基本チェックリストによる振り分けでもできるということでもあります。

一番気になるのは、要はこの振り分けだとかの中で本当に必要な介護が受けられているのか、この間、岩倉市はしっかりやってきているというのは理解しているつもりなんですけど、例えば基準を緩和したサービスに回されているケースが増えているという状況があるのか、それとも通常相当のサービ

スが継続されている人が多いという見方でいいのか、少しそういう大ざっぱな見方でいいんですけど、この総合事業についてどのようになっているか教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

まずチェックリストを実施するに当たりまして、その方の体の状況や希望されるサービスをお聞きしまして、総合事業で利用できるサービスなどを説明しております。

また、いつでも、要介護認定申請ができることであったり、要介護認定を受けた際に利用できる介護保険サービスや総合事業のサービスも併せて説明をしております。

また、チェックリストを実施した後についても、地域包括支援センターによるアセスメントを通して、その方の身体状況から必要と認められるような場合には要介護認定申請を勧めることもございます。

相当サービスと訪問型サービスAであったり、令和2年度と令和3年度を比較しますと、訪問型、訪問介護相当サービスが1,564件から1,634件ということで約4.5%増加をしております。緩和型のサービスは104件から108件ということで3.8%の増加、通所介護相当サービスが1,139件から1,289件で13.2%の増加、緩和型は207件から250件ということで20.8%ということで、緩和型に比べれば相当サービスのほうがかなり多い方が利用されている、そんな状況がございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

なかなか分かりにくいかと思いますが、基準を緩和して通常とはちょっと違ったサービス、お風呂に入るのを控えるだとか、そういう時間を短くするとか、そういうサービスはそれほど増えていないけど、通常のサービスのまま受けられている人が増えてきているというのが現状だということで確認させていただきました。ありがとうございます。

あと、成果報告書のほうで言います。

いつも聞いているところで、特別養護老人ホームの待機者、一期一会と花むすびの待機者数というのがいろいろカウントする形式が変わってきているのかなというふうにも感じているところですけど、例えば要介護度別に5から1というところで待機者数がどうなっているのか。

また、以前は県の調査で1年以内に入所希望というのも数を言っていたというふうには思うんですけど、そういうのも直近でありましたら教えていただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 特別養護老人ホームの岩倉一期一会

荘と花むすびの入所状況でございます。

要介護度別ということですので、市内の要介護度別の申込者数です。要介護度1が10人、要介護度2が10人、要介護度3は34人、要介護度4は18人、要介護度5は8人となっております。

一期一会荘のみを申し込んでいる市内の申込者が58人、花むすびのみを申し込んでいる市内の申込者が7人、両方を申し込んでいる申込者が15人となっております。

愛知県が令和2年4月に行った特別養護老人ホームの申込者数の調査ですが、今年はやっていないという状況です。ですが、代わりに国のほうが令和元年に実施していた調査、養護老人ホームへの入所申込状況に関する調査というのをちょうどやっているところでございます。公表をするのが前提ということですが、時期とか範囲は未定ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

1年以内に入所を希望している人たちというのは、やっぱり実質切実な人たちだというふうに思いますので、そういった数が国の調査でやられているということだもんだから、またその数については教えていただきますようによろしくお願いいたします。

ちょっと幾つかあって申し訳ありません。

介護給付費準備基金のことについてもお聞かせください。これは監査意見書についての代表監査委員にも質疑をさせていただきましたが、取崩し方というのがぱっと理解できなかったもので申し訳ありません。いろいろ話し合っているうちに理解はできてきているわけなんですけど、担当課として、この第8期はその時点でたまっていた基金は取り崩すという、そういうやり方を取るわけなんですけど、どのような形で取崩しているのかということをお教えいただきたいと思っておりますし、監査委員とのやり取りでも分かりましたけど、結果的には剰余金が多いとまた増えていくというようなこともあるということは理解できたわけでありまして、取崩し方についてちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

第8期の岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たりまして、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料の上昇を抑制するために、令和2年度末の介護給付費準備基金見込額約3億7,776万円を第8期計画期間の3年に分けて全額取り崩すこととしております。計画初年度、令和3年度は9,000万円を取崩ししまして、2年目の令和4年度

は1億2,500万円、3年目の令和5年度は1億6,200万円を取り崩す予定としております。

介護給付費準備基金の役割として、介護給付費は見込みを下回る場合には剰余金として積み立てて、介護給付費が見込みを上回る場合には積み立てられた基金から必要額を取り崩して介護給付費に充てることとなっております。

◎委員（木村冬樹君） すみません。長いこと議員をやっていてやっと理解できてきたというところで申し訳ありませんでした。いろいろ教えていただいてありがとうございます。また今後ともお願いいたしたいと思っております。

あと、お聞きしておきたいのは、成果報告書291ページ、在宅医療・介護サポートセンターの取組についてお聞かせいただきたいと思っておりますが、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくということで、いろいろな情報の共有がされたりだとか、研修会が行われたりということだというふうに思いますが、このシステムといいますか、活用状況というのはどのような状況になっているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

のんびりネットの活用状況といったところでお話をさせていただきますと、のんびりネット自体はICTを利用したシステムを導入することで医師や訪問看護師、ケアマネジャーなど、多職種がネットワーク上で支援チームを組みまして在宅患者の医療情報などを共有いたしまして、在宅医療と介護が円滑に提供できるようにする、そういったものとなっております。

在宅医療・介護といったところで今まで壁となっていた部分で、関係者がなかなか情報共有が行いにくい、そんな状況が見受けられました。のんびりネットを導入してからは、気軽にケアマネジャーや医師に情報提供を求めたり情報提供したり、そういった医師、ケアマネジャーに限りませんけれども、関わる関係者が情報を瞬時に共有できるといったところで、そういった活用が図られるようになりまして、非常に登録される方も徐々に増えてきておりまして活用が進んでいると思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

在宅医療、介護サポートセンターというところの中ののんびりネットのことでしたので、すみません、その辺が詳しく質疑の中で言えなくて申し訳ありませんでした。

次に、その下にあります認知症初期集中支援チームということで活動状況が書いてあります。結構検討事例は一定数あるものの、令和3年度においては終結件数がないものですから、ちょっと気になるなあというふうに思っているところでありますけど、どんなような状況なのか教えていただきたいと

思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

令和3年度については、終結件数はございませんが、継続して支援が必要だといった状況の方ということで終結には至っていないといった状況になりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

なかなか新しい検討事例も出てくる中で、終結がされていかない、なかなか難しいとは思いますが、把握しなきゃいけない対象が増えてくるということでもなかなか大変になってくるんじゃないかなというふうに思っています。また、その辺もちょっと情報を教えていただきながら議論していきたいというふうに思います。

私からは最後ですけど、その下にあります9番目の介護人材の確保・定着支援事業ということで、非常に重要な事業だと思います。また、行政がこれを行うということの意義というのは、僕は高く評価したいなというふうに思っています。

それで、具体的には市内の介護事業所に対して介護人材確保等に関するアンケートを行ったということです。そのほかにも介護職を希望する人たちを増やそうということで、新成人の集いなどでチラシを配布しているということではありますが、アンケートというとやっぱり少し中身が気になるわけで、どういうアンケートをお取りになって、傾向としてはどんなような回答がされているのか教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 令和4年2月に市内の介護事業所を対象に介護人材確保に係るアンケートを実施いたしました。アンケートの内容につきましては、事業所の種別、従業員の雇用状況、人材確保や人材育成のために取り組んでいること、人材確保についての悩みや行政への要望などになります。

人材確保についての悩みや行政への要望では、求人をかけても応募が少なく、急な退職に対して補充が難しいとか、若年層の応募が少ない、子ども世代が福祉の仕事に興味を持てるような関わりが必要、小・中学校へ介護の魅力を伝える機会を持ちたい、ハローワークと協力して就職合同説明会の定期的な開催を希望するなどの御意見をいただきました。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

取りあえず令和4年2月にやったアンケートがそういう形で結果が出たものですから、またこれに対して取組が検討されていくということでもよろしいでしょうか。具体的に行政への要望もあったわけで、そういったところにき

ちんと対応していくという姿勢を持っているということによろしいのでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 介護人材の確保・定着の支援というのは、市にとって重要な課題であると考えておりますので、こういった意見を参考に取組を進めていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 介護給付費、歳入で、国、県、岩倉市で65歳以上の第1号被保険者、40歳から60歳の第2号被保険者の負担割合、負担額を教えてください。歳入でそれぞれのところの負担額が出ていると思うんですが、国の調整交付金についてもよろしくお願いいたします。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 令和3年度介護給付費決算額の負担割合についてです。

国の割合が調整交付金2.32%を含めて20.41%、県の割合が14.41%、市の割合が12.50%、第1号被保険者の割合が22.56%、第2号被保険者の割合が27.00%、その他としまして、介護給付費準備基金からの繰入金が3.12%となっております。

また、地域支援事業費の決算額の負担割合ですが、介護予防・日常生活支援総合事業では、国の割合が調整交付金2.38%を含めて19.96%、県の割合が10.99%、市の割合が23.05%、第1号被保険者の割合が22.25%、第2号被保険者の割合が23.75%となっております。

包括的支援事業、任意事業につきましては、国の割合が38.23%、県の割合が19.12%、市の割合が19.81%、第1号被保険者の割合が22.84%となっております。

包括的支援事業の社会保障充実分につきましては、国の割合が38.50%、県の割合が19.25%、市の割合が19.25%、第1号被保険者の割合が23.00%となっております。以上です。

◎委員（榎谷規子君） 次に、地域支援事業について聞こうと思ったんですが、介護給付費の内訳と併せて地域支援事業費全体の財源内訳のパーセントをお答えしていただいたんですが、介護給付費でいくと第1号被保険者は標準割合が23%のところ、いつもそれよりも多い割合になるところ、22.56と少ないんですが、これは介護給付費の準備基金の9,000万、3.12%も第1号被保険者が負担するというので、もっと23%よりも多くなっているような状況だと思うんですが、それはどうなんですか。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 委員のおっしゃるとおり、22.56%

と準備基金の3.12%を合わせたものとなります。

◎委員（梶谷規子君） もともとは国が4分の1負担、25%になるところを5%は調整交付金ということで、岩倉は全体の高齢者人口の割合とか高齢者の所得の割合とか、様々な調整の上で少しずつは上がってきているけれど2.32%ということで、丸々5%はもらっていないということで、やはり第1号被保険者の負担割合が大きいということの結果になっていると思います。

また、細かくお答えいただいた地域支援事業費の財源内訳が非常に細かくて、国はどんどん介護予防のほうに力を入れていて、予防費のほうでは非常にたくさん負担割合をしていただいているわけですが、38%以上の負担をしながら介護予防に力を入れているということですが、本来なら、成果報告書の290ページにあるように、介護予防の中身というのはシルバーリハビリや高齢者の給食サービスなどは、やはりこれまでの感覚でいくと一般会計の民生費の高齢者福祉事業のほうに本来なら充てるべきようなところも、今介護保険の中で入れていくということで、介護保険料がその分また上がっていくことで高齢者の負担が増える、充実する中でという国の介護予防に力を入れるということは分かるんですが、やはりそこら辺のメニューは市独自の民生費のほうでというようなことには難しいんですかね。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 総合事業につきましては、介護予防に力を入れるということで、市独自のメニューとかを使って要介護認定者にならないような形でやっていったり、要介護者の人を健常のほうに戻すというような形で予防に力を入れていくという形です。総合事業のほうで予防に力を入れ、できるだけそちらのほうで重度化せずに健康なままで暮らすというような形で作られている制度でありますから、そちらのほうで介護予防に取り組んでいきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 国の考えを踏襲するというので、仕方がないことなんですが、分かりました。

成果報告書290ページのひとり暮らし高齢者等生活支援型の給食サービスのことでもお聞かせください。

10月からの見直しで選択制になったということですが、5つの業者かな、見落としたりもって増えているのか、私が書類審査のときに5つの事業者を見たんですが、その利用者の方がどういう選択をするかというところでは、味見とかそういうことなんかはできるんでしょうか、どうなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

令和3年度業者数は5業者ですけれども、個別にそういった相談をいただければ試食は対応可能ということで聞いております。よろしく願いいたします。

す。

◎委員（榎谷規子君） これまでは、680円の一律が先ほどあった自己負担が280円から380円までいろいろなんです、書類のほうでは、業者から大体一律300円というふうになっているのを拝見したんですが、市からは全て300円負担で個人利用者から直接業者のほうに支払うという形になっているんでしょうか、自己負担の分。そのように変わったんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君） その辺りの利用者への負担の仕組みも若干近隣市町に倣って変えたんですけども、岩倉市から給食事業者に対しては一律300円をお支払いして、それ以外の自己負担分については、事業者のほうから個々の利用者に請求をしていただくと、そういった形を取っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。
（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
続いて、採決に入ります。

議案第63号「令和3年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第63号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第64号「令和3年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

について」を議題とします。

決算書は393ページから408ページまで、成果報告書は292ページです。
当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） いつも聞くことで申し訳ありません。

直近の短期保険証の対象人数、交付人数、未交付の人数、資格証明書はないと思いますので、その短期保険証について教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和4年7月末現在でございますが、短期被保険者証の交付につきましては16件、未交付はゼロ件となっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

一応、みんな手渡っているということで確認させていただきました。

もう一点、高齢社会が進展する中で、独り暮らしの高齢者も増えてきているということで、介護保険にも言えることなんですけど、いわゆる市から重要書類が高齢者の手元に送られた場合、紛失したり、あるいはよく分からずにそのまま放置されていたりということで、こういった問題がこれから増えてくるんじゃないかなというふうに思っています。

特に被保険者証などが送られてきた場合は、非常に難しいのかなというふうに思っていて、家族のところに送るという方法が一つ有効な手だてかなというふうに思っていて、それが取り組まれているというふうに思うんですけど、どんなような状況なのか、その件数がどのくらいあるのかだとか、あるいは結局、医療機関に昔の保険証のまま持っていったところ、もう期限が切れていますと言われるようなケースがやっぱり発生するんじゃないかなというふうに思うんですね、新しい保険証がよく分からずに。そういうケースというのは、担当課としてはどのような把握をされているんでしょうか、教えてください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和4年の8月末時点の後期高齢者医療被保険者6,737人のうち、送付先の変更登録をされている方については232件でございます。全体の3.4%程度というふうになっております。

送付先を変更されるケースでございますが、亡くなられた場合に御家族のところに変更するというケースが非常に多くなっていますが、令和3年度中に死亡以外の理由で送付先の変更を登録されている方については41件ということで、令和2年度の47件に比べますとほぼ横ばいという状況になっておる

というところでは。

送付先、保険証とか届かなかった場合について、御家族の方から相談を受けたりというケースも現実的に起きていまして、そういったところで御家族の方とお話をする中で送付先の変更登録を順次行っているところがございます。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

死亡以外で41件ということで横ばいということですが、ただ、認知症の方なんかも増えてくる中で、これからやっぱりこの問題って大きな問題になってくる。その方のところに保険証を送ったとしても、それがどういうふうなのか分からないまま放置されたり、どこかにしまい込んでしまったり、紛失届を出さなきゃいけなかったりということが出てくる可能性もあるものですから、新しい問題としてちょっと意識をして、できるだけ家族のところに送れるということだったら、それを推奨するようなことも担当課のほうで進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第64号「令和3年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第64号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りします。

ここで休憩を入れたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 14時30分まで休憩をしたいと思います。14時30分から再開いたします。

それでは、休憩にいたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、財務常任委員会を再開したいと思います。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第65号「令和3年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について」を議題といたします。

決算書は令和3年度岩倉市上水道事業会計決算書です。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） お願いします。

収納率の件で1点だけお伺いしたいと思います。

岩倉市は今現在、水道料金の支払い方法はコンビニや金融機関等での窓口納付か口座振替というふうな2つの方法なんですけれども、市税なんかは今スマートフォンの決済アプリを利用して納付ができるようになっていています。水道料金に関しましては、まだそれが対応されていないということなんですけれども、近隣市町を見ますと、スマートフォンの決済アプリでも水道料金が支払える自治体も少しずつ増えてきているのかなというふうに感じています。収納率の向上対策と市民の皆様に向けたサービス向上として、スマートフォン決済アプリでの納付対応というのは検討しているのか、そういった状況を少しお伺いしたいと思います。

◎上下水道課長（神山秀行君） 水道料金のモバイル決済の導入に向けた検討につきましては、現在コンビニの収納代行、あと料金システムの会社と必要な手続につきまして協議を行うなど、今現在導入に向けて準備を進めているところになります。

それで、まずもってバーコード決済ということで令和2年12月から市税のほうを始めておりますので、それと同様な形で当面導入できたらなということで準備を進めているところになります。

また、収納代行の会社におきましては、市税のほうと収納代行の会社が異

なっておりますので、一から調整という形になっておりますので、少しお時間がかかっているところになりますので、もう少しお時間をいただけたらと思います。

あとは、また口座振替だと手数料が10円とか11円なんですが、コンビニで55円、モバイルバーコード決済となりますと1件当たり60.5円ということで振替に係るコストも上がるということで、ちょっとちゅうちょしていたところはあるんですが、納付環境の利便性の向上という意味で導入に向けて進めていきたいということで考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の12ページにあります概況の中で、幾つかちょっと聞きたいと思います。

1つは、総括事項の1の総括事項の中の5行目に収納率向上対策ということで、未納による給水停止対象者への対応の強化を実施ということで書かれています。給水停止をするというのは、やっぱりライフラインだもんだから、一定慎重な対応が必要だろうし、福祉関係課との連携なども必要になってくるのかなというふうに思っているわけですけど、この記述についてはどういう考えでこのような記述になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） まず、給水停止なんですけれども、先ほど福祉課という話が出ましたが、事前に福祉課に生活保護を受給されている方がいないかというところは確認をしております。生活保護を受給されている方が見える場合については、生活実態について聞き取りを行うなどして慎重に対応をしているところでございます。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響によって水道料金の支払いが困難な方については、聞き取りの上、支払いの猶予もしているところです。

こちらの決算書12ページに書いてあります給水停止対象者への対応の強化というところにつきましては、ずっと未納が繰り返して続かれる方については、分納誓約の取り交わしですとか、債務承認を取ったりするなどして未納を減らす取組を引き続き実施したというところで書かせていただいております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

福祉課との情報共有などがされているだとか、コロナ対応なんかも含めてやられているということでもあります。

ちょっと連絡が取りにくい人だとか、負担能力があつてなかなかという人はあり得るのかなというふうには思いますけど、慎重な対応をいずれにしてもお願いしたいなというふうに思います。

次に、有収率の関係で上昇したということであります。有収率の低下がこの間課題になってきた中で、漏水調査なんかが行われてきて、その効果があるのかなというふうに思うわけですけど、この有収率の上昇と漏水調査の関係だとか、その辺についてちょっと情報を教えていただきたいと思います。

◎上下水道課長（神山秀行君） 漏水調査におきましては、令和3年度の実績になりますが、決算書19ページに記載させていただいておりますとおり、51件の漏水がありました。そのうち昨年度委託した漏水調査によって判明した漏水件数におきましては、21件が調査によって判明したものになります。それ以外の30件につきましては、市民や職員からの連絡により判明したものになりますが、連絡や漏水が発見された場合につきましては、規模の大小に関わらず、できるだけ速やかに予算の範囲内になりますが、修繕のほうを対応させていただいている状況でありまして、昨年度におきましては予算の範囲内で全て修繕のほうを終えたところになっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

3年間ということですから、今年度、そしてまた来年度という形でありますので、この調査が本当に効果的になるようだったらいいなというふうに思っています。

次に、いわゆる水のことですけど、販売がコロナの影響もあってなかなかというときもあったわけですけど、販売状況について教えていただきたいと思います。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） いわくらしや水の令和3年度の売上本数ですが、2万1,174本です。製造本数2万4,000本に対する売上割合というのは88.23%となっております。

議員の皆様をはじめ多くの皆様に御購入をいただきまして、令和4年8月22日には完売というふうになっております。御協力ありがとうございました。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

一般質問でもさせていただきまして、本当に売れてよかったなど。非常に僕はいい取組だったというふうに思っているものですから、コロナとぶつかっちゃって残念だったというところが本当にありますけど、ありがとうございました、こちらこそ。

もう一点、公営企業会計ということで非常にシビアになってきているということが代表監査委員への質疑なんかでも行わせていただいております。いろんな指標が14ページのところに書かれていて、この指標に基づいて経営分析がされていかなきゃいけないということで、なかなか厳しい状況だなというふうには思っているところです。

そういった中で水道料金の見直しだとか、あるいは広域化だとか民営化だとか、広域化とは言わずにそのいろんなことを協働でやっていくというようなことも研究されているというふうに思うんですけど、こういった令和3年度についての料金改定だとか、共同事業化だとか、広域化というところの検討というか、どのような動きがあったのか教えていただきたいと思います。

◎上下水道課長（神山秀行君） まず、広域化の取組につきましては、今年度の6月議会の定例会の一般質問のほうでもお答えさせていただいたとおり、令和3年度におきましては、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る講習会のほうをそれぞれの事業体で行っていたものを、本市を含めた一部の事業体におきましては、名古屋市に委託して講習会のほうを実施する形を取らせていただきました。

本市のほうでは、講習会のほうを開催する必要がなくなりまして事務の効率化が図られたとともに、また複数の自治体に登録している事業者におきましては、それぞれの事業所、事業体のほうで市町村のほうで講習会を受ける必要がありましたが、名古屋市に委託したということで、名古屋市で1回講習を受ければ全ての自治体の講習を受けたと同等の扱いが受けられるということで、事業者にとってもよかったのかなと思っております。

また、これらのほかに水質検査業務、また薬品の購入、水道メーターの共同発注等につきまして検討のほうを進めておりますが、まだ業務の仕様の統一に向けて課題がありますので、今後課題の整理を行っていくところになります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

料金改定は、特に動きはないということによろしいですか。

◎上下水道課長（神山秀行君） すみません、失礼いたしました。

料金改定につきましては、水道事業のほうが設立されて以降、これまでに9回の料金改定のほうを行っております。昭和の時代では3回ということで、昭和56年、58年、63年と3回実施しておりますが、ちょっと記録のほうが残っていないものですから、詳細とか経緯については把握しかねているところになります。また、平成以降につきましては、平成14年度に県営水道料金改定に伴う見直しということで実施のほうをさせていただいております。また平成20年度には、使用水量10立方メートル未満の料金体系のほうの細分化という形で見直しのほうを行わせていただいております。それ以外には、あと4回は消費税の導入に関して見直しをしているところになります。

また、水道料金の見直しに対する考え方につきましては、令和2年度に策定のほうをさせていただきました経営戦略において実施したアセットマネジ

メントによる収入予測におきましては、人口減少に伴う収益の減少や管路を含めた施設の更新等に係る費用の増大によりまして、令和9年度以降、手持ちの資金がマイナスに転化する見込みが示されたところになります。こうしたことから、料金改定、企業債による財源の確保を検討して財政の健全化を図っていくということで、そういった必要があるかと考えているところになります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

なかなか経営の指標を見ていくと厳しいということは私も分かるわけで、そんな中でどうしていかなきゃいけないのかということころは、これから議論していかなきゃいけないのかなというふうに思っています。全国的な状況を見ながら、ちょっと考えていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

それで、今回の議案の中のやっぱり一定の部分で、3,600万円の建設改良積立金の積立てというのがこの議会の議決事項であるわけで、この建設改良積立金にどうやって積み立てていくのか、どういう考えで積み立てていくのかというのは一定示されているところですけど、今後のところではどのような考えでこの積立てを行っていくのか、少し考えがありましたら教えていただきたいと思えます。

◎上下水道課長（神山秀行君） 今回、建設改良積立金のほうを積み立てさせていただきましたが、この積立金におきましては、配水場や自己水源の電気設備等の改修や水道管の更新といった建設改良工事を実施するための財源として、これまで2億1,662万7,136円を積み立てております。令和2年度では、資本的収支になります4条予算の不足額を補填するために建設改良積立金のほうから約2,700万円を取り崩しておりますが、今後も建設改良積立金を補填財源として利用していくことを考えております。このため、令和3年度の純利益の相当額になります3,600万円を今回建設改良積立金のほうに積み立てたものになっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 水道会計では、いつも安心・安全な水をとって水質検査の表を見せてもらっているんですが、原水のほうで第1水源でほんの少しなんですけどトリクロロエチレン、マンガンが水源の4か所ぐらいで少し出ている状況ですが、原水のほうで11水源の中で、そこら辺の状況はどうでしょうか、お聞かせください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 今おっしゃられたとおり、水質検査につきましては、市内11か所の水源で実施しました。あと、給水栓につきまして

は自然生態園ですとか、児童遊園といった末端の箇所で9か所実施しております。

先ほどおっしゃられました原水で水質基準を超過しているのは、有機化合物であるトリクロロエチレンというものになります。あとは、マンガンが超過しているのが、東町にある第3水源と八剣町水源、それと野寄町水源、曾野町北水源の4か所になっております。

この対策として、トリクロロエチレンが超過している第1水源では、これを低減・除去するエアレーション設備というものを設置しております。マンガンが超過している水源につきましては、ろ過器を設置しております。これによって各設備で水処理をした直後と末端の給水栓においては、水質基準を満たしているということになっております。よろしくお願ひします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第65号「令和3年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第65号は全員賛成により原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第66号「令和3年度岩倉市公共下水道事業会計決算認定につい

て」を議題といたします。

決算書は令和3年度岩倉市公共下水道事業会計決算書です。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） すみません。

決算審査意見書の中の下水道のところの有収水量は2万2,653立米、0.8%増加し、有収率は0.5%上昇して85.8%となったと書いてあって、御指摘は有収率は令和3年度は若干改善したものの、依然として低い状況にあると。不明水の発生原因を見つけるなど対策を講じてほしいと御指摘されていますが、何か対策を考えているのでしょうか、お聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 不明水につきましては、北島町や大市場町など、古い陶管の管渠のところにおきましてカメラ調査を行いまして、浸入水箇所については内部補修や管更生を行っております。

また、令和2年度、3年度は、管の損傷が見つかりました東町で管渠の管更生を行いまして。北島町につきましては、マンホールポンプがありまして、不明水につきましては、ポンプの稼働状況で分かるところがありますけれども、改善されていないところがありますので、本年度も再度カメラ調査を行いまして状況を確認し、対策の方法を検討する予定としております。

◎委員（木村冬樹君） 僕も有収率のことを聞こうと思ったものですから、不明水の発生原因が陶管の破損によるものだということで、そこから不明水が入ってということで、その点検、カメラ調査などが行われているということでもあります。

なかなか難しい問題であるなというふうに思っていますし、陶管が埋められているというところが把握されていると思うんだけど、大体その辺というのは、また全体の会計にも関わってくるところだから簡単には替えられないところだというふうには思うんですけど、いつも本当に痛しかゆしという状況だなと思いつつも、いわゆる陶管の交換というか、そういうものの計画というのは、どんなような感じで考えていらっしゃるのでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 陶管につきましては、昨年度も少し管更生のほうを行いましたが、それは交換という形ではなくて内側からコーティングといいますか、そういった形でやる形で対処のほうをさせていただいております。やはりなかなか掘り起こして取替えというのは難しい状況にありますし、漏水調査のほうにおきましても、水道のように圧がかかっているような

管であれば路上から音を聞いたりして把握することができるんですが、下水におきましては、ちょっとそういった音調棒というか、棒を耳に当てて漏水を把握するというのも難しいものですから、なかなかちょっと下水の漏水対策には苦慮しているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

少し戻らせていただいて、また概況のところでも少しお聞きします。

上水も同じように経営指標が示されるようになって、それによって厳しい状況というのが分かるわけです。特に上水よりも公共下水道のほうが経費回収率なんかを見るとちょっと暗たんたる気持ちになってしまうというのは率直なところでは、しかしながら、やっぱり市民にとってはこういった公共料金を値上げしていくということはなかなか難しい問題だとは思いますが、私も議員として悩んでいるところです。

それで、代表監査委員にもお聞きしたんですけど、同規模団体と言われている北名古屋市だとか、埼玉県の吉川市というところでの経営状況の比較がされている中で、さらに供用開始30年を超えともう少し同規模団体が増えていくということも答弁でされているということで、その辺も見ながら考えていくぐらいなのかなというふうには私は思っていますけど、担当課としては、この下水道使用料の見直しについてはどのようなスケジュールで考えているのかお聞かせください。

◎上下水道課長（神山秀行君） 先ほど申されましたように、供用開始後30年になると区分が変わりまして比較できる団体が増える形になります。ただし、令和7年度決算という形になりますので、まだちょっと三、四年お時間がかかるような状況になっております。

令和2年度決算になります。県内で比較しましても、岩倉市の使用料単価、また経費回収率ですね、先ほど言っていた、そちらについては非常に低い状況となっております。それでも県内の中では、岩倉より高い場合でも使用料改定のほうを行っている団体もありますので、さらに差が開いていくのであろうなということで考えておりますので、下水道使用料改定検討を進めていかなければならないのかなということで担当課のほうでは考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。分かりましたとは言えませんが、厳しい状況については私も理解しています。だけど、市民にとってどうなのかというところもやっぱり立場としてはありますので、議論していきたいというふうに思います。

もう一つ、これもいつも聞いている部分で、公共下水道に流れ込む事業所

からの排水の水質調査が行われています。岩倉市は、特に問題となるようなことはこれまでも多少出て指導後に改善するというのがほとんどのケースだというふうに思うんですけど、令和3年度の水質調査の状況と基準超過に対する指導、その結果どうだったのか、こういった点について総括的に教えていただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 令和3年度の水質調査につきましては、年間10回、延べ58か所で行いました。令和2年度と比較すると回数は2回、箇所数は1か所増えています。結果につきましては、7事業所で基準を超えておりました。超えていた基準、超えていました項目としましては、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質、生物化学的酸素要求量（BOD）、あと浮遊物質が基準を超えていました。基準を超えた箇所につきましては、除害施設の適切な維持管理や適正な排水をするよう文書で指導しております。それでも改善されない事業所があれば、訪問・指導を行っております。

昨年度につきましては、訪問指導を行ったところもありまして、飲食店ですけれども、油がなかなか改善されないということで、一緒にグリストラップの点検を行ったりして、まだ指導しているところがございます。

◎委員（木村冬樹君） すみません。

7事業所で基準超過があって、除害施設の清掃だとか、訪問指導も今回行ってというところだというふうに思います。ノルマルヘキサンだから、油だから、例えば飲食店だというふうに思うんですけど、ただ以前に出ていたような水銀だとか、こういう害が起きそうなものというのはそれほどないということで、基本的には指導して二、三回の指導の中で改善していつている状況にあるということですのでよろしいでしょうか、その辺だけちょっと教えてください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 基本的には、1回文書指導をして、それで改善するところがほとんどになっております。今回たまたま1事業所だけ訪問指導をしてまだ指導中ということになっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今の施設の排水、水質調査なんですけど、事業所名は伏せての資料請求の資料なので、12月時点で超過して、2月でもまだ基準超過のところは、同じ事業所かどうかは分かりませんが、2月で超過しているところもあるということで、やはり指導をされて洗浄をしっかりとすればそれが収まるということなんですかね。どういう具体的な指導で水質の基準内に収まる過程というのか、具体的に教えていただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 具体的な指導方法としましては、まず油を流しているために基準を超えているという部分をまずお伝えします。流すところから油をあまり流さないようにしていただくということで、例えばラーメン屋さんだったら全部ざっと流すのではなく、油分を拭き取ってから流すとかということをまずシンクのほうでしていただきまして、ただ、それでは取り切れないので、当然グリストラップという除害施設を設置していただいておりますので、そちらの清掃をしていただいております。

結局、流す量が多ければ多いほど油がどんどんたまりますので、清掃頻度というのは目安としてこれぐらいですということをお伝えするんですけども、店舗によってやはり変わりますので、実際の汚れ具合を見ながら、例えばここでは毎日上澄みを取ってくださいですか、そういう具体的な指導をするようにしています。

◎委員（梶谷規子君） そういう具体的な指導をしていただいたというところですが、古いところのお店が何度も下水、排水のところの施設がそのまま、またお店が替わるだけのところは本当になかなか基準超過が収まらないというのも聞くところですが、そういった設備を投資していくお願いも併せてしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うわけですが、よろしくお願ひします。

もう一点聞きたいことは、新しい住宅ができて新しい供用開始の管から自宅につなぐ場合、道路をまたがなくちゃいけないところが非常に道路が盛り上がり、そこを車が通ると非常に振動があつて、近所の方たちが神経質な人だったら震度2、震度3ぐらいの状況になるという苦情があちこちで聞かれますが、新しい住宅ができての下水道管の設備の場合、そういった現状と対策についてはどうお考えでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 交通量が多い主要な道路等につきましては、次年度に全面舗装するなどの対策を取っております。また、いわゆる生活道路みたいな交通量が少ないところも当然ありますけれども、そういうところは全面舗装を全部できるわけではないものですから、道路管理者の指示に従いまして、掘削幅プラス余裕幅を取りまして、なるべく段差ができないように舗装するようにしています。

昨年度工事を行ったところで今年度舗装工事するところもありまして、まだ実際に現場は着手できておりませんが、既に測量等、発注をかけて測量も行っておりまして、来月中旬頃に舗装する予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。
(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
続いて、採決に入ります。

議案第66号「令和3年度岩倉市公共下水道事業会計決算認定について」、
賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第66号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一
任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。